

# 柏崎市の遺跡XII

—柏崎市内遺跡第XII期発掘調査報告書—

2003

柏崎市教育委員会

# 柏崎市の遺跡 XIII

—柏崎市内遺跡第XIII期発掘調査報告書—

2003

柏崎市教育委員会



# 序

近年、全国各地で発掘されている遺跡には、いろいろな面から多くの関心が寄せられ、しばしば大きく報道されることがあります。しかし、遺跡は報道によってのみ知られるものではありません。遺跡は、過去における人びとの生業の痕跡です。したがって、私たちが暮らしているそれぞれの地域においても遺跡は存在しているのであり、実はもっと身近に感じてしかるべきものであると思われます。普段は何気なくみている丘の上や水田にも、何らかの遺跡が眠っていることがあります。そして、発掘調査などによって遺跡が一旦その眠りから覚めると、実は私たちに多くのことを語りかけてきます。先人たちの足跡である遺跡が語る言葉にも私たちは耳を傾ける必要があるのではないかでしょうか。

柏崎市教育委員会では、開発行為に伴う事前調査として、国・県の補助金を得て、柏崎市内遺跡発掘調査等事業を実施しています。本事業では、開発区域内における遺跡の有無、あるいは遺構・遺物の密度や規模などを把握するために試掘・確認調査を行っています。本年度は、第XII期調査として、開運橋遺跡・角田遺跡・東原町遺跡・吉井水上I遺跡・吉井水上II遺跡・上原遺跡・秋里遺跡・琵琶島城跡の8遺跡の調査を行いました。調査の結果は、遺跡の保存や本発掘調査の要否を判断する際のデータとして用いられます。また、実際の調査面積は限られ、遺跡全体を見極めるには不十分ですが、遺跡の時代や性格あるいは規模などを考察し、地域の歴史を探っていくには貴重なデータとなるに違いありません。ささやかな資料ではありますが、この報告書が地域の歴史理解の一助となり、地域づくりや遺跡保護のため活用されるとすれば、この上なく幸いに思います。

最後に、調査に参加された調査員各位、本事業に格別なる御助力と御配慮をいただいた新潟県教育委員会、並びに調査に御協力いただいた事業者及び工事関係者に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。

平成15年3月

柏崎市教育委員会

教育長 相澤陽一

## 例　　言

1. 本報告書は、新潟県柏崎市における各種の開発に伴って実施した試掘調査・確認調査の記録である。
2. 本事業は、柏崎市教育委員会が主体となり、県・国の補助金を得て平成3年度から実施している「柏崎市内遺跡発掘調査等事業」である。平成14年度は第12年次となる第XII期調査であることから、本書は「柏崎市の遺跡XII」とした。
3. 第XII期調査では、8遺跡・1地点に対し、10件の試掘・確認調査を実施した。ただし、うち2件は年度末に調査が実施されたものであるため、来期の事業に含めて報告することとした。
4. 試掘確認調査の現場作業は、文化振興課職員及び柏崎市遺跡考古館（旧遺跡調査室）のスタッフを調査員として実施した。整理・報告書作成作業は、柏崎市西本町3丁目の喬柏園内遺跡調査室（～11月）、小倉町の柏崎市遺跡考古館（12月～）において、職員（学芸員）を中心に、柏崎市遺跡考古館（旧遺跡調査室）のスタッフで行った。
5. 発掘調査によって出土した遺物の注記は、各遺跡名の他、グリットや試掘坑名、層序等を併記した。
6. 本事業で出土した遺物並びに調査や整理作業の過程で作成した図面・記録類は、全て一括して柏崎市教育委員会（柏崎市遺跡考古館）が保管・管理している。
7. 本報告書の執筆は、下記のとおりの分担執筆とし、編集は伊藤が行った。

第Ⅰ章第1節 ..... 品田高志  
第Ⅰ章第2・3節・第Ⅲ章・第Ⅴ章 ..... 中野 純  
第Ⅱ章・第Ⅳ～Ⅷ章 ..... 平吹 靖  
第Ⅳ章・第Ⅻ章 ..... 伊藤啓雄

8. 本書掲載の図面類の方針は全て真北である。磁北は真北から西偏約7度である。

9. 発掘調査から本書作成まで、それぞれの事業主体者および工事関係者等から様々な御協力と御理解を賜った。記して厚く御礼を申し上げる次第である。

井上恵二・株式会社石高建設・株式会社石塚組・株式会社植木機工・株式会社植木組・株式会社トーア仮壇・株式会社武藤建設・太陽鉱油株式会社・宝泉寺・丸高建設株式会社・有限会社三友建設・新潟県柏崎土木事務所道路課・同治水課・柏崎市都市整備部都市整備課・同都市整備部下水道課

(順不同・敬称略)

## 調　　査　　体　　制

調査主体 柏崎市教育委員会 教育長 相澤陽一  
総　括 小林清輔（文化振興課長）  
監理・庶務 品田尚道（文化振興課埋蔵文化財係長）  
調査指導 品田高志（文化振興課埋蔵文化財係主任・学芸員）  
調査担当 中野 純（文化振興課埋蔵文化財係主査・学芸員）  
伊藤啓雄（文化振興課埋蔵文化財係学芸員）  
平吹 靖（文化振興課埋蔵文化財係学芸員）  
調　　査　　員 村山孝行（文化振興課埋蔵文化財係工務員）  
渡辺富夫（文化振興課埋蔵文化財係顧託）  
高橋恵美（文化振興課埋蔵文化財係顧託）  
吉田正樹（文化振興課埋蔵文化財係顧託）  
調査補助員 大野博子（柏崎市遺跡考古館 旧遺跡調査室）  
整理作業スタッフ

野田絵利子（文化振興課埋蔵文化財係准職員 7月～）

阪田友子（文化振興課埋蔵文化財係顧託）

黒崎和子・萩野しげ子・吉浦啓子・片山和子・月橋香奈子・小林 薫

(柏崎市遺跡考古館 旧遺跡調査室・順不同)

# 目 次

I 序 説 .....	1
1 柏崎市の埋蔵文化財保護行政の課題 .....	1
2 平成14年度事業の概要 .....	3
3 遺跡の位置と環境 .....	4
II 開運橋遺跡（第4次） .....	7
1 調査に至る経緯 .....	7
2 調査の概要 .....	7
3 調査のまとめ .....	11
III 角田遺跡（第3・4次） .....	12
1 調査に至る経緯 .....	12
2 第3次確認調査の概要 .....	13
3 第4次確認調査の概要 .....	19
IV 東原町遺跡 .....	22
1 東原町地区と調査に至る経緯 .....	22
2 調査の概要 .....	24
3 調査のまとめ .....	29
V 吉井水上遺跡群 .....	30
1 調査に至る経緯 .....	30
2 調査の概要 .....	31
3 出土遺物 .....	34
4 調査のまとめ .....	36
VI 上原遺跡 .....	37
1 調査に至る経緯 .....	37

2 調査の概要 .....	3 7
3 調査のまとめ .....	4 3
<b>VII 秋里遺跡（第4次）.....</b>	<b>4 4</b>
1 調査に至る経緯 .....	4 4
2 調査の概要 .....	4 6
3 調査のまとめ .....	4 8
<b>VIII 琵琶島城跡（第2次）.....</b>	<b>4 9</b>
1 調査に至る経緯 .....	4 9
2 調査の概要 .....	4 9
3 調査のまとめ .....	5 5
<b>IX 総 括 .....</b>	<b>5 6</b>
<引用・参考文献> .....	5 6
<抄 錄> .....	卷末

## 図版目次

図版1 開運橋遺跡1	a・b. 調査区近景
図版2 開運橋遺跡2	a. 第1トレンチ      b. 第1トレンチ層序      c. 第2トレンチ層序 d. 第3トレンチ掘削      e. 開運橋遺跡近景
図版3 角田遺跡1	西中通地区周辺航空写真
図版4 角田遺跡2	a・b. 角田遺跡近景
図版5 角田遺跡3	a・b. 第3次確認調査風景
図版6 角田遺跡4	a・b. 第3次確認調査風景      c. 第3次A-1全景 d. 第3次A-1層序      e. 第3次A-2全景      f. 第3次A-2層序 g. 第3次A-3全景      h. 第3次A-3層序
図版7 角田遺跡5	a. 第3次A-4全景      b. 第3次A-4層序      c. 第3次A-5全景 d. 第3次A-5層序      e. 第3次A-6全景      f. 第3次A-6層序 g. 第3次B-1全景      h. 第3次B-1層序
図版8 角田遺跡6	a. 第3次B-2全景      b. 第3次B-2層序      c. 第3次B-3全景 d. 第3次B-3層序      e. 第3次出土遺物

- 図版9 角田遺跡7 a・b. 第4次確認調査風景
- 図版10 角田遺跡8 a. 第4次確認調査風景 b. 第4次TP-1全景  
c. 第4次TP-1層序 d. 第4次TP-2全景  
e. 第4次TP-2層序
- 図版11 東原町遺跡1 a. 調査区近景 b. A-1試掘坑全景(第I層) c. A-1試掘坑層序  
d. A-1試掘坑全景 e. A-1試掘坑遺構確認
- 図版12 東原町遺跡2 a. A-2試掘坑全景 b. A-2試掘坑層序 c. B-1試掘坑全景  
d. B-1試掘坑層序 e. B-2試掘坑全景 f. B-2試掘坑層序  
g. C-1試掘坑全景 h. C-1試掘坑層序
- 図版13 東原町遺跡3 a. C-2試掘坑全景 b. C-2試掘坑層序 c. d. 出土遺物
- 図版14 吉井水上遺跡群1 a. 調査区近景 b. 調査風景
- 図版15 吉井水上遺跡群2 a. TP-1全景 b. TP-1層序 c. TP-2全景  
d. TP-2層序 e. TP-3全景 f. TP-3層序  
g. TP-4全景 h. TP-4層序
- 図版16 吉井水上遺跡群3 a. TP-5全景 b. TP-6全景 c. TP-7全景  
d. TP-7層序 e. 出土遺物
- 図版17 上原遺跡1 a. 調査区近景 b. A地点近景
- 図版18 上原遺跡2 a. B地点近景 b. A-1トレンチ層序 c. A-1トレンチ  
d. e. 作業風景
- 図版19 上原遺跡3 a. B-1トレンチ層序 b. B-1トレンチ c. B-2トレンチ層序  
d. B-2トレンチ e. B-3トレンチ層序 f. B-3トレンチ  
g. 作業風景 h. 上原遺跡遠景
- 図版20 秋里遺跡1 秋里遺跡航空写真
- 図版21 秋里遺跡2 a・b. 調査区近景
- 図版22 秋里遺跡3 a. 第1トレンチ層序 b・c. 第1トレンチ d. 第2トレンチ層序  
e・f. 第2トレンチ g. 埋め戻し作業 h. 立会調査スナップ
- 図版23 琵琶島城跡1 a. 琵琶島城跡航空写真 b. 柳川神社所蔵絵図
- 図版24 琵琶島城跡2 a・b. 調査区近景
- 図版25 琵琶島城跡3 a. 作業風景 b. B-1トレンチ層序 c. B-1トレンチ  
d. B-2トレンチ層序 e. B-2トレンチ
- 図版26 琵琶島城跡4 a. B-3トレンチ層序 b. B-3トレンチ  
c. B-4トレンチ掘削状況 d. B-4トレンチ  
e. B-5トレンチ層序 f. B-5トレンチ g. B-6トレンチ層序  
h. B-6トレンチ
- 図版27 琵琶島城跡5 a. B-7トレンチ層序 b. B-7トレンチ c. B-8トレンチ層序  
d. B-8トレンチ e. 琵琶島城跡本発掘調査航空写真
- 図版28 琵琶島城跡6 a・b. 出土遺物

## 挿図目次

第1図	平成14年度 柏崎市の発掘調査（現場作業）工程図	3
第2図	第X期発掘調査等対象遺跡位置図	5
第3図	開運橋遺跡第4次確認調査調査区位置図	9
第4図	開運橋遺跡第4次確認調査トレンチ配置図	9
第5図	開運橋遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図	10
第6図	角田遺跡第3次確認調査試掘坑配置図	15
第7図	角田遺跡第3次確認調査遺構平面図	17
第8図	角田遺跡第3次確認調査基本層序柱状模式図	17
第9図	角田遺跡第3次確認調査出土遺物	18
第10図	角田遺跡第4次確認調査試掘坑配置図	20
第11図	角田遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図	21
第12図	東原町遺跡と周辺の遺跡分布図	23
第13図	東原町遺跡試掘調査対象区域	24
第14図	東原町遺跡試掘調査試掘坑配置図	25
第15図	東原町遺跡試掘調査遺構確認模式図	27
第16図	東原町遺跡試掘調査基本層序柱状模式図	27
第17図	東原町遺跡試掘調査出土遺物	27
第18図	吉井水上遺跡群確認調査試掘坑配置図	32
第19図	吉井水上遺跡群確認調査基本層序柱状模式図	35
第20図	吉井水上遺跡群確認調査出土遺物	36
第21図	上原遺跡と周辺の遺跡	38
第22図	上原遺跡推定範囲と確認調査区	40
第23図	上原遺跡確認調査トレンチ配置図1（A地点）	40
第24図	上原遺跡確認調査トレンチ配置図2（B地点北側）	41
第25図	上原遺跡確認調査トレンチ配置図3（B地点南側）	41
第26図	上原遺跡確認調査基本層序柱状模式図	42
第27図	宮平遺跡群と確認調査の位置	45
第28図	秋里遺跡第4次確認調査トレンチ配置図	47
第29図	秋里遺跡第4次確認調査遺構等分布図	47
第30図	秋里遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図	48
第31図	琵琶島城跡推定範囲と確認調査対象位置	50
第32図	琵琶島城跡第2次確認調査トレンチ配置図	51
第33図	琵琶島城跡第2次確認調査基本層序柱状模式図	54
第34図	琵琶島城跡第2次確認調査出土遺物	54

# I 序 説

## 1 柏崎市の埋蔵文化財保護行政の課題

埋蔵文化財の保護とは、通常地下に埋もれている文化財を現状のまま保存し、将来にわたって守っていくとする行為である。その意味においてはいくつかある。一つは、現在の科学的知識、あるいは分析能力に限界があり、発掘調査を実施しても明らかにし得ない事項について、これらを将来、未来における科学技術の発展により、少しでも確認することができるよう、またその機会を失わないよう意図しているというものである。これは比較的純粋な学問的・学術的な欲求を前提とした考え方である。もう一つは、遺跡だけでなく文化財とされるものは、人類の歴史的遺産であり、それは国民享有の財産であるという観点を前提とする。つまり、歴史的遺産とされる財産は、現代人の独占物ではなく、将来・未来の人々にも等しく享有されなければならない。したがって、文化財は、可能な限り後世に残さなければならないとするものである。両者はともに、文化財が自然と同じく、一度破壊されたり損なわれた場合、二度と元に戻せないという危機感をもっている点で共通するのである。

それでは、埋蔵文化財の保護行政とは何か。行政とは、法律や条例など法規に基づき行う行為であり、その執行者は国会や司法裁判所以外の国家機関や地方等の公共団体である。したがって、地方公共団体等が法規に基づき行う文化財保護が、文化財保護行政であり、文化財保護法等が基本的な法規となる。

文化財保護法における埋蔵文化財の取扱いは、指定された史跡等や登録された周知の遺跡を現状のまま保護することを認む、後者は現状保存ができない場合に限り、発掘調査を実施し、記録にて保存するよう規定されている。この発掘調査とは、例えそれが学術的行為であっても、発掘という行為そのものが現状を損ない、破壊に通じるものとされている。つまり、埋蔵文化財の保護とは、遺跡を現状のまま保存することが本来の業務であり、後段の記録保存、つまり発掘調査を実施するという行為は、緊急避難的処置として行われるものなのである。

しかし、現実はなかなか裏腹である。地方公共団体等では、文化財を現状のまま保存・保護するために文化財担当を配置することは少なく、本来のではない発掘調査を実施するために人材を求め、開発行為が多くなることによって増員がなされている。これが現実である。柏崎市における埋蔵文化財保護行政も、その始まりは開発に伴う遺跡の記録保存であった。しかも、初期の段階は、記録保存を行う発掘調査の実施すら、なかなか理解されなかったのである。今現在、記録保存のために実施される発掘調査については、行政内の開発部局でも、民間の開発業者であっても、あからさまに異議を唱えられることはなくなった。その意味において、確かに文化財保護の行政は、進展しているかに見える。

さて、柏崎市においてなされる開発に伴う発掘調査は、埋蔵文化財の担当者が配置されてから、比較的多く実施されてきた。また、出土品等の資料化、記録に保存されたデータ等の公開である発掘調査報告書等の公刊も、40冊(平成14年末現在)に及び、確かに実行性のあるものとして機能してきた。しかし、これまでの実績とは、開発行為によって現状保存できない遺跡について、記録保存するための緊急調査、行政発掘に追われてきた結果にすぎず、遺跡の現状保存や活用という本来の業務は、いまだ本格始動していないと批評されるべき現状にある。

埋蔵文化財保護行政の現状について、体制等の整備が進められている自治体の事例を見ていくと、埋蔵文化財活用の根拠地として、埋蔵文化財センター等の施設が整えられ、地域住民へのサービスを充実させつつ、史跡整備もあわせて行っているところが多い。それは、自治体の規模とは無関係で、政令都市である福岡市でも、あるいは大阪府高槻市、人口23,000人の岐阜県能登川町や山梨県明野町など、数多くの事例がある。遺跡を破壊から守り、史跡に指定して整備することは、それだけで市民へインパクトを与える事業となる。また、埋蔵文化財センター等の各施設において、出土品の利活用、発掘調査成果の市民への還元が機能したとすれば、相乗効果が期待でき、文化財への関心は大いに高まるものとみられる。

そこで、柏崎市における遺跡の保存や活用という側面から、その実態を少し見てみよう。まず、開発行為に伴う遺跡の取扱いについては、原則現状保存の可否から協議する。しかし、その結果は大半が発掘調査に至り、最終的に現状保存の達成、整備・活用に至った事例はない。また、埋蔵文化財センター等の整備については、平成14年12月に調査業務を主とする中核施設として、「柏崎市遺跡考古館」が業務を開始した。施設の目的には、住民サービスという観点が意識されていることは確かであるが、これまでと同様に緊急調査対応が主体的であり、今まで整理作業を行っていた施設が手狭になったため、移転改称された意味合いが強い。確かに、新潟県内における市町村の実情を見ると、埋蔵文化財センターなどの核施設を整備した自治体はまだ少なく、しかも市民サービスの充実度は心許ないよう思われる。また、史跡整備についても、近年その事例は比較的増えているが、市民ニーズへの対応や利活用という観点からすれば、多くの課題を抱えているのが実情ではないだろうか。

柏崎市遺跡考古館は、現在業務を開始したばかりであるが、施設などのハード面や、緊急調査対応ばかりではない専門職の配置、あるいは市民・住民へのサービスメニューの問題などといったソフト面で、今後さらに改良すべきところが多くある。しかし、核施設が設置されたことは、そのメリットを生かし、さらに機能を充実させていくことが、一般論として求められているわけである。また、史跡整備は、直ちに始動できるものではないが、市内には国指定史跡の下谷地遺跡、県指定史跡の椎谷陣屋跡、そして埋蔵文化財に関連しそうな市指定史跡もいくつか存在する。これらの史跡が、直ちに整備可能かは、詳細な検討が必要なことは言うまでもないが、市民ニーズに対応した史跡整備は、柏崎市にとって重要な課題であることができる。

それでは、本来の業務外とされた発掘調査は、不必要であるかと問われれば、それは否である。行政としては、現在生きている人間の生活を守ることも大切である。そのため、壊れる遺跡はいつでも生じる。その場合はやはり、遺跡の重要性等を検討しつつ現状保存を模索し、あるいは発掘調査を実施し、記録保存の処置を講ぜざるを得ない。しかし、発掘調査を実施すれば、その結果新たな発見がある。開発により遺跡は壊れるが、発掘調査に対する市民や考古学関係者からの注目度や期待は大きく、これら成果の市民への還元と活用は、文化財保護の普及や啓発としては重要な部分である。このような発掘調査を、行政側が確実に実施し、その成果を市民へ還元することが、埋蔵文化財の保護担当に課せられているのである。

柏崎市における埋蔵文化財保護行政の課題としては、遺跡考古館の機能充実、遺跡の現状保存と活用(史跡整備)、そして発掘調査の実施による新たな知見の蓄積と、出土資料の活用であり、これらをバランスよく連携しながら推進することである。そのためには、市民ニーズに応えられるような仕事が、必要不可欠といえるのではないだろうか。今現在、将来を見据えた柏崎市における埋蔵文化財保護の具体的展望はまだないが、今後の課題には、発掘調査成果の市民への還元と、埋蔵文化財保護の本来的な業務である遺跡の保存と活用に、業務の比重を移していく環境作りが必要であると言えそうである。

## 2 平成14年度事業の概要

平成14年度に実施した柏崎市の発掘調査業務（現場作業）は、主に本発掘調査と、本書で報告する柏崎市内遺跡第XIII期発掘調査等事業に基づく試掘・確認調査である。

本発掘調査は、携帯電話中継塔建設工事に伴う一つ塚遺跡発掘調査、市道建設工事に伴う琵琶島城跡発掘調査、国道8号線柏崎バイパス建設工事に伴う剣野B遺跡発掘調査、公共下水道敷設工事に伴う角田遺跡第2次発掘調査の計4件である。当初の発掘調査計画では、琵琶島城跡と剣野B遺跡の発掘調査を軸とし、これらの合間にその他の調査を遂行する予定であった。しかし、平成13年度末に一つ塚遺跡発掘調査が、平成14年度には角田遺跡発掘調査が、それぞれ緊急に対応せざるを得ない状況下で協議が開始され、急きょ本発掘調査の実施を余儀なくされた。また、試掘・確認調査を始め、立会調査や現地踏査等、本調査実施期間中に緊急対応せざるを得ない諸調査も多く、さらに遺跡整理事務所の移転業務等も重なったため、例年に比べかなり過密な工程となった。

柏崎市内遺跡第XIII期発掘調査等事業に基づき、平成14年度に実施した試掘調査及び確認調査は、合計8件である（年度末を除く）。これら8件の調査の内訳は、確認調査7件と試掘調査1件である。試掘調査においては、未周知遺跡の発見に至った。また、確認調査のうち6件は、過去にも調査が実施されている遺跡が対象であった。過去の調査原因となった土木工事等の継続によるものが2件あるが、他の4件は過去の道路整備や宅地造成等が完了したことによって発生したものである。いわば第2次開発ともいえるものであり、具体的には宅地に対する公共下水道敷設や、道路事情の変化による沿道の造成等となっている。このような内容の開発行為が多いことも、今年度の特徴の一つである。このことから、大幅な建設工事等がやや落ちつき、環境や利便性の変化に伴う第2次的な工事へと、開発行為の内容そのものが変化しているのである。

試掘・確認調査の実施時期は、例年はほぼ本発掘調査の本格化する以前と、それらが終了した後に集中するが、本年度については、本発掘調査着手前に試掘・確認調査は行っていない。本発掘調査と並行して実施した3件と、終了直後に実施した5件ということになり、本年度がいかに緊急対応的な諸調査が多かったかを示している。

開運橋遺跡の確認調査は、今回で第4次となる。調査地点の全域において、河川の氾濫原等であったことが想定され、遺跡の存在が否定的な環境であったと考えられる。角田遺跡については、本年度は第3次

遺跡の名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試掘・確認調査												
開運橋遺跡			■									
角田遺跡（第3次）							■	■				
東原町遺跡												
吉井水上遺跡群												
角田遺跡（第4次）												
上原遺跡												
秋里遺跡												
琵琶島城跡												
本発掘調査		■										
一つ塚遺跡												
琵琶島城跡		■										
剣野B遺跡				■								
角田遺跡							■					

第1図 平成14年度柏崎市の発掘調査（現場作業）工程図 来年度末の調査は省略

と第4次の確認調査を実施した。平成10年度に行われた本発掘調査区域に隣接する地点が対象であり、当初から遺跡存在の可能性が高いと考えられていた。第3次確認調査では調査対象地の一部において、第4次確認調査では調査対象地の全域において、遺跡範囲が及んでいることは把握された。いずれも本発掘調査の実施が必要と判断されたが、特に第3次確認調査については、土木工事等の着手後に実施したものであり、平成14年10月末頃までに本発掘調査を終了せざるを得ない状況であった。そのため、急きよ10月下旬から本発掘調査を行うこととなり、年度当初計画にはない緊急調査の典型的な事例といえよう。なお、第4次確認調査については、次年度以降に施工される土木工事等への対応である。

東原町遺跡には、民間開発による給油所等建設工事に伴う試掘調査を実施した。当該地に未周知の遺跡が存在する可能性が想定されたため、試掘調査が必要と判断されたものである。今回の試掘調査によって、古代・中世及び近世の遺構や遺物等が検出され、新発見遺跡の存在が明らかとなった。

古井水上遺跡群は、主要地方道鯨波・宮川線（県道73号線）拡幅工事に伴い、古井水上I遺跡、古井水上II遺跡を対象として確認調査を実施した。その結果、調査対象地の一部を除くほぼ全城に、古代を主体とする遺跡の範囲が及んでいることが把握された。上原遺跡については、河川改修並びに市道改良工事に伴って、確認調査を実施した。今回の確認調査では、遺構や遺物等は認められず、遺跡が分布している可能性は低いと判断された。しかし、今後も下流に向かって、河川改修が順次施工されていく計画であるため、次年度以降にも再度の確認調査等が必要とされている。

秋里遺跡の確認調査は、今回で第4次を数える。宗教法人による墓地造成工事に伴って、確認調査実施の必要が生じたものである。遺物の出土が認められなかつたため、詳細な時期については不詳であるものの、遺構の分布が及んでいることが把握された。過去に実施した調査では、本遺跡は縄文時代及び中世を主体とすることが確認されているため、今回検出されて遺構についても、このいずれかの時代の所産であると考えられる。琵琶島城跡については、第2次確認調査を実施した。第1確認調査及び今年度実施した本発掘調査同じ調査原因であり、市道改良工事の来年度以降の施工区域を対象とした。すでに宅地として利用されていたため、家屋建築等による搅乱が著しく、すでに遺跡が湮滅している地点もあったが、一部で遺構や遺物等が検出された。

### 3 遺跡の位置と環境

柏崎市内遺跡第3期発掘調査等で対象となった遺跡は、6遺跡1遺跡群8件である。これらの所在地が比較的広い範囲に及んでいることから、本節では最初に柏崎平野全体を概観し、その後各遺跡の所在する地理的な環境などについて述べることとしたい。

**柏崎平野概観** 柏崎市は新潟県のほぼ中央に位置する人口9万人弱の地方小都市であり、中越地方に属している。中越地方は大きく南部の魚沼群山と、信濃川中流域から柏崎平野を含む北部に区分できるが、柏崎平野は北部の中でも西半に位置している。新潟県内には、信濃川や阿賀野川等によって形成された新潟平野（越後平野、蒲原平野）や、関川水系に属する高田平野（頸城平野）等の広大な平野がみられるが、柏崎平野はこれら二大平野と、山地や丘陵による分水嶺で隔たれた独立平野となっている。

柏崎平野は、鰐石川と鶴川を二大主要河川として形成された臨海冲積平野である。この平野を取り巻く丘陵や山塊は、東頸城丘陵の一部に相当する。そして、米山・黒姫山・八石山のいわゆる刈羽三山を頂点として、北流する鰐石川と鶴川によって分割された東部・中央部・西部の3区分で考えることができる。



1. 開蓬橋遺跡
2. 角田遺跡
3. 東原町遺跡群
4. 吉井水上遺跡群
5. 上原遺跡
6. 秋里遺跡
7. 猪籠島城跡



第2図 第2期発掘調査等対象遺跡位置図

東部には、南西—北東方向の背斜軸に沿って、西山丘陵・曾地丘陵・八石丘陵が北側から規則的に並んでいる。また、向斜軸に沿っては、別山川や長鳥川等の鰐石川支流が、南北方向に流路をとっている。中央部は、黒船山を頂点に北へ緩やかに高度を下げ、沖積地に接する一帯に広い段丘が形成されている。西部では、米山を頂点とした傾斜の強い山塊が海岸部まで張り出して断崖を形成し、低位・中位・高位の海岸段丘の形成が顕著である。米山は今でも少しづつ隆起しているといわれており、東部や中央部とは異なった地形的景観となっている。沖積平野の北西面は、日本海にさらわれ、海岸線に沿って荒浜砂丘・柏崎砂丘が広がっている。この砂丘から丘陵部に至る沖積地は、砂丘後背地として湿地性の強い低地となっており、鰐石川や鶴川等による自然堤防の形成が顕著である。

別山川左岸 柏崎平野東部の別山川左岸は、柏崎市域において遺跡の最も集中する地域の一つである。沖積地に東接して刈羽・三島丘陵が横たわり、その山麓に段丘が形成されている。この丘陵は東流する無数の小河川によって開析され、小谷が樹枝状に入り込んでいる。遺跡は主に段丘上と、地形変換点に近い沖積地に分布している。特に下谷地遺跡や吉井行塚古墳群等、弥生時代～古墳時代の著名な遺跡が多く知られている。

吉井遺跡群は、吉井地区を中心として分布する20ヶ所近い遺跡の総称である。今回の確認調査では、土木工事等の施工範囲内に所在する吉井水上I遺跡と吉井水上II遺跡（吉井水上遺跡群）を対象とした。いずれも沖積地内に立地している。

鰐石川中流域 柏崎市外の源流域から市境を経て流れ来る本流は、石曾根地区で支流の西之入川と合流する。この合流点から、支流の長鳥川との合流点となる安田地区までの間を鰐石川中流域とする。

鰐石川は、上中流域では小規模な河川や沢が次々と合流し、黒船山山麓に連なる丘陵に河岸段丘や沖積地を形成している。段丘上には縄文遺跡や古代・中世の遺跡等が幾つか確認されている。

秋里遺跡は、鰐石川中流域の左岸に形成された自然堤防状の河岸段丘上に立地する。縄文時代中期～後期を主体とする遺跡として知られるが、ほぼ重複する範囲に中世の宮平城跡や宮平の塚が所在している。

鰐石川下流域 支流の長鳥川との合流点となる安田地区から、河口までの間を鰐石川下流域とする。鰐石川は安田以北で蛇行が激しくなり、広い扇状地状の地形を形成する。下流域では蛇行しながら概ね北上するが、西中通地区の付近に至ると荒浜砂丘を回避するように著しく蛇行し、暴れ川的な様相を呈する。北上していた流路は一旦西流し、松波地内で南下した後、再び反転して北上し、日本海に流れ出る。

本地域では計4遺跡の確認調査を実施した。開運橋遺跡は下流域でも特に蛇行の激しい河口付近に位置し、角田遺跡は支流別山川との合流点東側に立地している。東原町遺跡は西中通地区、鰐石川左岸の自然堤防末端付近に位置する。上原遺跡は鰐石川と別山川の合流点北側、角田遺跡と河川を隔てた向側に立地している。

鶴川下流域 鶴川地区を源流として北流してきた鶴川は、上条地区的山口近辺から中流域となる。下流域については、高田地区的下方付近から河口部までとする。鶴川下流域は、かつては「鏡ヶ沖」と称された湖沼があったとされており、柏崎砂丘の後背地をなしている。また、半田から枇杷島に至る一帯には低地帯が形成され、砂丘形成に阻まれた鰐石川も、古い時期にはこの低地帯に流入していた可能性があると考えられている。

琵琶島城跡は、鶴川と横山川の合流点に位置する。主要な河川の合流点であることや、中世柏崎町と上条とを結ぶ幹線ルート上に位置すること等から、交通上の要所を掌握することを意図して築かれた中世城館跡と想定されている。

## Ⅱ 開運橋遺跡（第4次）

—開運橋架替に伴う市道改良工事に係る確認調査—

### 1 調査に至る経緯

開運橋遺跡は、柏崎市を流れる主要河川の一つである鰐石川の下流域に位置する。その名称が示す通り、開運橋が架かる周辺部分、橋場（左岸）と橋場町・松波地内（右岸）にまたがり所在するものと想定されている。地形的には、柏崎平野を形成する二大河川、鶴川・鰐石川が形成する柏崎平野の北端部に立地し、鰐石川河口から北東に連なる荒浜砂丘とのほぼ分岐点に相当するものである。柏崎市街地からは北東に約3kmの距離に位置し、約1km真西には鰐石川河口部を臨む。遺跡周辺の地形としては、当該地の南側に旧河川跡が現在も確認され、以前ここで遺跡推定地を回り込むように大きく蛇行していたことを示している。一方北側は標高約70mにも達する荒浜砂丘を間近に控えているが、遺跡推定地周辺は裾野に相当する部分であり標高約4~6mと低い。

当遺跡の発見は、昭和30年に鰐石川河川改修が実施され、当時の蛇行部北側を新河道として開削し開運橋の架替が行われた際、標高0m以下の川底より遺物が出土したことによる。この時出土した遺物は、縄文時代晚期、弥生時代後期、古代（8世紀後半~9世紀前半頃）に比定される土器類である〔宇佐美ほか1987〕。現在は遺跡の大半が川底や堤防部分となり、推定地内でも遺物を採集することはできず、遺跡の明確な範囲や主体時期を特定することは困難な状況にある。また、後述する近年の諸調査でも、遺跡の実態については依然として明らかになっていない。

この度実施した確認調査は、開運橋架替に伴う市道改良工事に係る事前調査であり、平成12年度末に調査を実施した市道用地の延長部分を調査の対象とするものである。近年、遺跡周辺では新たな河川改修と橋梁の架替に伴う工事が平成9年度から継続的に実施されている。このため事前の確認調査や立会調査が度々実施されており、事業計画が具体化する度に開発担当部局との打合せ等を踏んできていた。そして、遺跡に隣接する今回の開発用地部分についても、買収が済み次第報告を受け確認調査を実施することが既に協議済みとなっていた。ところが、実際には用地買取後もいっこうに連絡が無く、工事発注後になつてようやくその報告を受けることとなった。よって、文化財保護法に基づく事務手続きは必然的に遅れてしまうこととなり、調査についても緊急に実施計画を立てざるを得ない状況に陥った。こうして、文化財保護法第57条の3第1項に基づく土木工事等の通知は、平成14年5月17日付け都第52号により提出され、市教育委員会が5月21付け教文第65号の2で県教育委員会に進達した。また、同日付けで県教委に確認調査実施の事務連絡を行い、何とかその日調査にこぎ着けることができた。

なお、今回の調査で確認調査としては4回目を数えるため、便宜的に「開運橋遺跡 第4次確認調査」と称することとした。

### 2 調査の概要

#### 1) 調査の方法と調査面積

第4次確認調査の対象となる事業用地は、平成12年度末に実施した第3次確認調査の調査区である市

道法線の北西側延長部分に相当する。概ね平坦で地形的変化が少ない部分であるため、調査期間は1日程度の予定で調査に臨んだ。しかし、当遺跡の範囲内と判断されたとき、もしくは新規の遺跡が発見された場合は、本調査実施の期間的猶予が全く無く、必然的に工事に与える影響が非常に大きい事も危惧された。このため、全く予断を許さない状況下での確認調査であった。

調査の方法としては、調査区内に任意で調査用トレンチを設定し、バック・ホウによる発掘を実施することとした。トレンチ発掘にあたっては、これまでの調査における経験をもとに、側壁に傾斜をつけ掘削する事で縦まりの無い砂層の崩落を防止し、安全に調査を進めていくことを第一にこころがけた。また、地下に遺跡の存在が確認できない場合は、地層の堆積状況をもとに古環境の概要を把握する事を調査の目的とすることとした。

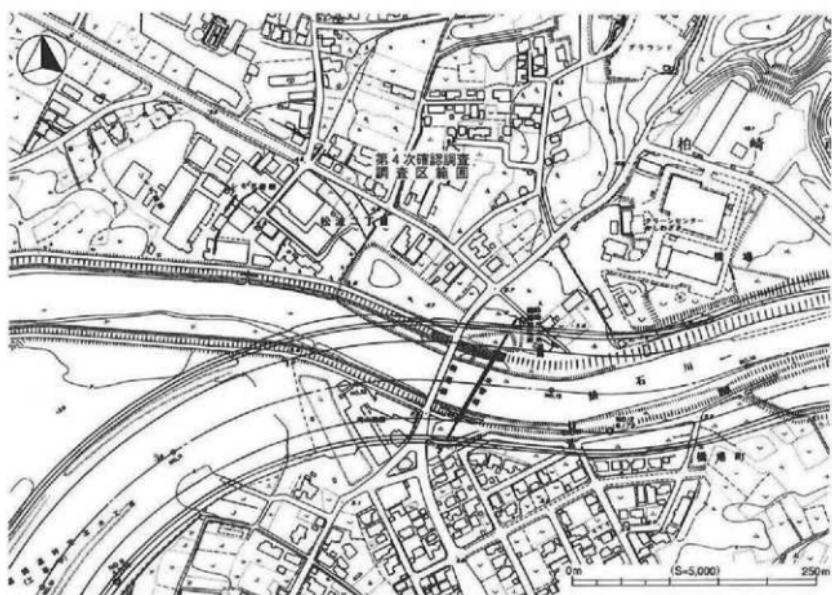
事業用地の総面積は約1,400 m<sup>2</sup>となるが、残地となる箇所や現道路の僅かな抵幅部分などは今回の確認調査の対象からは外し、道路新設部分のみに絞ることとした。このため、対象面積は約1,050 m<sup>2</sup>となった。そして、実際に発掘した計3基のトレンチの総面積は約110 m<sup>2</sup>となり、発掘総面積は対象面積の約10%に相当する。

## 2) 調査の経過とトレンチの概要

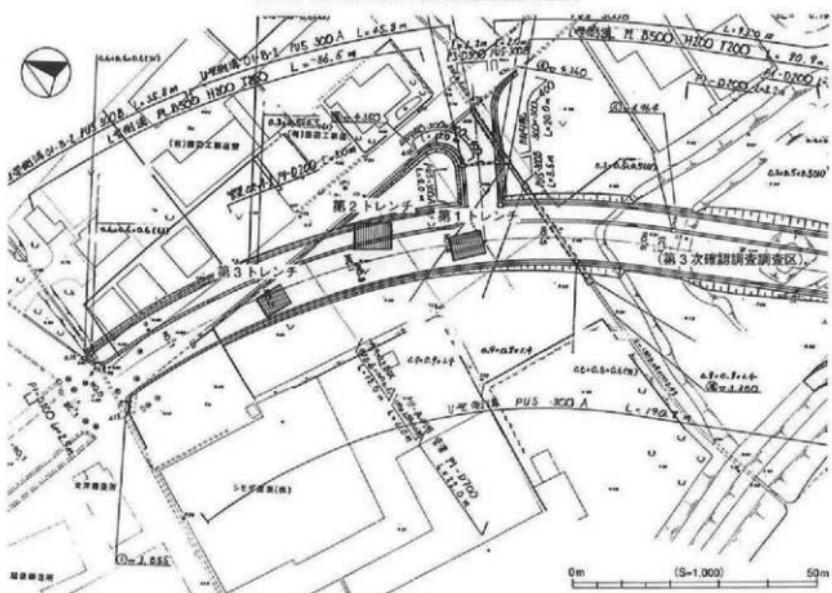
調査前夜は激しい雨に見舞われたものの、当日5月21日は天気が回復し、思わぬ好天の中作業を行うことができた。5月下旬ということから既に2件の本発掘調査を実施中であったが、当日は学芸員1人を中心とした調査員計4人を投入し確認調査に臨んだ。現地到着後、事業主体となる都市整備課の担当職員、工事施工担当者および重機オペレーターと簡単な打合わせを済ませ、速やかに確認調査を開始した。調査区の大半は工事の下準備のため、既に障害物などは撤去され整地が施されていた。念のため整地面をくまなく踏査したが、遺物等を検出することはできなかった。計3つのトレンチを発掘するに至り、東側からそれぞれ第1～第3トレンチとした。なお、重機の使用については工事期間内であるため、使用料は開発事業費に含むものとした。

**第1トレンチ** 調査区東側に最初に設定した。第3次確認調査の調査区に隣接する位置となるが、堆積状況が大きく異なる場合も想定されるため慎重に掘削を進めていった。周囲は旧畠地であり、近年盛土されたと考えられる暗褐色土（第I層）が表土としてみられた。その下には色調や粘性・縦まりの異なる砂層（第II～第IV層）が堆積していた。これらの層は非常に崩れ易く、以下の掘削深度を考慮してトレンチ側壁の傾斜を当初より強めて掘削を続けていた。地下約1mで青灰色粘土（第V層）が検出された。よく観察すると、還元化した粘土層内に酸化した明褐色粘土や褐色砂が細く帯状に入り込み、幾つもの互層を成していた。掘削を続けると、地下約1.5mから灰オリーブ色砂（第VI層）が検出され、壁面から水が徐々に流れ出してきた。更に掘削を試みると、地下約1.7mで暗灰褐色粘土質砂（第VII層）を確認した。層内からは腐植物とともに炭化した木片が少量検出された。本トレンチ内の土層は、前回の確認調査における最も近い位置のトレンチとほぼ同様の堆積状況を示すものであった。よって、古環境もほぼ同様の状況にあったものと判断される。また、徐々に水平な掘削している中、北西側の層から次第に変化していく、南東に向かって緩く傾斜している状況がみられた。当初これは、局地的な地形の変化を示すものとしてとらえられた。

**第2トレンチ** 調査区中央、第1トレンチから北西へ約12mの位置に設置した。第1トレンチとさほど距離を隔てないこともあり、対応する堆積層を容易に探し出すことができた。互いに類似する堆積状況



第3図 関連橋道路第4次確認調査区位置図



第4図 関連橋道路第4次確認調査トレンチ配置図

から、長期に渡りほぼ同様の環境下にあったものととらえられる。ただし、何れの層も第1トレンチの標高よりも若干高い位置で検出された。さらに、重機による掘削中には南東方向への緩い地層の傾斜が第1トレンチと同様に確認され、旧地形の傾斜を示すものと判断された。また、地下約1.2mで検出された青灰色粘質土層（第V層）には褐色砂の貫入が目立ち、第1トレンチとの相違点といえる。この位置では大きめのトレンチが設定可能であったため、より深い深度まで掘削するつもりであったが、地下から湧き水が激しくなった時点で掘削を断念せざるを得なかった。

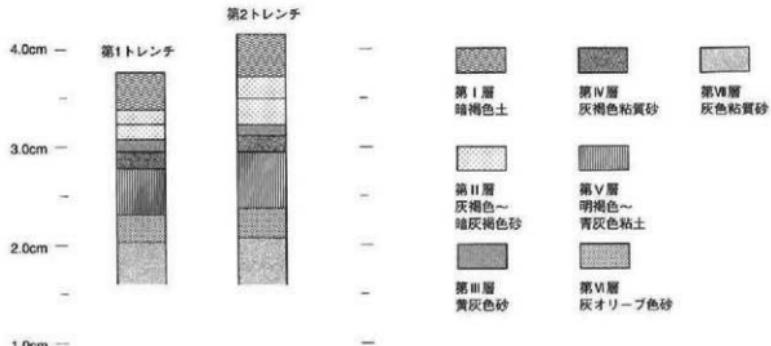
**第3トレンチ** 調査区西端、第2トレンチより西北西に約16mの位置に設定した。第1・第2トレンチとほぼ同様の状況が予想されたが、別遺跡のおよぶ可能性も完全否定できないため、最後に本トレンチを設置し地下の状況を確認した。ただし、調査区の幅が狭い部分であるため、第1・第2トレンチよりも一回り小さなトレンチを掘削し、同様の状況が確認されれば無理に深くまで掘削しないこととした。実際に掘削を進めていくと、他のトレンチと同じような堆積状況を示しており、深度約1.8mで大量の地下水が湧き出したため、分層などの詳細な調査は行わず写真撮影での記録のみをおさえた。やはりここでも南東方向への地層の傾斜が確認された。

以上3つのトレンチにより調査区内の地下の状況が概ね把握でき、遺跡の存在は否定的と判断されるに至った。よって、これ以上の調査は必要ないものと判断された。各トレンチは直ちに埋め戻し、十分なてん压を加え確認調査を終了とした。

### 3) 基本層序

第1・第2トレンチにおいて深度約3m・標高約1.6mまで掘削し、表土以下の堆積状況を観察することができた。両トレンチは近距離であるため、第I層から第VI層までの概ね6層が共通して確認された。遺物・遺構が検出される層は確認し得なかった。

第I層は暗褐色土であり、現表土である。畑地に搬入された耕作土と考えられる。概して層厚は薄く、



第5図 間違橋遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図 (S = 1:50)

工事の下準備で地ならしされた部分では既に失われていた。

第Ⅱ層～第Ⅳ層は、色調や粘性が異なる砂層・粘質砂層であり、何れの層も極めて水平な堆積状況を特徴として示していた。第Ⅱ層は微妙な色調等により上下2つに細別した。上位となる第Ⅱa層は灰褐色砂であり、下位の第Ⅱb層は暗灰褐色砂である。互いに粘性や締まりは弱く、非常に崩れ易い層であった。第Ⅲ層は黄灰色砂層であり、粘性・締まりとともにやや乏しい。第Ⅳ層は灰褐色粘質砂であり、やや粘性・締まりがみられた。これらの層は、何れも第3次確認調査で見られた基本層序と類似性の強いものと判断され、類似する層どうしの標高を対比すると、どの層も前回よりも高い位置で検出されている。

第V層は締まりの強い青灰色粘土であり、第3次確認調査でも認められた層である。しかし、層内に明褐色粘土や褐色砂が細い横縞状に入り込む細かい互層構造が見られることが特徴・相違点として挙げられる。この特徴は沖積と離水を繰り返した状況を示すものとして考えられる。概ね、第1トレンチでは明褐色粘土、第2トレンチでは褐色砂が主体的に貢入しており、第1トレンチではより緻密な互層構造を示していた。ただし、堆積が非常に複雑であるため、あえて細かい分層は行わなかった。また、本層は上下に弱く浪を打ったような堆積を示し、南東に向かって緩やかに傾斜する様子が、掘削時に観察できた。

第VI・第VII層は旧河道に係る層と考えられるものである。第VI層は灰オリーブ色砂である。締まりが極めて乏しく、トレンチ掘削中の壁際が度々崩落した。微量の腐植物が混入していた。第VII層は若干の粘性がみられる暗灰褐色粘質砂であり、今回の確認調査における最下層となる。直上の第VI層からの激しい流水のため観察は困難であったものの、層内からは腐植物と炭化した木片が少量検出された。採取した木片を観察すると、海岸などに漂着する流木に近似し、鰐石川河口から汽水とともに漂流した可能性も想定される。全体に小砂利を多く含み、旧河道内に堆積した層と考えられる。壁面の崩落に注意しながら本層以下の掘削を試みたが、掘削深度内では変化が認められなかった。

### 3 調査のまとめ

今回の確認調査では遺物・遺構とともに検出されず、調査区内が開運橋遺跡の範囲に含まれる可能性は否定的なものと判断される。矢板等を設置して十分な掘削深度を確保することは不可能であったが、現表土面から約2.5mの深度において何ら生活の痕跡を見出せないことから、遺跡の存在は極めて低いといえよう。この結果は、前回の第3次確認調査と同様なものであり、調査区付近は大規模な河川改修が行われる以前は定住に適した立地にはなかったものといえる。また、前回の調査区内では地下に厚く青灰色粘土層堆積がみられたが、今回の調査区では青灰色粘土層内に断続的な離水を示す、酸化した粘土層や砂層が薄く帯状に堆積することが確認された。このため、過去において鰐石川からより距離を隔てた氾濫原であった可能性が考えられるのである。更に、各土層の標高を比較しても、前回の調査区と同様に北西に向かうにつれ標高が徐々に高くなっている様子が各トレンチから確認された。

これまでの確認調査や立会い調査の結果をもとに遺跡範囲を再考すると、本遺跡は昭和30年に実施された河川改修により川底に没した部分と、周辺の堤防付近にはば集約される可能性が強まってきた。そして、かつて自然堤防が形成されたと推定される、南方方向の旧河道付近に遺跡が営まれていたものとひとまず想定したい。開運橋遺跡における一連の調査は今回実施した4回目の確認調査をもってほぼ一段落した感がある。しかし、今後の開発行為としては遺跡の東側における河川改修も予定されている。事前に何らかの調査を実施し、未だ不明確な遺跡の実態を少しでも明らかにできることを期待したい。

### Ⅲ 角田遺跡（第3・4次）

—公共下水道敷設工事に係る確認調査—

#### 1 調査に至る経緯

角田遺跡は、新潟県柏崎市大字劍字角田地内に所在する遺跡である。鰐石川と別山川の合流点となる沖積低地に立地し、周辺一帯には旧河道や自然堤防等の痕跡を観察することができる。柏崎平野の中央付近に相当し、市街地からは北東へ4～5km程の位置にある。

昭和58年に新潟県教育委員会（以下「県教委」という）が実施した分布調査によって、角田遺跡が発見された。そして、現在の鰐石川と別山川が銳角に合流する三角状の畠地（自然堤防）を中心として、遺跡範囲が推定され、周知化された。

その後、平成9年には、角田遺跡の東側に隣接する地点において、民間開発による建売分譲住宅地の造成が計画された。そのため、同年9月には柏崎市教育委員会（以下「市教委」という）による第1次確認調査が実施され、古代から中世に及ぶ遺構や遺物等が検出された〔柏崎市教委1998〕。これにより、当初の遺跡推定範囲よりも東側にまで、遺跡が広がっていることが明らかとなり、平成10年には発掘調査（本調査）が実施されるに至った。発掘調査の結果、本遺跡は古墳時代から近世にまで至る集落跡であることが把握された。特に、主体となる古代から中世については、遺構密度や遺物出土量が極めて多く、本地域を代表する大規模集落の一つともいえる様相を呈していた〔柏崎市教委1999〕。

さらに、平成13年には、本遺跡の隣接地において、鰐石川・別山川の河川改修工事及び市道建設工事が計画され、その事業予定地を対象とする第2次確認調査も実施された〔柏崎市教委2002〕。

**第3次確認調査** 今回の確認調査の原因となった土木工事等は、公共下水道敷設工事である。住宅地内の現道下に下水道管を敷設するもので、土木工事等の都合により、2工区に分割されている。このうち一方の工区は、平成10年に発掘調査を実施した地点を含む、角田遺跡の周知化範囲内を対象とするものであった。また、他方の工区についても、周知化範囲に極めて隣接する地点であった。そのため、2工区をそれぞれ独立した2件の土木工事等として、平成14年5月9日付け下第137号及び平成14年6月18日付け下第349号で、柏崎市長西川正純（柏崎市都市整備部下水道課）から、文化財保護法（以下「法」という）第57条の3第1項の規定による通知が提出された。市教委は、それを平成14年6月25日付け教文第48号の2及び平成14年6月25日付け教文第99号の2で、事前の確認調査が必要との意見を付し、県教委へ進呈した。また、平成14年7月2日付け教文第396号及び平成14年7月2日付け教文第397号で、遺跡の範囲確認等のため、確認調査を実施するよう県教委から通知があった。

しかし、これらの土木工事等については、埋蔵文化財に係る事前協議等がまったくなく、その計画を市教委側が把握できないまま、発注段階において唐突に法第57条の3第1項による通知が提出されたものであった。そのため、市教委は本土木工事等に早急に対応できる余裕はなかったのである。しかし、本土木工事等は既に発注されており、土木工事等の計画にも当然支障が生じることとなった。事前協議の遅れが、文化財保護側と開発側の双方にとって、不幸な結果を招いたといえよう。

その後、確認調査の実施時期等についての協議を繰り返し行ったが、容易には妥協点が見出せないままの状態が続いた。しかし、平成14年8月に至って、ようやく9月上旬頃に確認調査を実施することで合

意し、最終的には9月9日～10日を実施日程として準備を進めていった。市教委は、平成14年9月9日付け事務連絡で、県教委へ埋蔵文化財確認調査についての連絡を提出し、確認調査に着手した。

**第4次確認調査** 今回の確認調査の原因となった土木工事等は、第3次確認調査と同様の公共下水道敷設工事である。住宅地内の現道下に下水道管を敷設するもので、平成14年度に施工を行う区域は、土木工事等の都合により、2工区に分割されている。この2つの工区については、平成10年に発掘調査を実施した地点を含む、角田遺跡の周知化範囲内を対象とするものであったため、平成14年9月9日～10日に、当該事業予定地を対象とする第3次確認調査を実施した。その結果、調査対象地の一部に、遺跡範囲が及んでいることが把握され、約95m<sup>2</sup>の範囲に対して、発掘調査（本調査）を実施する必要が生じた。そのため、市教委が主体となって、早急に発掘調査（本調査）に対応せざるを得ない状況となった。

しかし、この段階では、他事業に伴う発掘調査等を実施中であったため、市教委の直営による調査は、人的及び時間的に不可能な状況であった。このような事情により、市教委は発掘調査（本調査）を民間の発掘会社へ委託して行う方針とした。そして、受託者の株式会社イビソク新潟営業所が、平成14年10月21日に、当該地点における角田遺跡第2次発掘調査に着手し、同年11月4日に現場での発掘作業を終了した。

このような中、平成14年10月7日付け下第657号で、柏崎市長西川正純（柏崎市都市整備部下水道課）から、平成15年度に施工予定の公共下水道敷設工事区域に対し、法第57条の3第1項の規定による通知が提出された。この土木工事等は、過去の数次にわたる調査の結果から、ほぼ確実に角田遺跡の範囲が及ぶと考えられる地点を対象としていた。

そのため、市教委は平成14年10月16日付け教文第193号の2、事前の確認調査が必要との意見を付し、県教委へ進呈した。また、平成14年10月29日付け教文第847号で、遺跡の範囲確認等のため、確認調査を実施するよう県教委から通知があった。その後、事業主体者との協議を重ね、平成14年11月15日に確認調査を実施することで準備を進め、平成14年11月14日付け事務連絡で、県教委へ埋蔵文化財確認調査についての連絡を提出し、確認調査に着手した。

## 2 第3次確認調査の概要

### 1) 調査の方法

今回の確認調査対象地の付近一帯は、鰐石川と別山川の合流点となる沖積低地であり、旧河道や自然堤防等の痕跡を観察することができる。当該地の北側には、別山川が北東から南西へと流れ、東側には鰐石川が北上している。

確認調査対象地の現況は道路（県道及び市道）で、平成10年の発掘調査データにより、現道面から約1.5mの深度に遺構確認面があると考えられた。また、現道のアスファルトや路盤の碎石等の除去を行う必要もあった。このように、調査に伴う掘削深度が比較的深いことや、土木機械等を必要とする作業を伴うこと等から、調査はバック・ホウを使用し、任意に設定した試掘坑を発掘していくこととした。試掘坑の設定に際しては、当該地全体を把握できるようにしたが、住宅地内の現道であるため、交通に支障を来たす場合等もあり、計画どおりにできない地点があった。

なお、今回の確認調査は、2件の土木工事等を対象として実施したため、角田遺跡の周知化範囲内を含む南側の工区をA区、周知化範囲に隣接する北側の工区をB区とした。そして、A区に設定した試掘坑は

A-1、A-2…と番号を付し、B区の試掘坑はB-1、B-2…と番号を付して調査を行った。

## 2) 調査の経過と試掘坑の概要

確認調査は平成14年9月9日～10日の2日間で実施し、調査担当及び調査員、調査補助員の計3名で調査を行った。今回の確認調査対象面積は、A区が約290m<sup>2</sup>、B区が約560m<sup>2</sup>の合計約850m<sup>2</sup>である。A区で6ヶ所、B区で3ヶ所の合計9ヶ所の試掘坑を設定し、約35m<sup>2</sup>の発掘を行った。これは確認調査対象地の約4.1%に相当する面積である。

**A-1 試掘坑** 確認調査対象地の南西端に設定した。今回の確認調査において、最初に発掘を行った試掘坑であるため、層序の堆積状況等を把握しながら、バック・ホウによって徐々に掘削を進めていった。現道の路盤（第0層）が約1m堆積しており、その下に至って自然堆積層（第1層）を検出することができた。しかし、遺物包含層と思われる上層（第2層）の堆積は認められず、深度約1.7mで遺構確認面に相当する地山土層（第4層）が検出された。この面において精査を行い、遺構の確認作業をしたが、自然流路跡と考えられる落ち込みが検出されたのみで、遺構や遺物等は皆無の状況であった。そのため、本試掘坑の地点にまで、遺跡の延長が及んでいる可能性は低いと判断された。

**A-2 試掘坑** A-1 試掘坑の東側約50mの位置に設定した。A-1 試掘坑と比較して、路盤（第0層）の堆積がやや厚く、約1.3mの深度にまで認められた。

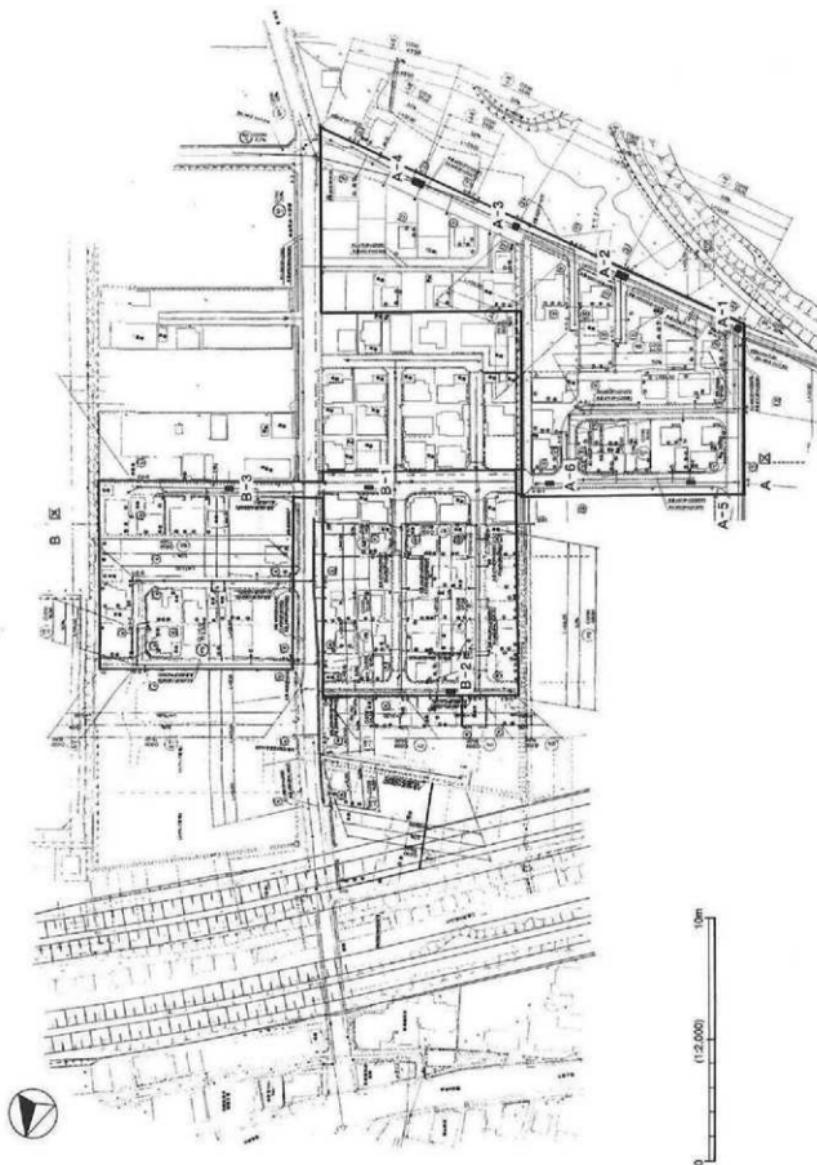
地山土層（第4層）は路盤（第0層）の直下から検出され、過去の道路工事等の際に、遺跡面にまで工事の影響が及んだ可能性が考えられた。遺構や遺物等は皆無であり、遺跡の痕跡を示す状況は把握されなかった。そのため、本試掘坑の地点は、遺跡の範囲外に相当するか、範囲内であっても既に埋没しているものと判断された。

**A-3 試掘坑** A-2 試掘坑の東側約45mの位置に設定した。平成10年度に発掘調査（本調査）を実施した地点の南側に近接しており、当初から遺跡範囲が及んでいる可能性が高いと考えられた。現道面から約1.2mの深度まで路盤（第0層）が造成されており、その直下からは、遺物包含層に相当する暗灰色粘質土層（第2層）が検出された。この遺物包含層からは、中世土師器等が若干出土し、本試掘坑の地点にまで、遺跡の延長が及んでいることが把握された。遺物包含層の下で漸移層（第3層）は確認されず、遺構確認面に相当する地山土層（第4層）が検出された。遺構確認面を精査し、遺構確認作業を行ったところ、井戸等と考えられる大形の遺構が1基、ピット状の遺構が4基検出された。今回の確認調査の目的は、遺跡範囲や遺構密度等の把握であったため、遺構の発掘は行わなかったが、遺物包含層の出土遺物等から、概ね中世に比定可能な遺構群と考えられる。

**A-4 試掘坑** A-3 試掘坑の東側約40mの位置に設定した。本試掘坑の地点も、平成10年度に発掘調査（本調査）を実施した地点の南側に近接していることから、当初から遺跡範囲が及んでいる可能性が高いと考えられていた。約1mの深度まで路盤（第0層）が堆積しており、その下には青灰色粘質土層（第1層）が検出された。約1.2mの深度に至って遺物包含層（第2層）が確認され、須恵器や土師器、中世土師器等が検出された。A-3 試掘坑と同様に、遺物包含層（第2層）の直下には、遺構確認面に相当する地山土層（第4層）が堆積していた。遺構確認作業によって、溝状の遺構1基、ピット状の遺構3基を検出し、本試掘坑の地点にまで、遺跡の延長が及んでいることが把握された。遺構の発掘は行わなかつたが、遺物包含層の出土遺物等から、概ね古代から中世に比定可能な遺構群と考えられる。

**A-5 試掘坑** A区の北西端に設定した。A区においては、平成10年度に発掘調査（本調査）を実施

第6回 角田港防堤3次試験調査試掘坑配置図



した地点から、最も離れた地点である。現道面から約0.7mの深度まで路盤（第0層）が造成されており、A-1～A-4試掘坑に比べて、路盤（第0層）がやや薄い状況が把握された。その下には暗灰色粘質土層～暗青灰色粘質土層（第I層）が堆積し、遺物包含層に相当する暗灰色粘質土層（第II層）は認められなかった。遺構確認面に相当する地山土層（第IV層）において精査を行ったが、遺構等の落ち込みは検出されなかった。また、遺物等の出土もみられなかった。そのため、本試掘坑の地点まで遺跡範囲が及んでいる可能性は低いと判断された。

**A-6 試掘坑** A-5試掘坑の東側約55mの位置に設定した。A-5試掘坑と同様に、路盤（第0層）はやや薄く、約0.5mの深度まで認められた。また、その下には暗灰色粘質土層～暗青灰色粘質土層（第I層）が、約0.4mの厚さで堆積していた。遺物包含層に相当する暗灰色粘質土層（第II層）がみられたが、層厚約5cm弱と極めて薄く、遺物も土師器または中世土師器等の細片が、数点検出されたのみであった。遺物包含層（第II層）の下には、漸移層に相当する暗灰色粘質土層（第III層）が認められ、更にその下には地山土層（第IV層）が堆積していた。地山土層（第IV層）において精査を行ったが、遺構等の落ち込みは検出されなかった。すなわち、遺物包含層（第II層）が堆積はしているが極めて薄く、出土遺物も細片のみであり、遺構等はみられない状況であったのである。

したがって、本試掘坑の地点は、遺跡範囲の最北端部に相当すると判断され、この結果により、概ねの遺跡範囲を把握することが可能となった。

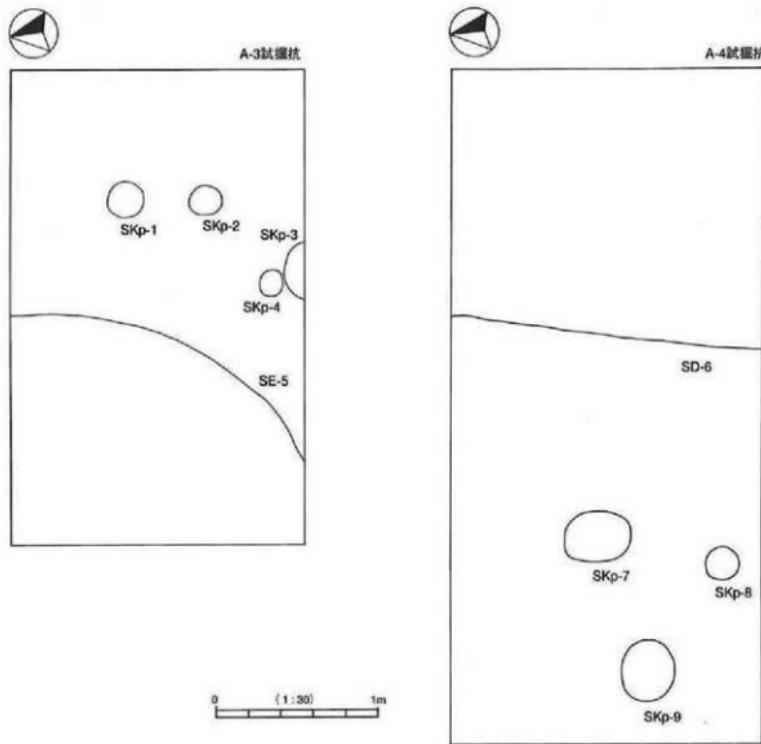
**B-1 試掘坑** B区では最初に発掘を行った試掘坑であり、A-6試掘坑の東側約75mの位置に設定した。現道面から約0.8mの深度まで路盤（第0層）がみられ、その下には暗青灰色粘質土層～暗灰色粘質土層（第I層）の堆積が認められた。A-6試掘坑と同様に、遺物包含層に相当する暗灰色粘質土層（第II層）がみられたが、層厚約7cm弱と極めて薄い状況であった。遺物も土師器または中世土師器等の細片が、数点検出されたのみである。また、遺物包含層の下に漸移層（第III層）は確認されず、遺構確認面に相当する地山土層（第IV層）が検出された。遺構確認面を精査し、遺構確認作業を行ったが、遺構等は検出されなかった。このような状況は、A-6試掘坑と同様であり、本試掘坑の地点も、遺跡範囲の最北端部に相当すると判断された。

**B-2 試掘坑** B-1試掘坑の北西側約90mの位置に設定した。今回の確認調査で設定した試掘坑では、最も北側に位置する。A-6試掘坑及びB-1試掘坑の周辺が、遺跡範囲の最北端部に相当すると考えられたが、本試掘坑はそれよりも北側へ遺跡が延長していないことを確実に把握する目的で発掘を行ったものである。

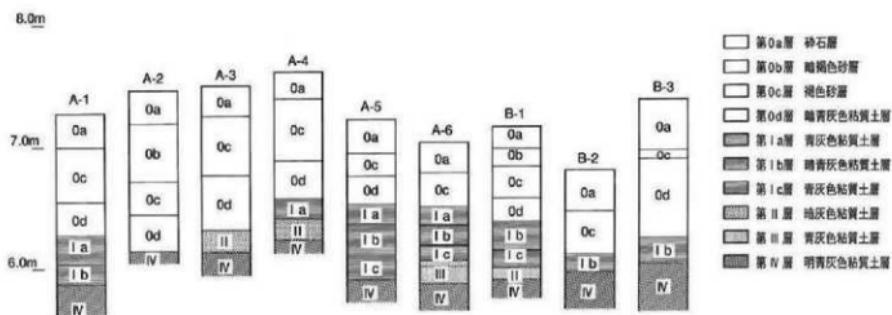
現道面から約0.7mの深度まで路盤（第0層）がみられ、その下には暗青灰色粘質土層（第I層）の堆積が認められた。遺物包含層（第II層）や漸移層（第III層）は認められず、暗青灰色粘質土層（第I層）の直下には地山土層（第IV層）が堆積していた。この面を精査し、遺構確認作業を行ったが、遺構等は検出されなかった。また、遺物等も皆無であり、本試掘坑の地点にまで、遺跡の延長が及んでいる可能性は低いと判断された。

**B-3 試掘坑** B-1試掘坑の東側約55mの位置に設定した。今回の確認調査で設定した試掘坑では、最も東側に位置する。本試掘坑とB-1試掘坑の間には、県道荒浜・中田線が通っているが、この県道の東側まで遺跡範囲が及んでいるか否かを把握するため、本試掘坑を設定した。

現道面から約1.2mの深度まで路盤（第0層）が造成されており、その下には暗青灰色粘質土層（第I層）が堆積していた。遺物包含層（第II層）や漸移層（第III層）は認められず、暗青灰色粘質土層（第I



第7図 角田遺跡第3次確認調査発掘平面図



第8図 角田遺跡第3次確認調査基本層柱状模式図 (S = 1:40)

層)の直下には地山土層(第Ⅳ層)が堆積していた。この地山土層(第Ⅳ層)については、他の試掘坑のものとは色調が異なり、暗青灰色を呈しており、本試掘坑の地点が旧河道もしくは湿地帯等であった可能性もある。遺構確認作業によっても遺構等は検出されず、遺物等も皆無であった。そのため、本試掘坑の地点にまで、遺跡の延長が及んでいる可能性は低いと判断された。さらに、本試掘坑の状況により、県道の東側まで遺跡範囲が及ぶ可能性も低いものと考えられた。

### 3) 基本層序

今回の確認調査における基本層序は、B-3 試掘坑で地山土層(第Ⅳ層)が異なる色調を呈していたが、その他については概ね共通した様相が認められた。

第0層は現道の路盤に相当し、近年の土木工事等によって造成されたものである。第0a層～第0d層に細分される。第0a層はアスファルトの下に敷設された碎石で、第0b層は路盤の暗褐色砂層である。第0c層は褐色砂層、第0d層は暗青灰色粘質土層で、ともに路盤として敷設されたものである。

第I層は自然堆積の粘質土で、第Ia層～第Ic層に細分される。第Ia層は青灰色粘質土層、第Ib層は暗青灰色粘質土層、第Ic層は青灰色粘質土層である。

第II層は暗灰色粘質土層で、遺物包含層に相当する。今回の確認調査においては、A-3 試掘坑及びA-4 試掘坑にみられ、A-6 試掘坑及びB-1 試掘坑で薄い堆積が認められた。古代～中世を主体とする遺物が検出されている。

第III層は青灰色粘質土層で、第II層と第IV層の漸移層に相当する。今回の確認調査においては、A-6 試掘坑だけに堆積が認められた土層である。

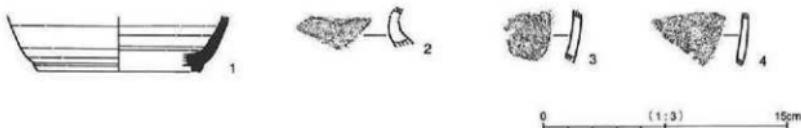
第IV層は明青灰色粘質土層で、地山土層に相当する。また、遺構確認面にも相当し、A-3 試掘坑及びA-4 試掘坑において、数基の遺構群が検出されている。なお、B-3 試掘坑では、他の試掘坑のものとは色調の異なる地山土層が認められた。暗青灰色を呈しており、地山土層であるため、他と同じく第IV層としたが、旧河道もしくは湿地帯等の痕跡である可能性も考えられる。

### 4) 出土遺物

今回の確認調査によって検出された遺物は、約10点弱である。しかし、大半が細片であり、今回図化が可能な資料は、4点のみであった。いずれも詳細な時期は不明であるが、概ね古代の所産と考えられる。

須恵器(1) A-4 試掘坑から出土した。有台杯の小片で、灰白色を呈している。高台径は推定10.0cm、現存高は約3.4cmである。

土師器(2～4) 2・3はA-3 試掘坑、4はA-4 試掘坑から出土した。いずれも甕類と考えられ、にぶい橙色を呈し、全体的に摩滅が著しい。



第9図 角田遺跡第3次確認調査出土遺物

## 5) 調査のまとめ

今回の確認調査では、A区とB区に設定した合計9つの試掘坑の調査を行った。A-3試掘坑及びA-4試掘坑では、古代～中世を主体とする遺物とともに、幾つかの遺構も検出された。A-6試掘坑及びB-1試掘坑では、遺物包含層の薄い堆積が認められ、遺物の細片が数点出土している。また、B-3試掘坑からは、旧河道もしくは湿地帯等の痕跡とも考えられる状況が把握された。さらに、A-1、A-2、A-5、B-2の各試掘坑には、遺跡範囲が及んでいる可能性が低いことも確認された。

これらのことから、当該遺跡の東端、西端及び北端が概ね把握され、遺跡範囲の概要を捉えることができたのである。遺跡範囲の南端については、今回の確認調査では把握できなかったが、A-1試掘坑～A-4試掘坑の20～30m南側は河川であり、遺構や遺物等が遺存している可能性は極めて低い状況であるといえよう。したがって、今回の確認調査におけるA-3試掘坑及びA-4試掘坑と、A-6試掘坑及びB-1試掘坑の4つの試掘坑に囲まれた地点が、概ね当該遺跡の分布範囲であると想定することができるであろう。

## 3 第4次確認調査の概要

### 1) 調査の方法

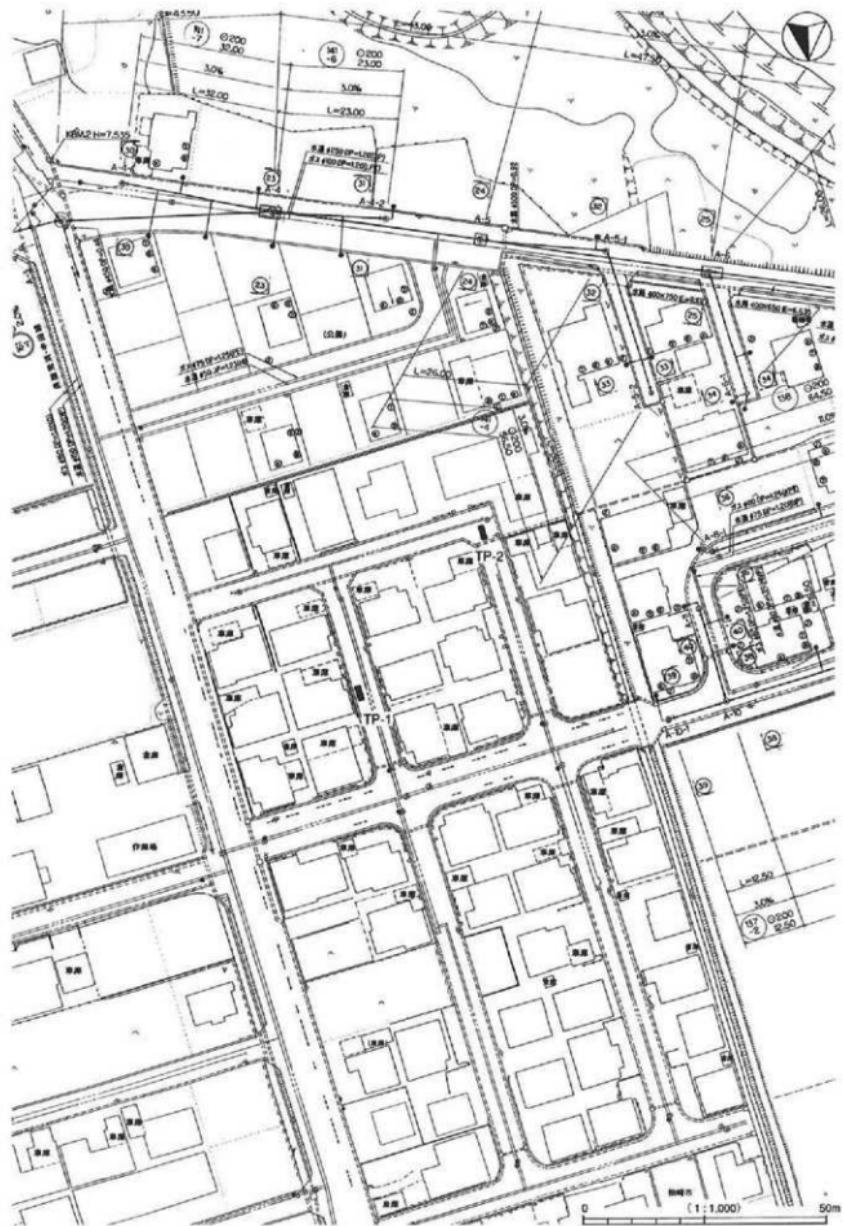
今回の確認調査対象地の付近一帯は、鰐石川と別山川の合流点となる沖積低地であり、旧河道や自然堤防等の痕跡を観察することができる。当該地の北側には、別山川が北東から南西へと流れ、東側には鰐石川が北上している。

確認調査対象地の現況は道路（県道及び市道）で、過去における発掘調査データにより、現道面から約1.5mの深度に遺構確認面があると考えられた。また、現道のアスファルトや路盤の碎石等の除去を行う必要もあった。このように、調査に伴う掘削深度が比較的深いことや、土木機械等を必要とする作業を伴うこと等から、調査はバック・ホウを使用し、任意に設定した試掘坑を発掘していくこととした。試掘坑の設定に際しては、当該地全体を把握できるようにしたが、住宅地内の現道であるため、交通に支障を来たす場合等もあった。そのため、事業主体者等と協議を行い、2ヶ所のみを設定することになった。

### 2) 調査の経過と試掘坑の概要

確認調査は平成14年11月15日の1日間で実施し、調査担当や調査員等、計4名で行った。また、今回の確認調査対象面積は、約127.5m<sup>2</sup>である。2ヶ所の試掘坑を設定し、約6m<sup>2</sup>の発掘を行った。これは確認調査対象地の約4.7%に相当する面積である。

TP-1試掘坑 確認調査対象地の北東側に設定した。今回の確認調査において、最初に発掘を行った試掘坑であるため、土層の堆積状況等を把握しながら、バック・ホウによって徐々に掘削を進めていった。現道の路盤（第0層）が約80cm堆積しており、その下に至って自然堆積層（第I層）を検出することができた。しかし、遺物包含層と思われる土層の堆積は認められず、深度約1.2mで遺構確認面に相当する地山土層（第II層）が検出された。荒天の影響で、遺構確認面における精査等が困難な状況であったが、柱穴状の遺構等が数基確認検出された。遺物等の出土は認められなかったため、遺構の所屬時期等については不明であるが、過去に実施した調査結果から、概ね古代を主体とする遺構群であると考えられる。このような状況から、本試掘坑の地点にまで、遺構が広がっていることが把握され、遺物等の分布は稀薄な



第10図 角田道路第4次確認調査試験抵抗配置図

がらも、遺跡の延長が及んでいると判断された。

TP-2 試掘坑 確認調査対象地の南西端に設定した。土層の堆積状況は、TP-1 試掘坑と同様であったが、路盤（第0層）の堆積がやや薄く、約65cmの深度にまで認められた。遺物包含層と思われる土層の堆積は認められず、深度約95cmで遺構確認面に相当する地山土層（第III層）が検出された。遺構確認面における精査等が困難な状況であり、明瞭に遺構の検出を行うことができなかつたが、柱穴状の遺構等が数基分布していることが認められた。また、遺物等の出土は認められなかつた。したがつて、TP-1 試掘坑と同様に、本試掘坑の地点にまで、遺構が広がっていることが把握され、遺物等の分布は稀薄ながらも、遺跡の延長が及んでいると判断された。

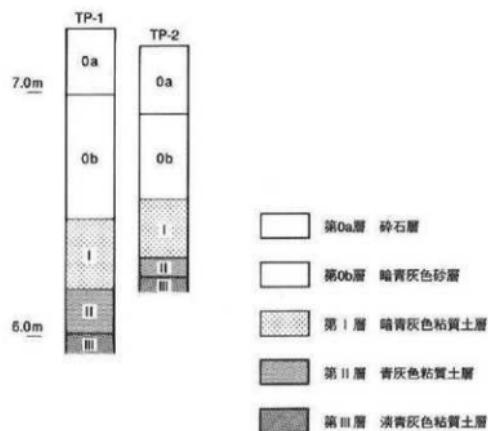
### 3) 基本層序

今回の確認調査における基本層序は、TP-1 試掘坑とTP-2 試掘坑の2ヶ所のみということもあり、概ね共通した様相が認められた。

第0層は現道の路盤に相当し、近年の土木工事等によって造成されたものである。第0a層～第0b層に細分される。第0a層はアスファルトの下に敷設された碎石で、第0b層は暗青灰色砂層である。ともに路盤として敷設されたものである。

第I層は青灰色粘質土層、第II層は青灰色粘質土層である。ともに自然堆積の粘質土である。過去に実施した調査では、第II層の下位に遺物包含層が堆積していたが、今回の確認調査では、認められなかつた。

第III層は淡青灰色粘質土層で、地山土層に相当する。また、遺構確認面にも相当し、TP-1 試掘坑及びTP-2 試掘坑において、数基の遺構が検出された。



第11図 角田遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図 (S=1:20)

### 4) 調査のまとめ

今回の確認調査では、2ヶ所の試掘坑を発掘した。ともに遺物等は出土せず、遺物包含層の堆積も認められなかつた。しかし、遺構については、荒天のために確認面の精査が行えない状況であったにもかかわらず、柱穴状遺構を数基把握することができた。遺物を伴わないため、これらの遺構の詳細な時期については不明とせざるを得ないが、過去に実施した調査と同様に、古代を主体とする遺跡が広がっていると考えられる。

したがつて、今回の確認調査対象地には、全域に遺跡範囲が及んでいる状況が把握されたのである。これは、過去の調査結果から既に想定されていた遺跡範囲とも一致し、当該遺跡の想定分布範囲が裏付けられたといえよう。

## IV 東原町遺跡

—給油所及び駐車場の敷地造成工事に係る試掘調査—

### 1 東原町地区と調査に至る経緯

東原町地区は、市の中心部から3kmほど北東の柏崎市西中通地区に所在し、地形的には鰐石川下流域の左岸に位置する。別山川を合流させた鰐石川は、荒浜砂丘・柏崎砂丘を回避しながら引き続き蛇行を続けて日本海へと流れ出ている。鰐石川は河川改修によって蛇行がショートカットされた部分が多いが、旧河道を追えば、蛇行していた流路に沿うようにして各所に自然堤防を形成させていることがわかる。特に、別山川との合流点付近を中心とする一帯は、柏崎平野でも自然堤防の発達が顕著な場所である。昭和47年調製の地図をみると、ここに報告する調査地点の標高は5.8~5.9mである。東側は6m台であるが、北~西側は5.3~5.4m、南側では5m前後となっているため、当該地点は東から続く鰐石川左岸の自然堤防の末端付近と考えられる。

周辺では、自然堤防のような微高地で遺跡をみつけることが可能で、特に古代・中世に属する遺跡が多い。発掘調査された例としては、岩野遺跡〔柏崎市教委1980〕・西岩野遺跡〔柏崎市教委1987〕・角田遺跡〔柏崎市教委1999〕がある。特に、鰐石川・別山川の合流点に近い角田遺跡では、高密度な中世の遺構群が検出されており、13世紀後半頃に河川の合流点を掌握した有力者の存在が想定される。ただし、この3例以外は小規模な確認調査や分布調査が多く、内容を把握するに至った遺跡は少ない。

今回、当該地点を発掘調査する原因となった土木工事等は、民間企業による給油所及び駐車場の敷地造成工事である。同企業は現在別地点にて営業しているが、国道8号線柏崎バイパスの用地になるため、当該地点に移転するものである。開発面積は5,858.31m<sup>2</sup>で、給油所としての諸設備が建設される。事業予定期の現況は水田である。工事に際しては盛土が施されるが、盛土は隣接するバイパスの高さと一致させておく必要がある。バイパスなど事業予定期に接する道路の計画標高は、高い地点で約8m、低い地点で約6mとされているので、現水田面に対して厚さ約1~2.3mの盛土が施されることになる。そして、給油所建設に伴う掘削はこの盛土の上からなされる。

柏崎市教育委員会（以下、「市教委」と略）にこの開発が知られたのは、平成14年8月19日付け事務連絡による柏崎市都市整備部建築住宅課長からの柏崎市開発行為指導要綱第3条の規定に基づく開発行為事前協議によってである。これを受けて、市教委では事業予定期を現地踏査したところ、地表面から中世及び近世の遺物を探集した。中世の遺物は土師器皿の小片であったが、申請地内に中世遺跡が存在していることを示しているものであるのか、あるいは単に周辺から流れ込んだものであるのか、判断は難しかった。しかし、中世土師器皿は深度1mほどの排水路付近から採集されていることから、地下の掘削に伴って露呈したものとも考えられる。いずれにしても、試掘調査によって地下の状況を把握することが必要になった。市教委は9月上旬に事業者（代理人）と協議を重ね、試掘調査の諸準備を進めてきた。また、市教委では調査員がすべて別件の発掘調査に従事していることもあり、今回の試掘調査に費やされる日数はわずか1日程度となった。試掘調査を実施する日時を平成14年9月18日とし、同年9月17日付け教文第175号で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第58条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財の発掘を新潟県教育委員会教育長に報告した。そして、実際の調査は予定通り18日の実施となった。



番号	名 称	時 期	立 地	10	岩野遺跡	調文中期中葉～後葉	台 地
1	(荒浜沖海底)	古代	海 底	11	土合櫛屋敷遺跡	中世	沖 積 地
2	荒浜庚申塚遺跡	縄文前期後半	砂 丘	12	岩野城跡	中世	台 地
3	荒浜小学校裏B遺跡	古代	砂 丘	13	宮ノ浦遺跡	古代・中世	沖 積 地
4	荒浜小学校裏A遺跡	古代	砂 丘	14	下才見遺跡	中世	自然堤防
5	沙鉢山遺跡	古代	砂 丘	15	東原町遺跡	古代・中世	自然堤防
6	開運橋遺跡	縄文晚期 弥生後期・古代	沖 積 地	16	上原遺跡	中世	自然堤防
7	桜木町遺跡	古代	砂 丘	17	角田遺跡	古墳前期・古代 中世前期 近世前期	自然堤防
8	春日神居跡	近世	砂 丘	18	剣下川原遺跡	古墳・古代	自然堤防
9	西岩野遺跡	縄文後期初頭 弥生後期後半 中世・近世	台 地	19	墳原川原遺跡	中世	自然堤防

(「柏崎市全図」1:25,000 1970年をもとに作成)

第12図 東原町遺跡と周辺の遺跡分布図



(原図：柏崎市街図其8 1:2,500 昭和47年調整)

第13図 東原町遺跡試掘調査対象区域

## 2 調査の概要

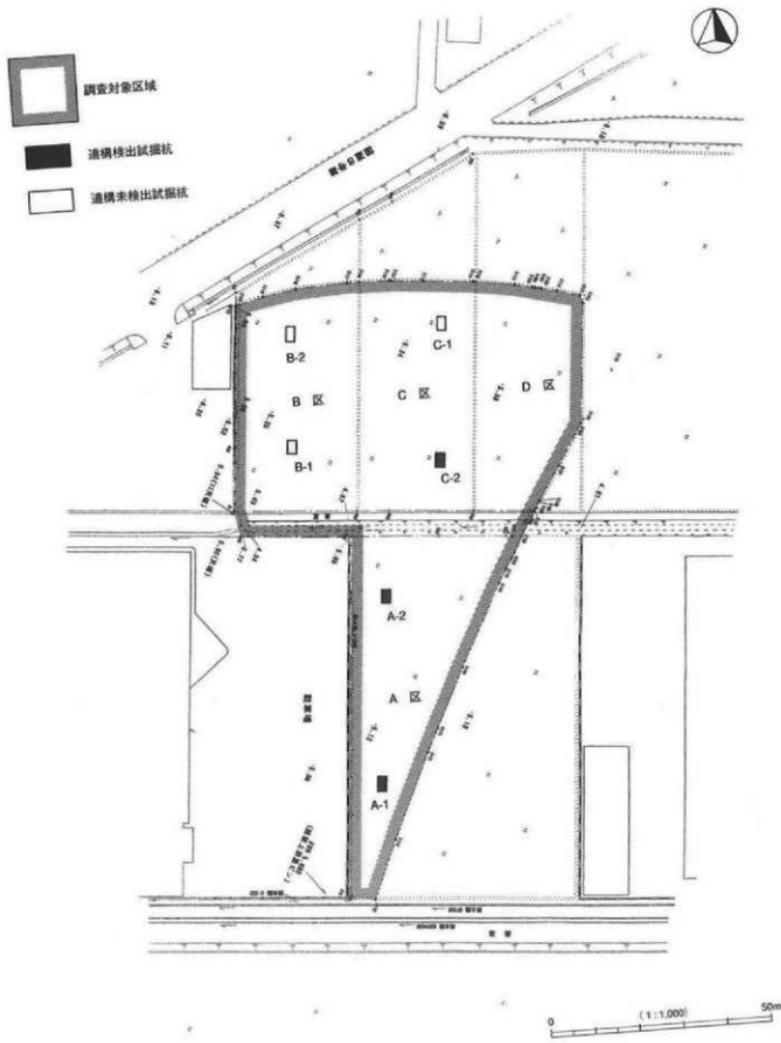
### 1) 調査の目的と方法

東原町地区では、これまで遺跡の存在は知られていなかった。試掘ではあるが、今回が初めての発掘調査例となることもあり、当該事業予定地における遺跡の存在を確認することがおもな目的となった。そして、遺構・遺物などが検出された際には、その密度や分布などを探っていくこととした。

具体的な調査方法としては、 $0.45\text{m}^2$  パック・ハウを使用した。事業予定地である水田に対して任意の試掘坑を設定し、発掘していく。事業予定地である調査対象区域は現在4枚の水田となっているが、これらの水田に対して今回は便宜的にA～D区の名称を付した。発掘した試掘坑の名称についても、区名を冠して「A-1 試掘坑」などとすることとした。

### 2) 調査の経過と試掘坑の概要

試掘調査は、平成14年9月18日の延1日間、調査員は学芸員を中心とした延3名にて実施した。当日は時々雨との予報であったが、一時的な降雨以外は比較的好天に恵まれた。なお、調査対象区域である約 $5,858.31\text{m}^2$  の事業予定地に対して6カ所の試掘坑を設定し、合計約 $40.2\text{m}^2$  を発掘した。これは、対象区域の約0.7%にあたる。



第14図 東原町遭跡試掘調査試掘坑配置図

**A-1 試掘坑** 調査対象区域の南端から約25mの位置にA-1試掘坑を設定する。幅約2m、延長約3.6m、面積は約7.2m<sup>2</sup>となった。A区の標高は5.1~5.2mである。最初の発掘となるため、薄く表土の耕作土層から除去していくと、深度40cmほどで青灰色を呈した砂質粘土層(第I層)が検出された。当初はこの層が当該地点の地山土層と思われたが、確認のため深掘りを続けていくと次第に土色が暗色化していく、1点のみであるが、土師器小片が出土した。深度130cmになると黒色の粘土層(第II b層)が検出された。状況から第II b層は遺物包含層と考えられたので、さらに薄く掘り下げていったが、結果的に遺物は検出されなかった。第II b層を掘りあげると、標高約3.7m付近で地山土層と思われる青灰色粘土層(第IV層)が検出された。第IV層の上面を遺構確認面とし、2基の遺構を確認した。平面の形態から、1は土坑、2は溝の可能性がある。すでに試掘坑の深度は約1.5mに達しており、危険防止のため、詳細な土層観察は省略した。

**A-2 試掘坑** 次に、事業地南隅から約70mの位置にA-2試掘坑を設定し、幅約2.0m、延長約3.2m、面積約6.4m<sup>2</sup>を発掘した。層序は概ねA-1試掘坑で確認された状況に近似している。しかし、遺物包含層は暗灰色(第II a層)と黒灰色(第II b層)の2層があり、下層の第II b層から土師器小片が数点出土している。また、地山土層は標高約4.2m付近で上面(遺構確認面)が検出された。遺構は3基あり、3は土坑、4・5はピットと考えられる。

**B-1 試掘坑** 続いてB区に移る。B区の標高は5.2~5.3mである。事業地北隅から約35mの位置にB-1試掘坑を設定し、幅約2.0m、延長約3.2m、面積約6.4m<sup>2</sup>を発掘した。層序は概ねA-2試掘坑に近い。地山土層上面は標高約4m付近で検出しているが、遺構は確認されていない。遺物包含層も第II a層・第II b層がみられたが、遺物は出土しなかった。

**B-2 試掘坑** 事業地北隅から約10mの位置にB-2試掘坑を設定し、幅約2.0m、延長約3.5m、面積約7.0m<sup>2</sup>を発掘した。層序はこれまでと同様で、標高約4.1m付近で地山土層上面が検出された。遺構・遺物は検出されていない。

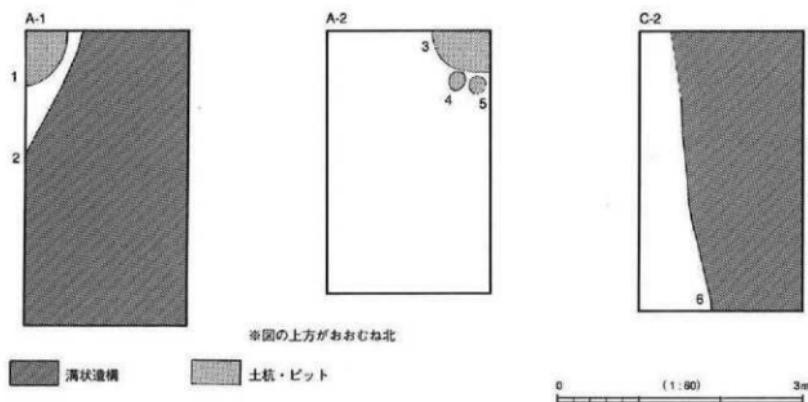
**C-1 試掘坑** C区の標高は、約5.3~5.4mである。D区の状況も把握できるよう、試掘坑は東側に設定した。C-1試掘坑は、事業地北隅から約10mの位置に、幅約2.0m、延長約3.2m、約6.4m<sup>2</sup>を発掘した。層序の状況はこれまでと同様である。地山土層上面は標高約4.3m付近で検出されている。耕作土層中から近世陶器の小片が出土した以外、遺構・遺物は確認されていない。

**C-2 試掘坑** 最後に、事業地北隅から約40mの位置にC-2試掘坑を発掘した。幅約2.0m、延長約3.4m、面積約6.8m<sup>2</sup>を発掘した。土層の状況はやはりこれまでと同様であるが、第II a層の発掘段階において遺構(6)を検出したため、地山土層を検出する前に発掘を中止した。6は溝状の遺構である。上端の幅は1.5m以上である。本試掘坑から遺物は出土していない。

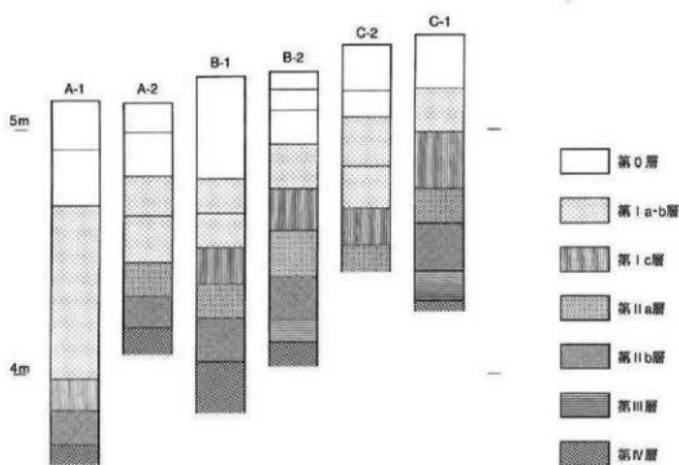
**撤収作業** 以上で試掘調査の現場作業を終了とし、器材等を撤収した。各試掘坑の埋め戻し等は、位置や土層の記録後にすぐ行っていた。重機が移動する際には、随時輪等をならしながら進み、水田の畦畔などもその都度復旧していく。

### 3) 層序の概要

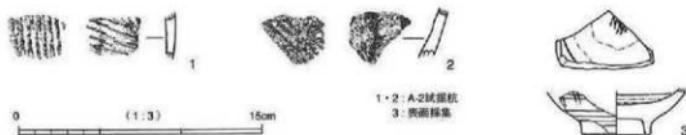
計6ヶ所の試掘坑では、遺構確認面(地山土層上面)に至るまで、それぞれ1~1.5mほどの深度を発掘しており、地表面以下の層序データを得ることができた。これらは大きく第0層~第IV層の5層に分類することができるので、この分類にしたがって説明する。



第15図 東原町遺跡試掘調査確認模式図



第16図 東原町遺跡試掘調査基本層序柱状模式図 (S = 1:20)



第17図 東原町遺跡試掘調査出土遺物

第0層は、現況をなす水田に関わる層で、実際の耕作土層は第0a層とした。第0b層は灰褐色～暗（青）灰色の粘土層であるが、木炭粒が混じり、床土などと考えられる。

第I層は、概ね青灰色を呈する粘土層である。若干の色調の違いはあるが、明色の第Ia層とやや暗色の第Ib層に細分できる。第Ia・b層は粘性があるが、縮まりはあまりない。また、第Ia・b層の下層には、青灰色砂質粘土層（第Ic層）がみられた。第I層は全試掘坑で確認されており、層厚も40～50cmほどある。ただし、A-1試掘坑では、第I層の厚さは約80cmにも及び、酸化して橙色を呈している部分もあった。第I層は、遺跡が埋没して水田が作られるまでの環境を表しており、鯖石川下流域左岸に広がる後背湿地の一端であったと考えられる。今回の資料のみでは形成された時期を特定することはできないが、遺物の空白期である中世後期～近世前期が該当するのかもしれない。

第II層は、全体的に黒に近い色調を呈する粘土層で、すべての試掘坑で確認された。色調の違いから、上層の暗（青）灰色粘土層（第IIa層）、下層の黒灰色粘土層（第IIb層）に分類できる。第IIa層からの出土遺物は確認できなかったが、第IIb層からはA-2試掘坑で古代の土師器片が出土している。このことから、第IIb層は古代の遺物包含層の可能性がある。第IIa層も遺物包含層と思われるが、時期を明らかにすることはできなかった。しかし、表面採集遺物には中世前期の土器片が含まれていることから、第IIa層は中世前期の遺物包含層である可能性があろう。

第III層は暗青灰色粘土層、第IV層は青灰色粘土層である。第IV層は粘性が強い明色の粘土層で、当該地の地山土層と思われる。そして、第III層は漸移的な層で、調査対象区域の北側であるB-2・C-1試掘坑で確認された。今回の調査では、第IV層上面を遺構確認面とした。各試掘坑における第IV層上面の標高を比較すると、北東から南西方向への緩傾斜地であったことがわかる。C-1・A-1試掘坑間（約11m）では、約0.6m（約5.5%）の高低差となる。

#### 4) 出土遺物

試掘坑の発掘からは10点、事前の表面採集からは7点、合計17点の遺物が得られている。遺物が出土した試掘坑はA-1・A-2・C-1に限られるほか、いずれも小片である。遺物の所屬時期は、古代・中世（前期）・近世である。時期別の点数は、古代10点、中世1点、近世6点となった。古代の遺物はおもに遺物包含層と思われる第IIb層から、近世の遺物は第0層や表面採集から得られている。ここでは、図版13-c・dに掲載した14点（うち3点の実測図を第17図に掲載）について、出土地点別に概要を述べておきたい。

A-1試掘坑（a） 第I層から土師器片のaが1点出土したのみである。破片の大きさは2cmほどであり、器種の特定はできなかった。破片は若干摩滅しており、出土状況からも他地点からの流れ込みと思われる。なお、本試掘坑からは遺物包含層とした第II層から遺物の出土はなかった。

A-2試掘坑（1・2・b-d） 第IIb層から8点出土している。すべて土師器片であり、図版13-c・dには細片を除く5点のみを掲載した。

1・2・bは煮炊具である長甕の破片と考えられる。1は、外面に縦方向の平行線文タタキ目、内面に横方向の平行線文當て具痕がみられる。焼成は良好で、にぶい橙色を呈し、胎土には白色粒・褐色粒などがやや多く混じる。外面には薄い煤の付着が観察される。2は、外面に斜方向の平行線文タタキ目があるが、内面の當て具痕には文様がみられず、手の一部や疊などを当てていた可能性があろう。部位は底部附近と思われる。焼成は良好で、にぶい橙色、胎土は1に類似する。bは、一端に屈曲部が認められるので、

端部が欠損した口縁部あるいは頸部～胴部付近の破片と思われる。e・dは、小片であることから器種の特定は難しいが、長髪もしくは小窓の破片と思われる。

C-1 試掘坑（e） 第0層から肥前陶器小片のeが1点出土している。器種は小皿であろうか。

表面採集（f～j） 事前の現地確認において、調査対象区域とその周辺から、土師器1点（f）、中世土師器1点（g）、陶器3点（h～j）、磁器2点（k・3）が採集された。陶磁器片は水田の畦畔などに散見されるが、すでに触れたように中世土師器片は排水路付近から採集されている。

fは、小片のため、器種の特定は難しいが、古代の所産と考えられる土師器である。

gは、手づくね成形による皿の小片である。在地で生産された製品で、中世前期の所産と思われる〔品田1997〕。A地区とB・C・D地区を区画する深度1mほどの水路付近から発見されている。

陶器のうち、h・iは肥前陶器の皿の破片である。hは、口縁部外面にも及んでいるが、内面に銅線釉の施された皿の破片である。製作時期は17世紀後半頃であろう〔盛2000〕。jは、碗の小片であるが、肥前産とはやや胎土が異なる。

磁器は2点とも肥前系に産地を求められる。kは、碗の口縁部片である。内面の二重圓線などから、18世紀前後の所産と思われる。3は、胎土の色調や底部が胴部よりも肥厚する器形から、波佐見産の碗と考えられる。胴部外面には二重格子文が施されている。また、内面の見込みには斜格子文があり、胴部～底部移行付近には圓線がめぐる。そして圓線と斜格子文の間では蛇の目釉剥ぎがなされている。口縁部は欠損しているものの、端反碗と考えられよう。以上のことから、波佐見の時期区分によるV-4期（1820～1860年代）の様相に近いと思われる〔中野2000〕。しかし、端反碗は明治期に至っても生産は続けられており〔中野2000〕、3は外側の格子文の縦線が底部まで至っていないことなどから、文様の形態に若干の崩れられている点を考慮すると19世紀後半に生産された可能性もある。したがって、ここではおおまかに19世紀の所産と考えておきたい。

### 3 調査のまとめ

今回の試掘調査によって遺構・遺物が検出されたため、当該地点に遺跡の存在を確認することができた。鯖石川下流域左岸の自然堤防上に立地した遺跡と考えられる。遺跡の名称としては、すでに記述しているように、地名から「東原町遺跡」とすることとしたい。遺構は、A-1・A-2・C-2の3ヶ所の試掘坑から土坑・ピット・溝などと考えられる遺構が検出されており、A区一帯とB・C・D区南側に遺構の広がりを想定することができる。また、すべての試掘坑からは、遺物包含層の可能性がある黒灰色土層（第II層）が確認されている。しかし、遺物の出土量はきわめて稀薄である。本遺跡は、冒頭で述べたような自然堤防を利用して営まれていたものであるとすると、当該地よりも東側に遺跡の中心があり、B～D区は遺跡の中心部からはやや離れた地点であることが想定される。これらのことについては、今後の調査により検証していくこととした。

註） 平成14年9月26日付け教文第776号で新潟県教育委員会教育長から、同年7月1日に実施された国道8号線柏崎バイパス（東原町一茨目）建設工事に係る分布調査終了の通知がなされた。県教委の分布調査結果によれば、当該地付近からはやはり古代・中世・近世の遺物が採集されているので、今回実施した市教委の試掘調査結果と齟齬はないと考えられる。県教委でも確認調査が必要となり、同年11～12月に実施されているが、これらの調査結果をも参考にしながら、東原町遺跡の内容を把握していくことが必要であろう。

# V 吉井水上遺跡群

—主要地方道鰐波宮川線拡幅工事に係る確認調査—

## 1 調査に至る経緯

吉井水上I・II遺跡は、新潟県柏崎市大字吉井地内を中心とする、柏崎平野東部の中通地区に所在する。中通地区は、柏崎市街地から東へ約8kmの距離にある。昭和40年代後半における北陸自動車道の法線決定を契機として、当該地区の多くの遺跡が新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）に把握され、周知化された。現在では20ヶ所近い遺跡が知られており、これらを総称して吉井遺跡群と呼んでいる。遺跡群の主体は、弥生時代や古墳時代及び古代、中世であるが、国指定史跡・下谷地遺跡（弥生中期）や、市内では唯一の前方後円墳である吉井行塚古墳群（古墳前期～中期）等、特に弥生時代から古墳時代にかけては、著名な遺跡がみられる。

当該地区では、昭和50年代に県営土地改良総合整備事業が計画された。これに伴って、昭和56（1981）年～昭和59（1984）年に吉井遺跡群第I期発掘調査が、昭和60（1985）年～平成元（1989）年には、吉井遺跡群第II期発掘調査が実施されている【柏崎市教委1985・1990】。その結果、弥生時代中期から古墳時代後期にかけて、各遺跡相互が補完的な関係を保ちながら、断続的に本遺跡群が営まれていたことが把握された。また、古代及び中世においても、同様の傾向が認められ、8世紀中葉から16世紀にかけての動態の一端が、把握されるに至っている。

平成11（1999）年には、今回の確認調査原因となった主要地方道鰐波宮川線拡幅工事が計画された。県道73号線を幅員約12mに拡幅するもので、平成11年度に県教委が行った県機関土木工事等状況調査によって、文化財保護部局に把握された。この結果を受け、平成11年3月19日付け教文第84号で、柏崎市教育委員会（以下「市教委」という。）は、事業主体者の新潟県柏崎土木事務所（以下「柏崎土木」という。）へ、当該地に所在する埋蔵文化財の取扱いについて、協議を行う必要がある旨通知した。土木工事等は道路路線の南側から施工していく計画であったため、随時取扱い等についての協議を行い、平成12年6月13日付け柏土第88号で、柏崎土木から吉井百塚についての文化財保護法（以下「法」という。）第57条の3第1項の規定による埋蔵文化財発掘の通知が提出された。しかし、土木工事等の施工範囲内には、吉井百塚の延長が認められないことから、平成12年7月3日付け教文第358号で、県教委から埋蔵文化財に影響が生じないよう、慎重に工事を実施するよう通知がなされた。

その後、平成14年5月27日付け柏土第83号で、吉井水上I遺跡に対する法第57条の3第1項の規定による埋蔵文化財発掘の通知が、同日付け柏土第84号で、吉井水上II遺跡に対する同様の通知が提出された。市教委は、これを平成14年7月18日付け教文第87号の2及び教文第88号の2で県教委へ進呈した。これに対し、県教委からは、平成14年8月12日付け教文第539号及び教文第540号で、当該遺跡の確認調査を実施して範囲等を把握し、遺跡の取扱いについて協議するよう通知がなされた。

その後、市教委と柏崎土木で、確認調査の実施時期や方法等についての協議を重ね、平成14年11月12日から確認調査を実施する計画で準備を進めていった。また、吉井水上I遺跡と吉井水上II遺跡に対して、同時に確認調査を行うこととし、平成14年11月11日付け事務連絡で、県教委へ両遺跡の埋蔵文化財確認調査についての連絡を提出した。なお、本書では両遺跡を「吉井水上遺跡群」と総称して報告する。

## 2 調査の概要

### 1) 調査の方法

今回の確認調査対象地は、柏崎平野東部の沖積地であり、厚い粘土層に覆われた湿地性の水田地帯が広がっている。また、拡幅工事の対象となる県道の両側には、集落が形成されている。土木工事等の施工範囲の用地買収は、一部を除いて完了し、住宅の立退き等も終了していた。しかし、実際には現道から住宅の車庫等までの乗り入れ口等があるため、確認調査によって掘削可能な地点は、かなり制約されていた。そのため、現況が水田や畑地となっている地点を中心に、試掘坑を設定し、バック・ホウによって発掘を行っていくこととした。

### 2) 調査の経過と試掘坑の概要

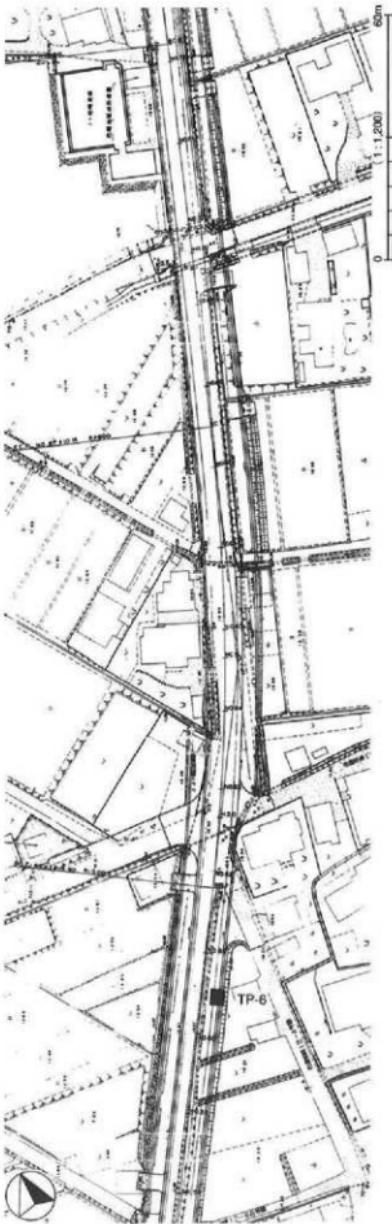
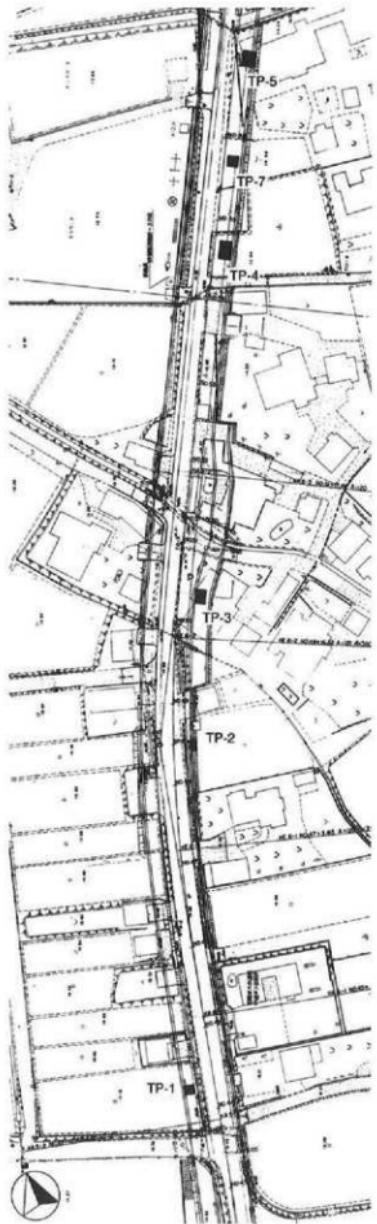
確認調査は平成14年11月12日～13日の2日間で実施し、調査担当及び調査員の計4名で調査を行った。今回の確認調査対象面積は、約1,701.5m<sup>2</sup>である。合計で7ヶ所の試掘坑を設定し、約62.5m<sup>2</sup>の発掘を行った。これは確認調査対象地の約3.7%に相当する面積である。

TP-1 試掘坑 確認調査対象地の南端、現道の西側に設定した。現況が水田の地点である。今回の確認調査において、最初に発掘を行った試掘坑であるため、層序の堆積状況等を把握しながら、バック・ホウによって徐々に掘削を進めていった。

現在の水田面から約35cmの深度まで、現表土（第Ia層）が堆積しており、その下に至って淡青灰色粘質土（第IIa層）を検出した。更にその下には青灰色粘質土（第IIa層）が堆積しており、深度約1.3mで遺物包含層に相当すると考えられる暗灰色粘質土（第III層）が検出された。この面において、慎重に掘削を進めたところ、古代の製塙土器と思われる土器片1点が出土した。また、本層の下には、遺構確認面に相当する明青灰色粘質土（第IV層）の堆積が認められたため、精査を行ったが、遺構等の落ち込みは検出されなかった。

TP-2 試掘坑 TP-1 試掘坑の北側約80m、現道東側の位置に設定した。現況が水田の地点である。TP-1 試掘坑とほぼ同様の土層状況であったが、各層の堆積が厚く、約1.6mの深度から遺物包含層（第III層）が検出された。本層の堆積も厚く、深度約1.9mまで発掘を行ったが、土層の変化は認められなかった。この深度まで至ると、試掘坑壁の崩落が激しくなり、これ以上の掘削は危険であると判断されたため、本試掘坑の発掘を中止した。そのため、遺構や遺物等を検出することはできなかった。しかし、遺物包含層（第III層）の堆積が顯著であること等、土層の堆積状況等から、本地点も遺跡範囲内に相当する可能性が高いと考えられる結果となった。

TP-3 試掘坑 TP-2 試掘坑の北側約40m、現道東側の宅地跡（現況は更地）に設定した。現表土（第I層）である盛土が非常に厚く堆積しており、深度約1mに至って、自然堆積土の淡青灰色粘質土層（第IIa層）が検出された。また、約1.8mの深度において、遺物包含層（第III層）を確認した。遺物等の出土は認められなかったが、包含層は比較的厚く、良好な遺存状態であった。遺構確認面に相当する明青灰色粘質土（第IV層）まで掘削し、遺構の確認を試みたが、荒天による雨水や湧水等が著しく、遺構の検出はもちろん、土層の把握も困難な状況となった。そのため、試掘坑の底面において、遺構等を明確に把握することはできなかった。しかし、掘削段階での所見では、幾つかの落ち込み等は認められ、本試



第18図 吉井水上清跡群確認調査試掘坑配図

掘坑の地点において、遺構等が分布する可能性は高いと考えられた。

なお、気象条件等の著しい悪化により、試掘坑内の状況を把握することが困難となってきたため、以降や遺物等を明瞭に検出することができなくなった。そのため、TP-3 試掘坑～TP-5 試掘坑では、発掘深度を深く設定し、土層の堆積状況等から遺跡範囲を推定する方法をとることとなり、遺構確認面（第Ⅳ層）以下までの掘削を行った。

**TP-4 試掘坑** TP-3 試掘坑の北側約 80 m、現道東側の位置に設定した。現況が畠地の地点である。現表土（第Ⅰ層）である盛土の直下、深度約 75 cmにおいて、遺物包含層（第Ⅲ層）を確認した。

荒天による雨水や湧水等の影響で、調査を行っていくための条件が次第に悪化していき、遺物等の出土状況を把握することができなかった。遺構確認面においても、気象条件等の影響が著しく、遺構等の落ち込みを明確に把握することは困難であった。しかし、掘削段階での所見では、幾つかの落ち込み等は認められ、遺物包含層も比較的良好な遺存状態であることから、本地点も遺跡範囲内に相当する可能性が高いと考えられた。

**TP-5 試掘坑** TP-4 試掘坑の北側約 50 m、現道東側の位置に設定した。現況は宅地跡（更地）である。TP-4 試掘坑と同様に、現表土である盛土の直下に、遺物包含層に相当する暗灰色粘質土（第Ⅲ層）を検出した。深度は約 95 cm である。遺構確認面に相当する明青灰色粘質土（第Ⅳ層）は、深度約 1.7 m で検出された。TP-3 試掘坑及び TP-4 試掘坑の発掘時と同様に、荒天による影響で、遺物等の出土状況や遺構等の落ち込みを明確に把握することができなかった。しかし、遺物包含層の遺存状態は比較的良好で、掘削段階での所見では、幾つかの落ち込み等も認められた。そのため、本試掘坑の地点にも、遺跡範囲が及んでいる可能性が高いと考えられた。

**TP-6 試掘坑** TP-5 試掘坑の北側約 70 m、現道東側の位置に設定した。現況は畠地である。本試掘坑及び TP-7 試掘坑の発掘は、確認調査の第 2 日目に実施した。現表土には褐色砂（第Ⅰb 層）が盛土されており、掘削した矢先から、試掘坑内に周囲の砂が流れ込む危険な状態となった。遺構や遺物等の検出はもちろん、土層の把握も困難となつたため、重機による手探り的な掘削方法により、発掘を進めていった。そのため、遺物等の出土状況や遺構等の落ち込みを明確に把握することができなかった。また、土層の堆積状況についても、手探り的な掘削中において、見極めざるを得なかつたが、深度約 1.2 m 前後に遺物包含層（第Ⅲ層）が、深度約 1.4 m 前後に遺構確認面（第Ⅳ層）が確認された。しかし、遺構確認面に色調はやや薄く、他の試掘坑とは若干様相が異なっていた。

また、掘削段階での所見では、遺構確認面においても、落ち込み等は認められなかつた。このような状況から、本試掘坑の地点には、遺構や遺物等が分布している可能性は低く、部分的に遺跡の縁辺が及ぶ程度の状況と判断された。

**TP-7 試掘坑** TP-4 試掘坑と TP-5 試掘坑の中間地点に設定した。現況は畠地である。確認調査第 1 日目の荒天がやや収まり、試掘坑内の遺構や遺物の把握が、若干行いやすい状況となつたため、本地点における遺跡分布を再確認するために、発掘を実施した試掘坑である。

現表土の暗褐色土（第Ⅰa 層）が、深度約 75 cm まで堆積していた。その直下には、遺物包含層に相当する暗灰色粘質土（第Ⅲ層）が認められ、遺物の出土は確認できなかつたものの、比較的良好な遺存状態を呈していた。遺構確認面に相当する明青灰色粘質土（第Ⅳ層）は、深度約 1 m から検出された。降水は収まっていたものの、昨日の荒天によって湧水が著しく、遺構確認面の精査が行えない状況であったが、遺構と思われる落ち込みが数基認められた。そのため、本試掘坑の地点及びその周辺が、遺跡範囲内に含

まれていると判断された。

なお、今回の確認調査における試掘坑全般を通して、遺構や遺物等がやや稀薄な状況がみられたため、これらが密集している可能性は低いと判断された。

### 3) 基本層序

今回の確認調査における基本層序は、各試掘坑ごとに若干の相違があったものの、概ね共通した様相が認められた。

第Ⅰ層は、現表土に相当する盛土である。地点による若干の差異が認められるものの、概ね第Ⅰa層～第Ⅰb層に細分される。第Ⅰa層は暗褐色土層、第Ⅰb層は褐色砂層である。第Ⅰa層は、TP-1試掘坑～TP-5試掘坑及びTP-7試掘坑で確認された。また、第Ⅰb層はTP-6試掘坑で認められ、両層が同一の試掘坑から検出されることはなかった。

第Ⅱ層は自然堆積の粘質土で、第Ⅱa層～第Ⅱb層に細分される。第Ⅱa層は淡青灰色粘質土層、第Ⅱb層は青灰色粘質土層である。TP-1試掘坑～TP-3試掘坑、TP-6試掘坑で確認された。これらの試掘坑では、第Ⅱa層及び第Ⅱb層がともに堆積していたが、TP-4試掘坑、TP-5試掘坑及びTP-7試掘坑ではみられなかった。

第Ⅲ層は暗灰色粘質土層で、遺物包含層に相当すると考えられる。実際に本層から出土した遺物等は、TP-1試掘坑からの土器片1点のみであり、遺物密度は比較的薄いと判断される。しかし、他の試掘坑においても、近似した堆積状況が認められ、荒天等の影響で遺物を検出できなかったものの、同様の密度で遺物等が包含されている可能性が高い。但し、TP-6については、土層の色調等、本層の様相が若干異なっていた。近似した土層と判断して、同一層に分類したが、遺物等が包含されている可能性は低いと考えられる。

第Ⅳ層は明青灰色粘質土層で、遺構確認面に相当すると考えられる。荒天等の影響により、本層での精査が行えなかったため、明確に遺構を把握することはできなかった。しかし、掘削を行っていった過程では、落ち込み等が数基認められ、遺構の分布が及んでいると判断される結果となった。但し、TP-6については第Ⅲ層と同様で、若干異なる様相を呈しており、遺構等が分布する可能性は低いと考えられる。

第Ⅴ層は青灰色粘質土層である。遺構確認面の下層に相当し、TP-3、TP-4及びTP-5において、本層以下にまで掘削を行った。

第Ⅵ層は暗灰色粘質土層である。TP-4及びTP-5で、本層までの掘削を行った。第Ⅲ層よりも暗色で、当初は遺跡包蔵面が2面あり、本層がその遺物包含層に相当する可能性が考えられた。しかし、遺物等は検出されず、遺跡包蔵面は第Ⅲ層～第Ⅳ層に係る1面だけであると判断された。

### 3 出土遺物

今回の確認調査において検出された遺物は、表面採集されたものをあわせて3点のみであった。

TP-1試掘坑 遺物包含層に相当すると考えられる第Ⅲ層から出土した。1は輪積痕が顕著に認められ、古代に比定可能な製壺土器の可能性が考えられる。色調はにぶい黄橙色を呈し、全体的に摩滅が著しく認められる。

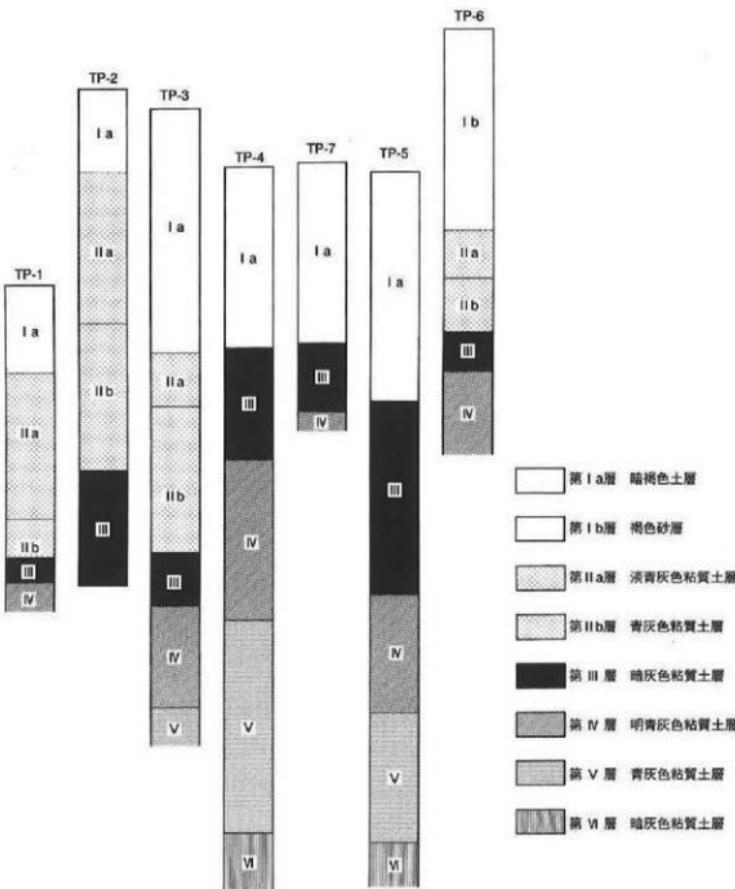
表面採集 今回の確認調査中において、調査対象地の周辺から2点の遺物が表面採集された。いずれも

1m

0m

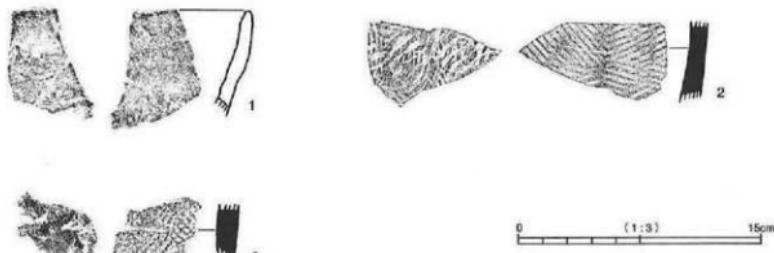
-1m

-2m



第19図 吉井水上遺跡群確認調査基本層序柱状模式図 (S = 1:20)

古代に比定可能な須恵器で、甕類の胴部片と考えられる。2は灰白色を呈し、外面には平行線文の叩き目、内面には同心円文の当て具痕が認められる。3は灰色を呈し、外面には格子文の叩き目がみられるが、内面は摩滅が著しく、叩き目等は不明である。



第20図 吉井水上遺跡群確認調査出土遺物

#### 4 調査のまとめ

今回の確認調査では、合計で7ヶ所の試掘坑を設定し、発掘を行った。調査の日程中は、荒天のために遺構や遺物等の把握をすることが困難な状況であり、土層の堆積や掘削しながらの観察等によって、遺跡範囲等を判断せざるを得なかった。また、過去に実施された吉井遺跡群の調査結果等とも照合し、TP-1~6試掘坑周辺を除くほぼ全域に、遺跡の範囲が及ぶと考えられる結果となった。

遺構等の落ち込みを明確に把握することはできなかったが、出土した遺物からは、古代を主体とする遺跡が分布していると想定される。しかし、過去の調査で検出された古墳時代や中世の痕跡については、今回の確認調査では認められなかった。そのため、TP-3、TP-4及びTP-5において、第V層以下の掘削を行い、古代以前の包蔵面が存在する可能性を見極めたが、結局包蔵面については、古代が主体と考えられる1面のみであった。おそらく、同一面において、複数の時期が混在する複合遺跡というのが、吉井水上I遺跡及び吉井水上II遺跡の実態であろう。

また、遺跡範囲についても、今回の確認調査の結果は、過去の調査によって把握されていた範囲と概ね一致している。そのため、荒天という悪条件の中での調査であったにもかかわらず、今回の確認調査は、ある程度の精度を保っていたといえよう。現道の拡幅部分のみを対象とした調査であったため、東西方向への遺跡の広がり把握できなかったが、南北方向については、概ね200mの範囲に分布していることが確認できたのである。

今回の確認調査対象区域の東側を中心に分布するのが吉井水上I遺跡であり、西側を中心とする吉井水上II遺跡と区分されているが、両遺跡の境界とされる付近については、様々な制約による試掘坑を設定することができなかった。しかし、少なくとも南北方向については、土層の堆積状況等の断絶はみられず、両遺跡を区分し難い様相が認められた。実際の遺構や遺物の分布状況等を含め、今後の更なる調査に期するところが大きい。

## VI 上原遺跡

—鰐石川改修工事ならびに上原一の橋架替えに係る市道新設工事に伴う確認調査—

### 1 調査に至る経緯

上原遺跡は柏崎市街地から北西方向に約4km、鰐石川と別山川のほぼ合流点に位置する。鰐石川は蛇行しながら北上し、西中通地区において支流の別山川と合流する。ここからは進路を北に変え、大きく何度も蛇行しながら日本海へと注いでいる。この両河川はかつて合流点付近において小刻みに蛇行していたことが今尚残る旧河川の痕跡からもうかがい知ることができる。遺跡は合流点の南側、鰐石川の蛇行部左岸側に形成された自然堤防上に立地するものと想定されており、周辺の標高は約6.5～7mとなる。

西中通地区の沖積地には、古代～中世の遺跡が多く分布することがこれまでの調査等により確認されている。鰐石川右岸では、上原遺跡の西北西に角田遺跡（古墳～近世）が存在し、南東には朝下川原遺跡（古墳～古代）がやや離れた場所に存在する。左岸では、南東に境川原遺跡（中世）が存在する。また、別山側右岸には宮之浦遺跡（古代）が周知化されている。これらは何れも河川に形成された自然堤防上に立地するものであるが、個々の遺跡範囲や性格まで把握された遺跡は極めて少ない。角田遺跡については一部において本発掘調査が実施されており、古墳時代から近世まで断続的に営まれた集落跡であったことが明らかとなっている。当遺跡においては、昭和58年に実施された新潟県教育委員会による分布調査で新発見されたもので、珠洲焼の窯が現地で表面採集されているにとどまり、範囲も地形を基に推定されたものである。

近年、2級河川鰐石川の上流部は新潟県柏崎土木事務所による大規模な河川改修が実施されており、別山川との合流点付近についても工事計画が具体化している状況にある。当該地周辺では河川改修関連工事に伴い、平成13年に角田遺跡の隣接地となる鰐石川と別山川とに挟まれた部分とその北側について確認調査を実施した。当時の用地買収の状況や工事の工程から、橋梁の橋脚基礎部分を含めた鰐石川以北の道路建設予定区域を限定的に調査の対象とした。結果としては、遺跡の存在はみられず対象区が概ね旧河道跡であることが確認されている。その後、今年度に入り用地買収が進み工事の計画も本格化する中で、鰐石川左岸側となる残りの橋台建設部分と市道建設部分が、上原遺跡の隣接地となるため次の確認調査対象区に挙げられることとなった。市道新設部分については柏崎市単独事業となるため、柏崎市都市整備課から平成14年10月3日都第155号により、文化財保護法57条の3に基づく通知が提出された。柏崎市教育委員会は要確認調査の意見を添え、教文第192の2で県教委に達成した。そして、県教委より同年10月15日付け教文第824号において、確認調査を実施するよう通知を受けた。その後、事業主体者側との協議を重ね調査の準備を進めていき、同年11月15日確認調査の実施を事業者（橋台・市道建設）に事務連絡し、その翌日調査に臨んだ。

### 2 調査の概要

#### 1) 調査の方法と調査面積

調査の原因となる事業は先に述べた通り、鰐石川河川改修に係る橋梁架替工事および橋梁架替に伴う



第21図 上原遺跡と周辺の遺跡

市道新設工事である。事業用地が河川改修に係る県土木施工部分と、市道建設に係る市施工部分の2箇所となるため、調査では便宜的にそれを、A地点・B地点とした。調査区A地点は未買収の用地が部分的に残り、墓地には墓石が現存することなどから発掘可能な部分は極めて限られる状況にあった。一方、B地点については用地買収が完了していることから、ひとまず市道用地の全てを調査の対象とした。ただし、延長が250m以上にもおよぶため、遺跡の推定範囲から距離を隔てる南側部分については、遺跡の広がりが不明確な場合のみ発掘することとした。また、B地点は現況が田畠であるが、事業用地は幅が狭く複雑な曲線を描くもので、トレーニングの設定や重機の移動の際は法線の幅杭等を基に逐次位置確認するなどの注意を払う必要があった。さらに、用地隣接地については来年以降も耕作予定であるため、重機の移動した畠や水路はできるだけ丁寧に復旧するよう努めた。

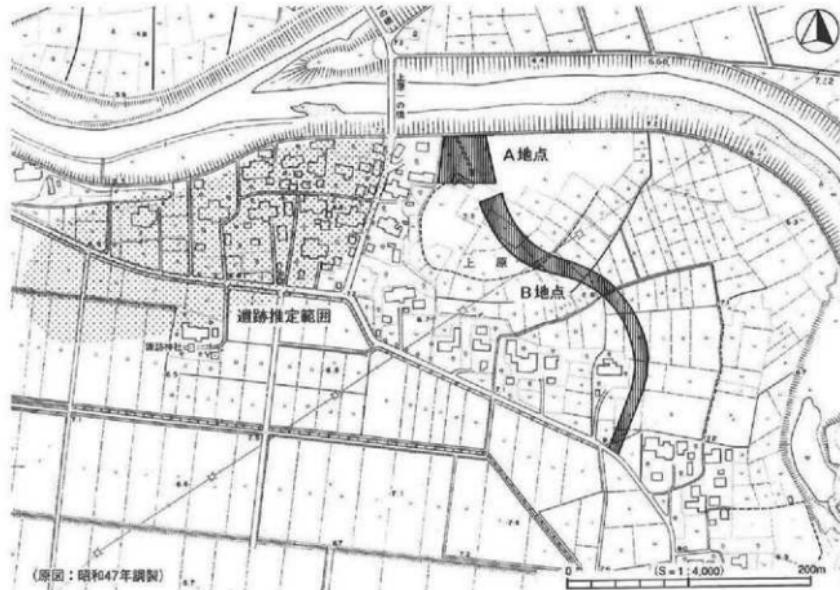
調査用トレーニングについては用地内における任意の位置に設定し、バック・ホウ(0.25m<sup>3</sup>)で徐々に発掘していく。調査当日は学芸員2名を含む調査員計4名で臨んだ。トレーニング発掘後は調査員が土層や位置を写真や図面に逐次記録していく。調査対象面積は両地点合わせて約5,400m<sup>2</sup>であり、実際に発掘した面積は約52m<sup>2</sup>となった。よって対象面積の約1.0%を発掘した計算となる。

## 2) 調査の経過とトレーニングの概要

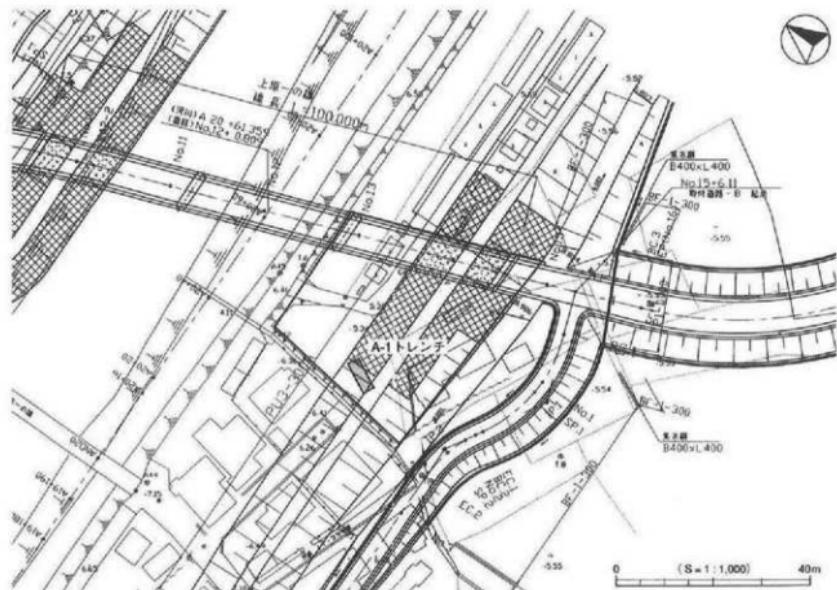
当日の朝方は曇空であったが、調査を開始したころから次第に天候が崩れていった。現場到着後、まず事業担当者や施工担当者・重機オペレーターらと打合せを行なった。その後、直ちにA地点の調査から開始した。当初発掘可能とみなした部分が地権者の都合で急きょ発掘不可能となり、トレーニングの設定位置も若干変更することとなった。A地点で発掘したトレーニングはかなりの深度となったため、埋め戻しには長時間を要した。さらに、B地点への重機の移動はA地点方面から直接進入することが不可能であり、乗り入れ口まで500m程トレーラーで移動する必要があった。このため、B地点の調査は午後になってようやく開始することができた。午後からは激しい風雨となり大荒れの天気となったが、一日続行すれば調査が終わる見込みとなつたので調査員一同暴風に耐え調査を強行した。発掘作業は1日終了したものの、トレーニングの埋め戻しと重機移動経路の復旧作業は後日にもおよんだ。

発掘したトレーニングの名称はA地点・B地点毎に番号を付し、それぞれ○-1、○-2…トレーニングとした。結果的にA地点では1箇所、B地点では3箇所にトレーニング設定し、計4つのトレーニングを発掘した。

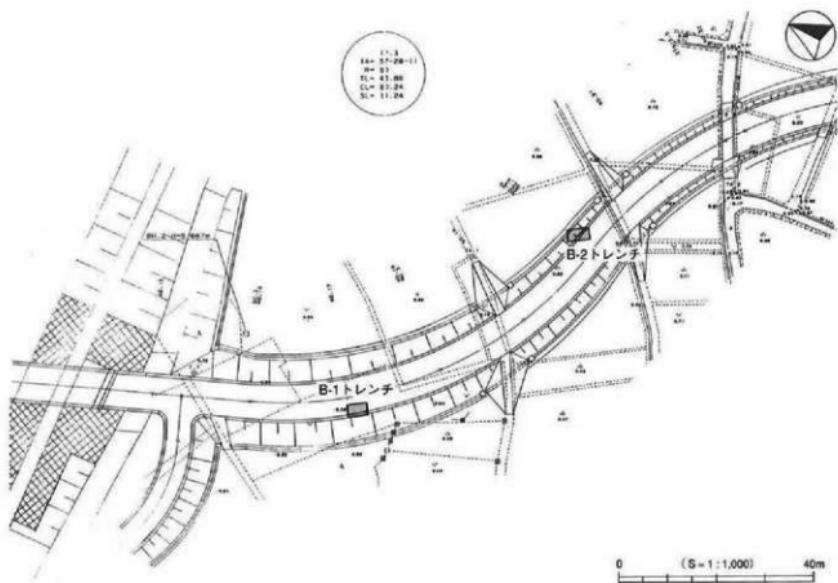
A-1トレーニング A地点で発掘した唯一のトレーニングである。周囲は用地買収以前までは小規模な杉林であり、現況でも切り株が所々に点在していた。このため、株の間を縫うように設定せざるを得えず、結果的に中心部に1箇所のみ設定することが可能であった。周囲は調査後に早い段階で盛土され堤防となる部分であり、遺跡が検出されない場合はできる限り深くまで掘削し古環境の観察に努めることとした。掘削を開始すると、表土の下には盛土が厚く堆積しており、上位に暗褐色砂が下位に明黄褐色粘質土が確認された。何れも縮まりに乏しく、掘削中に崩落を繰り返す状況が続いた。深度約140cm以下からようやく自然堆積層となる暗灰色粘土が検出された。微細な腐植物を含む層であり、さらに1m以上掘削したがぐに変化は見られなかった。流木や腐植物の存在から河川跡もしくは川辺に相当する部分であったと推定される。また、トレーニング底面では南西から北東にかけて次第に土層が傾斜していく様子が観察できた。この傾斜は旧河川の底部へと向かう局地的な地形変化を示す可能性が高く、昭和1972年の地図に残る旧河川跡へ向かう方向にも概ね一致する。よって、A地点は旧河川もしくは氾濫原であったと断定できるものである。



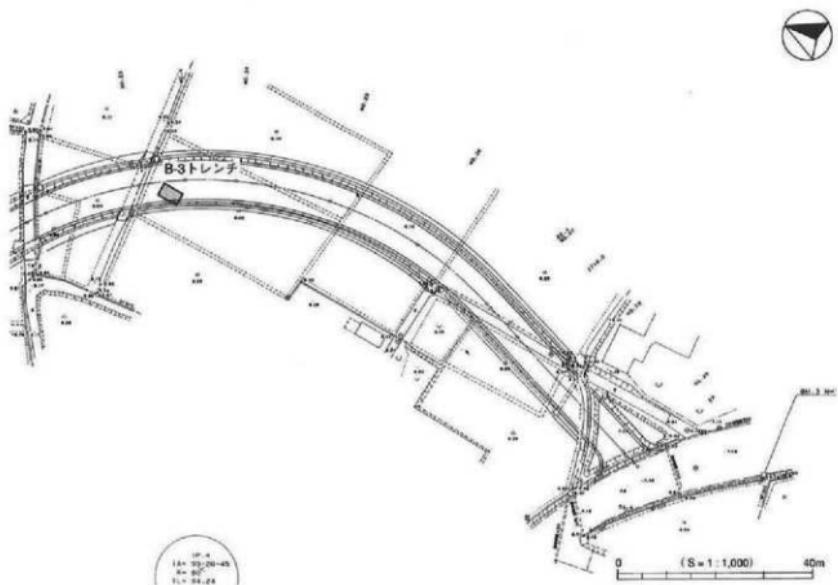
第22図 上原遺跡推定範囲と確認調査区



第23図 上原遺跡確認調査トレーンチ配置図1 (A地点)



第24図 上原道路確認調査トレーンチ配置図2（B地点北側）

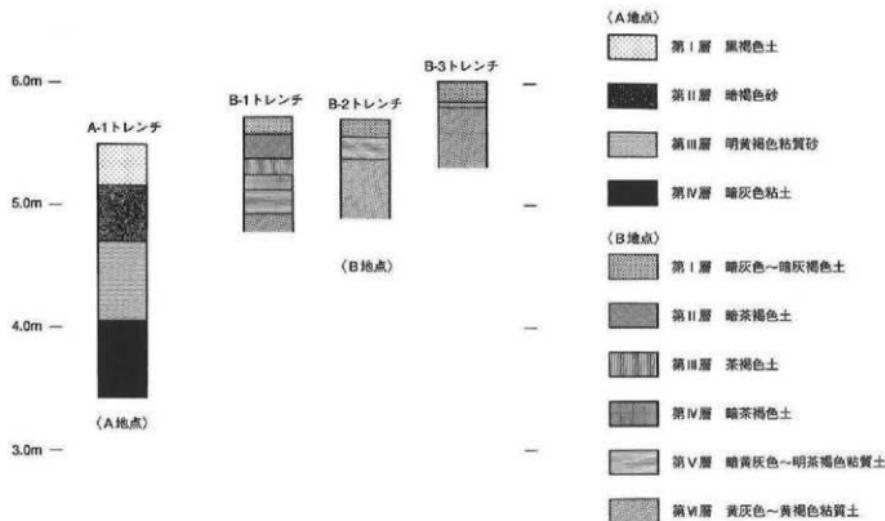


第25図 上原道路確認調査トレーンチ配置図3（B地点南側）

**B-1 トレンチ** B地点の北側に設置したトレンチである。A-1 トレンチの南東、約80mに位置する。標高はA地点よりもやや高く、現況は畑地であった。表土を掘削すると、深度約60cmで粘性縮まりの強い黄褐色粘質土が検出された。自然堤防上に広がる当該地の地山層と判断されるものである。トレンチの一部に深掘りを行ったが、さらなる土層の変化はみられなかった。酸化した土層の状況から、河川からやや距離を隔てた自然堤防に相当すると位置と考えられるが、遺構・遺構は確認できなかった。地山の上には比較的新しいと思われる旧表土と盛土が互層をしており、本来標高の低い部分を盛土・整地して近年畠地としたことがうかがわれた。

**B-2 トレンチ** B-1 トレンチの南東、約50mの位置に設定した。現況は水田を畠地に転用してした土地であった。深度約30cm、耕作土のほぼ直下で当地点の地山層ととらえられる黄灰色粘質土が検出された。B-1 トレンチよりも淡い色調を呈し、検出された標高も高かったため更に本層を掘削したがどうに変化はみられなかった。また、地形的に旧河川の名残がみられる部分であるが、河川の跡を直接示す土層は確認できず、旧河川に近接した自然堤防に相当するものと判断される。

**B-3 トレンチ** B-2 トレンチの南東、約60mの位置に設定し、30cm程度標高が高い水田に相当する。上原遺跡の推定地からは東に200m程離れた部分となる。B-2 トレンチとほぼ同様の堆積状況であり、耕作土の下深度約20cmで黄灰色粘質土となる地山層が検出された。旧河川から距離を隔てる地点と判断されるが、遺跡の痕跡はみられなかった。ここより南側は遺跡推定地からさらに距離を隔てる位置となり、新規の遺跡が発見される可能性も低いため、これ以上の調査は不必要と判断されるに至った。



第26図 上原遺跡確認調査基本層序柱状模式図 (S = 1:40)

### 3) 基本層序

調査で確認された土層は大きく10層に分類された。A地点とB地点は異なる現況を示し、地下の堆積状況も大きく異なることとなるため、それぞれ地点毎に基本層序を記すこととした。

**A 地点** 第Ⅰ層は黒褐色を呈する現表土である。腐植した雜木片を多く含む腐葉土であり、小規模な杉林となるA-1トレンチ周辺にのみ広がるものである。第Ⅱ層は暗褐色砂である。整地のために搬入された砂と判断される。縮まりに乏しいため、掘削中何度も崩落をみせた。第Ⅲ層は明黄褐色粘質土である。縮まりに乏しく、第Ⅱ層と同様に盛土であると判断された。第Ⅳ層は暗灰色粘土である。腐植物を多く含み、粘性・縮まりのある土層であり、旧河川に係る層と判断される。この層は北東に向かって徐々に低く傾斜していることが掘削中に確認された。これ以下の層は確認できなかった。

**B 地点** 第Ⅰ層は現耕作土であり、土質の違いから2つに分類した。第Ⅰa層は暗灰褐色土であり、畑地であるB-1・B-2トレンチでみられた。第Ⅰb層は暗灰色粘質土で、B-3トレンチでみられた水田の耕作土である。第Ⅱ層～第Ⅳ層はB-1トレンチでのみ確認された土層である。第Ⅱ層は暗茶褐色土であり、炭化物を含み粘性・縮まりは乏しい。比較的新しい旧表土もしくは旧耕作土と考えられる。第Ⅲ層は茶褐色土であり、縮まりに乏しく盛土の可能性が高いと考えられる。第Ⅳ層は暗茶褐色土である。土質は第Ⅱ層に類似し、旧表土に相当するものと考えられる。粘性・縮まりに乏しく炭化物が少量含まれる。第Ⅴ層は暗黃灰色～明茶褐色を呈する粘質土であり、土質からこの下層にみられる地山の漸移層としてとらえられる。第Ⅵ層は黃灰色～黃褐色粘質土であり、B地点における地山と考えられる土層である。本層をB地点における遺構確認面とみなしたが遺構は検出されなかった。

## 3 調査のまとめ

今回の確認調査では上原遺跡の隣接地となる事業地を発掘したが、遺跡の広がりはみられなかった。調査区の地下の状況としては、A地点は旧鯖石川の河川跡もしくは氾濫原部分に相当し、過去の河川改修工事等に伴い、かなりの盛土・整地が為された部分であることが確認された。B地点については発掘した3つのトレンチでは河川に係る土層を直接検出できなかったものの、旧河川と近接した部分であり生活を営むことが困難な立地であったと考えられる。昭和47年の地図や明治44年の土地更正図においても、事業地付近には河川がU字形に蛇行していた痕跡が明確にみられる。蛇行部が存在した時代、流路幅や細かい位置については明確でないが、調査区の一部は旧河川もしくは氾濫原であったことが証明された。河川付近に形成された自然堤防と想定される部分もみられたが、その部分についても遺跡の痕跡を確認することはできなかった。

これらのことから、本遺跡は当初の推定範囲よりも東側にはほとんど広がっていないと判断されたこととなった。そして、遺跡は現在の上原地区集落の北西部辺りに位置するものと想定されるのである。この部分は鯖石川左岸に形成された発達した自然堤防であり、周囲よりも若干標高の高い微高地となっている。現在、同地区内では最も宅地化が進んだ部分となっており、古くから宅地として利用されてきたことがうかがえ、現集落と遺跡の範囲とが大きく重なるものと推定される。遺跡の詳細については、今後計画されている鯖石川改修に伴い、事前に推定地付近の確認調査等を実施していくことで次第に明らかにしていきたい。

## VII 秋里遺跡(第4次)

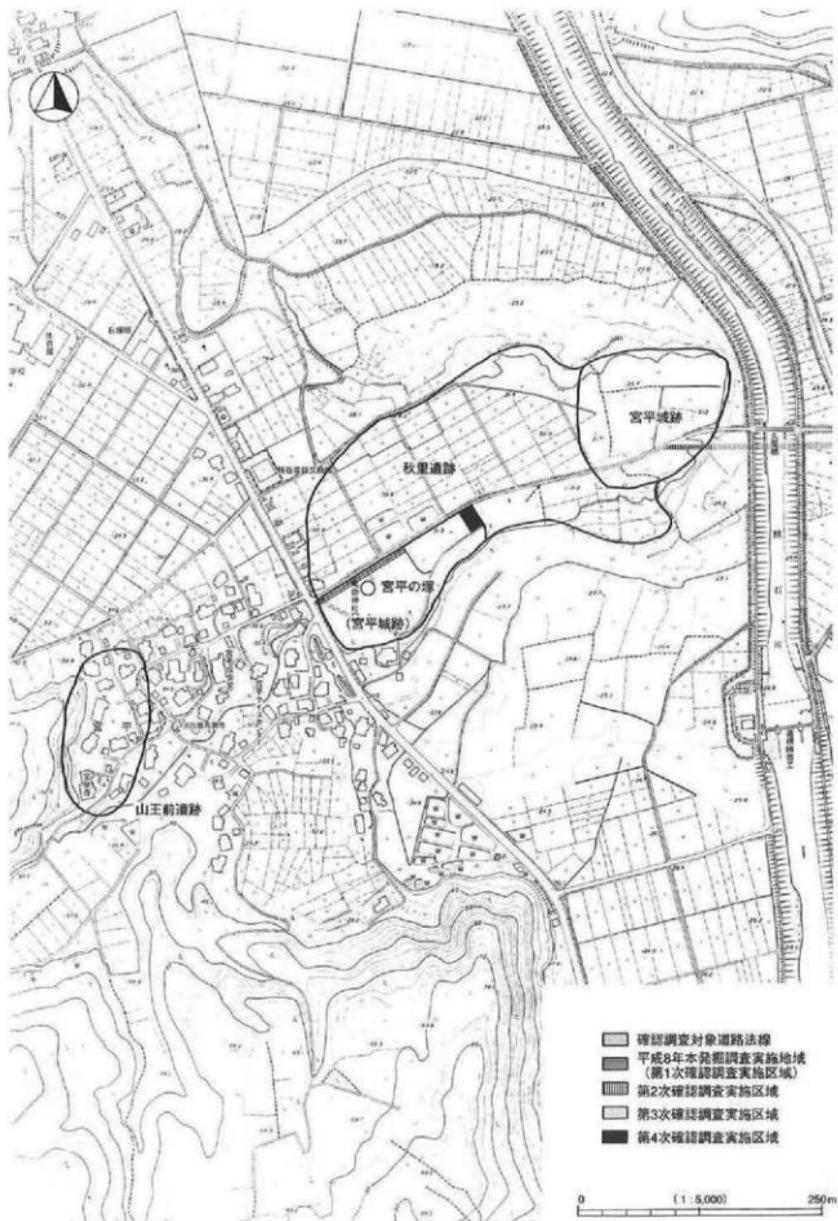
—墓地造成に伴う確認調査—

### 1 調査に至る経緯

秋里遺跡は、柏崎市大字宮平字秋里に所在する。宮平城跡や宮平の塚と隣接し、山王前遺跡とも近接する位置関係にある。このため、4遺跡は宮平遺跡群として呼称されている。鰐石川中流域左岸に形成された河岸段丘上に立地し、現況は水田や畠地および道路（市道）である。標高は概ね29～32mとなっている。当遺跡は、遺跡群の中でも古くから周知化されており、昭和48年に耕地整理に伴い回石や須恵器片等が出土したことが遺跡発見の契機となっている。所属時期は、縄文時代後期前葉～中葉、弥生時代、古代、中世であることがこれまでの調査等で確認されている。遺跡は東西約350m、南北約250mの広大な範囲が推定されているが、宮平城跡および宮平の塚が重複するものである。宮平城跡については、当初から周知化された鰐石川付近の範囲とは別に黒姫神社が鎮座する段丘面とする説もある。そして、この度申請のあった事業用地も秋里遺跡と宮平城跡の両遺跡にはほぼ重複する位置に当たる。

現在、遺跡中央部には東西に伸びる市道柏崎17-5号線が走っており、近年実施されている道路拡幅工事に伴い確認調査3回、本調査2回が既に実施されている。以下、これまでの調査の概要を簡単に述べる。まず第1次確認調査は平成6年12月に実施され、法線西側の黒姫神社境内に相当する部分の対象としたものであった。調査では縄文時代後期前葉を主体とする遺物・遺構等が検出された。そのため、平成8年5～7月に第1回目の本発掘調査を実施し、縄文時代後期前葉～中葉の集落跡、弥生時代後期の土坑、中世の濠跡等が把握されるに至った。その後、同年12月には鰐石川左岸に接する部分を対象とした第2次確認調査が行われた。その結果、この地点が旧河川の氾濫原に相当し、過去の河川改修事業によって著しく搅乱を受けていることが把握された。次いで、平成12年7月に実施した第3次確認調査では、秋里遺跡推定範囲のほぼ中央を対象とし、主に中世の遺物と遺構が検出された。そして、これを受け平成13年5月に実施した第2回目の本発掘調査では、14～16世紀遺跡に比定される珠洲焼や中世土師器、楚板を伴う大型柱（穴）が多数検出され、宮平城に関連すると想定される中世の建物跡の存在が明らかとなった。道路拡幅部分という狭い範囲に限られて実施された調査であるが、このようにして縄文時代の集落、宮平城跡や中世集落の広がりが徐々に見えてきた状況にある。

市道関連の調査は平成13年度まで一通り終了し、その後当遺跡に係る諸開発は無かった。しかし、平成14年10月半ば、遺跡内での墓地造成の計画が柏崎市役所の担当部署に届け出され、柏崎市教育委員会は合議より10月半ば頃その計画を知るところとなった。土木工事の内容は小規模な共同墓地造成であるが、周知化された遺跡範囲内での工事となるため、事前に確認調査の必要があると判断された。文化財保護法57条の2に基づく届け出は、平成14年10月28日に事業主体者より提出され、市教育委員会が同年11月5日付け教文第212号の2により新潟県教育委員会に送達した。その後、県教委から教文903号で確認調査を実施するようにとの指示を受けた。工事は急を要するものであったため、事業主体者や工事施工業者と綿密な打合わせを踏まえ、早急に確認調査の準備を進めていった。この他にも複数の確認調査の予定がありややひっ迫した状況であったが、他の調査の中にうまく割り込ませることとした。そして、平成14年11月19日付けで県教委に発掘調査実施の報告をし、翌日予定どおりに調査を行った。



第27図 宮平遺跡群と確認調査の位置

## 2 調査の概要

### 1) 調査の方法と調査面積

今回の確認調査の対象区は、平成12年に実施した市道改良工事に伴う第3次確認調査の事業地の南側部分に相当する。概ね平坦な部分であり調査面積も比較的狭いため、調査期間は1日程度を見込んだ。ただし、墓地造成工事の開始予定期が間近に迫っており、本調査の必要が生じた場合、遺跡保護および工事の両者に与える影響が多大となることが危惧された。このため、その後の取り扱いに対する適切な判断が要求される予断を許さない確認調査であった。

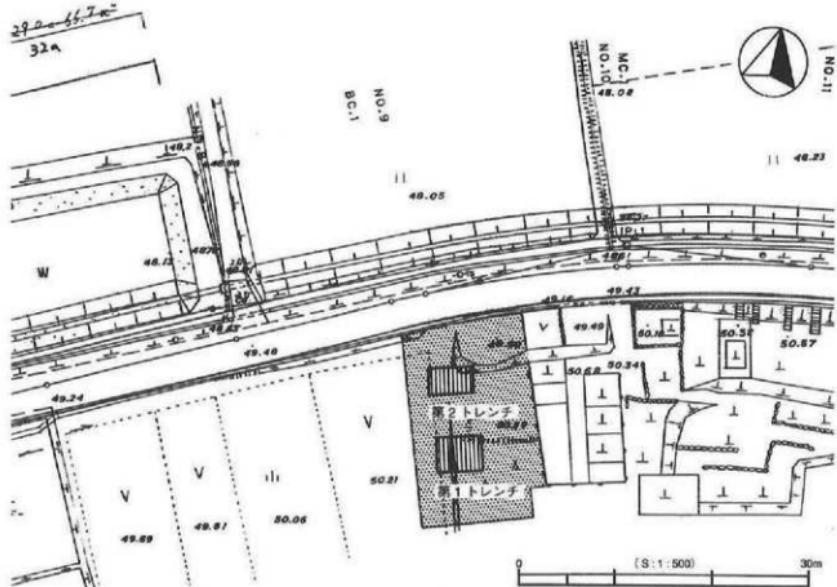
調査の方法としては、調査区内に任意に試掘トレンチを設定し、バック・ホウ（0.25m<sup>3</sup>級）による発掘を実施した。各トレンチの位置や土層、および検出された遺構については写真や図面上に記録していった。造成工事では現表土から概ね30～60cm盛土され整地が為されるため、遺跡保護層はひとまず確保されることとなっていた。ただし、遺物包含層や遺構確認面が表土のわずか数cm下から検出された場合は、工事により遺跡の一部が破壊されてしまうことも考えられた。このため、遺跡が確認された場合は、遺跡の検出レベルがその後の取り扱いを決定することが重要なポイントとなった。調査対象となる事業用地の面積は約360m<sup>2</sup>であり、実際に発掘した2つのトレンチの面積は合計で約31.5m<sup>2</sup>となった。よって、発掘総面積は対象面積の約8.7%に相当する。

### 2) 調査の経過とトレンチの概要

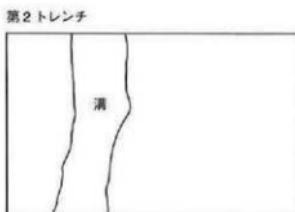
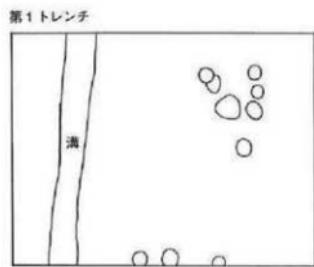
前日までは激しい風雨が連日続いているものの、調査当日は嘘のように晴れ渡り、好天の中作業を実施することができた。調査は学芸員2名を含む調査員5名で臨んだ。現地到着後、既に到着していた重機オペレーターとの打ち合わせを行い、直ちに調査を開始した。調査区南側から計2つの試掘用トレンチを発掘し、それぞれ第1・第2トレンチとした。遺構確認面の深度が比較的浅かったことなどから調査は順調に進めることができ、測量等を含め午前中で終了することができた。しかし、重機を用いた埋め戻し作業は午後におよんだ。なお、埋め戻し・整地については近日中に造成工事が控えているためとくに入念に実施するよう心掛けた。

**第1トレンチ** 調査区南側に設定した。現表土の標高は約32mとなる。長さ約4.9m、幅約3.7mの大きさで、深度は約40cmまで確認した。最初に設定したトレンチであり、遺跡の深度が全くの不明であったため、層の変化を確認しながら慎重に掘削を進めていった。徐々に表土を除去していくと、深度約34cmで明黄褐色粘質土が検出され、上部から複数の遺構が発見された。この遺構検出面の上に遺物を包含する土層等は見られず、表土直下に遺構確認面が検出されたこととなる。遺構は小規模な柱穴のみ計10基が確認された。遺物を全く伴わないので遺構の所属時期は特定できないものの、覆土に縮まりが認められる事などから、少なくとも遺跡の所属時期の下限とされる中世以前のものと考えられる。その他、覆土に縮まりのみられない溝状の落ち込みも検出された。しかし、この溝跡についてはこれまでの土地の区画線にちょうど一致することから、現代に形成された区画溝や通路跡と判断されるものである。

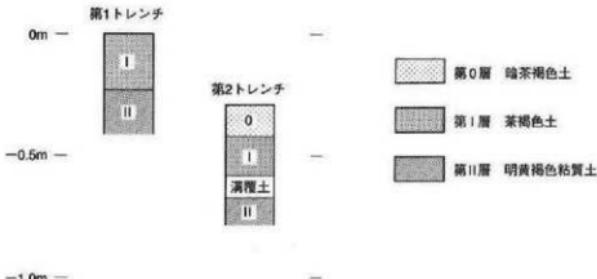
**第2トレンチ** 調査区北側に設定した。第1トレンチよりも約30cm標高が低い地点となる。長さ約4.6m、幅約2.9m、深度は約50cmまで確認した。現表土は近年の整地や耕作によるためか、暗褐色の表土と黄褐色の地山土が混拌されている状態であり、その下層から第1トレンチでみられた表土（第I層）が検



第28図 秋里遺跡第4次確認調査トレンチ配置図



第29図 秋里遺跡第4次確認調査遺構等分布図



第30図 秋里遺跡第4次確認調査基本層序柱状模式図 (S=1:20)

出された。第1トレンチと同様に表土直下より造構確認面とした明黄褐色粘質土が検出されたが、ここにおいては造構は検出されなかった。また、遺物についても発見されなかった。なお、第1トレンチでみられた現代の溝跡が同じ軸上に検出された。

### 3) 基本層序

発掘した2つのトレンチから概ね3層の土層が検出された。

第I層は暗茶褐色土である。事業地はこれまで畑地として利用された土地であり、畑の耕作土と判断される。腐蝕物を少量含み、粘性・締まりに乏しい。第2トレンチでは第I層より上位に、耕作土と黄褐色粘土が混じった茶褐色土があつられ、最近の整地に伴って攪拌された土層と判断される(第0層)。第II層は明黄褐色粘質土であり、造構確認面となる。これまでの調査結果と照らし合わせると、当該地の地山土に相当するものと判断される。やや強い粘性と締まりが認められる。検出された深度は、浅い部分では約30cm、深い部分でも40cm程度となる。色調は最上部がやや暗色であるが、下部では明るい黄色を呈している。現代の溝跡が検出されたのは本層の最上部であり、柱穴が検出されたのはそれより若干下部の位置であることが土層観察により観察された。造構の存在しない部分で本層を20cm程度掘削したがとくに変化は見られなかった。

## 3 調査のまとめ

今回実施した第4次確認調査では、わずかな調査面積からも複数の造構が検出され、調査区内が遺跡の範囲内に含まれることが証明される結果となった。ただし、遺物包含層の存在が確認できず、表土直下の造構確認面から造構が確認されたため、包含層は本来稀薄な部分であったか過去の耕作等にともない既に失われていた地点と判断される。

秋里遺跡は、これまで実施した確認調査や本発掘調査などから、中世と縄文時代を主体時期とする遺跡ととらえられている。当調査では遺物が未検出であったため、発見された造構の所属時期は不明であるが、いずれにせよ遺跡が広範囲におよぶことを裏付ける調査結果といえよう。今後とも小規模な調査を重ねることにより、当遺跡の実態を徐々に明らかにしていきたい。

## VIII 琵琶島城跡（第2次）

—市道柏崎6-1号線改良工事に係る確認調査—

### 1 調査に至る経緯

琵琶島城跡は柏崎市街地から南西方向に約2kmに位置し、元城町地内に所在する新潟県立柏崎総合高等学校（以下、「柏総高」）の敷地とその周辺が推定範囲とされている。柏崎平野を形成する二大河川の一つ鶴川は、旧河道を確認すると、概ね蛇行を繰り返しながら北へと向かうが、下流域では敷箇所でU字状に特に強い蛇行を示している。河口から南東約1.7kmで支流横山川と合流し、その内側に本遺跡が位置するものである。琵琶島城は、この合流点において流路の湾曲によって半島状に突き出た部分にそれぞれ曲輪を配して築かれた城館とされる〔新沢1970〕。そして、現在は城館跡を思わせるような面影はみられず、本丸が存在したといわれる柏総高敷地内に「宇佐美駿河守 桑田嶋城趾」と刻まれた石碑が建ち、その一角が市指定史跡となっているのみである。

この度実施した確認調査の原因は市道改良工事によるものである。近年、市内宮場町周辺地区の交通渋滞緩和のため市道柏崎6-1号線が新設される計画となり、事業用地が琵琶島城跡および柏農高校々庭遺跡の重複する可能性のある部分を横断することとなった。用地は第1～3工区まであり、用地買収や工事が多年度に渡るため、工区毎に調査区を分割して調査を行う必要があった。こうして、まず平成13年3月に、鶴川と横山川の間となる宮場町地内の第1工区（No.15～23）を対象に、第1次確認調査がまず実施された。調査では琵琶島城が存在したと思われる時期の遺物や遺構が検出され、琵琶島城跡の範囲内であることが明らかとなった。この結果を受け、翌年の平成14年に約2,000m<sup>2</sup>を対象とした本発掘調査を実施した。概ね15～16世紀の遺物と建物跡を構成する柱穴等が多数検出されている。そしてこの度、用地買収が城東側となる第2工区（No.24～29）まで進んだため、第2次確認調査を実施することとなった。ただし、用地内には一部未買収地が存在するため、その部分については今回調査を見送った。

文化財保護法に基づく手続きとしては、第2工区の買収や整地がほぼ終了した後、平成14年6月19日付け都第86号で、文化財保護法第57条の3第1項に基づく通知が柏崎市（都市整備部都市整備課）から提出され、市教育委員会が同年6月20付け教文第102号の2で、新潟県教育委員会に通達した。事業者からの通知は隣接する柏農校々庭遺跡（古墳・古代）を対象としたものであるが、確認調査では中世の遺物が主体的に出土しているため、実際にはむしろ琵琶島城跡の範囲であると判断された。また、調査時期は県教委からの調査実施の指示がなされた後、早い段階で実施するつもりであった。ところが、その当時隣接地で住宅建築等の工事が実施されており、事業用地は資材の運搬等に利用している状況であった。加えて、秋には調査区に住宅の石垣を組むための資材が仮置きされている状況であったため、調査実施が不可能な状況が非常に長く続いた。このような要因から、実際に調査が可能となったのは寒風吹き荒れる初冬となってしまい、同年11月20日に確認調査の実施の連絡を県教委に事務連絡し、翌日21日から2日間で確認調査を実施した。

### 2 調査の概要

## 1) 調査の方法と調査面積

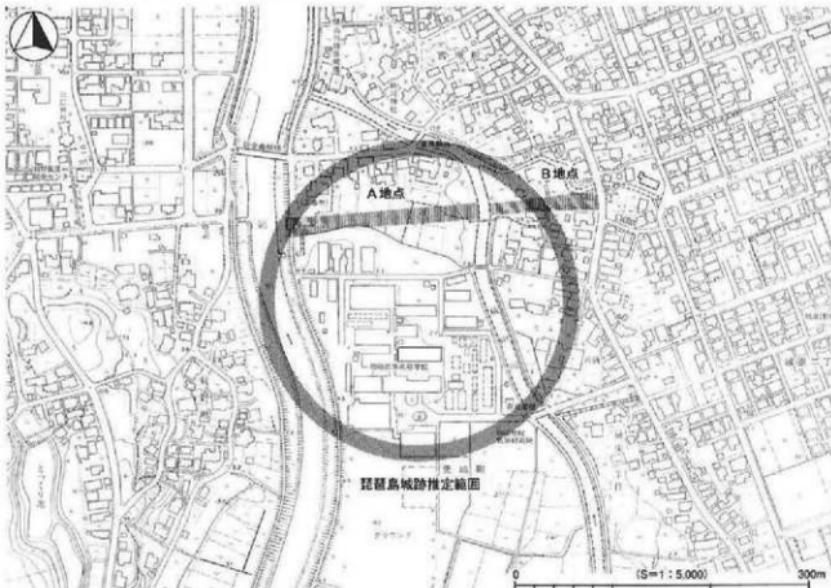
調査の対象となる事業区（第2工区）は、概ね旧宅地部分に相当し、買収後に平坦に整地がなされた部分であった。ただし、橋台の建設される横山川の堤防部分等については発掘不可能であるため、実際には道路建設用地に限定して確認調査を実施した。また、一部未買収地が残存したため、今回の調査対象からは除外し、買収済以降必要があれば改めて調査を実施することとした。第1次確認調査の調査区をA地点としたのを受け、今回の調査区はB地点とした。なお、当該地は琵琶島城の二の丸部分に相当するとも想定されており【新沢1970】、遺跡範囲内である可能性が高いと予想されていたものである。

調査用トレントチは用地内における任意の位置に設定し、小型のバック・ホウで発掘していく。発掘したトレントチ内の土層や位置の測量および遺構確認を調査員が行った後、安全のため逐次埋め戻しを実施していく。調査対象面積は、事業用地から発掘不可能な部分を除外した結果、約1,310 m<sup>2</sup>となった。そして、実際に発掘した面積は合計で約45 m<sup>2</sup>となるため、対象面積の約3.4%を発掘した計算となる。

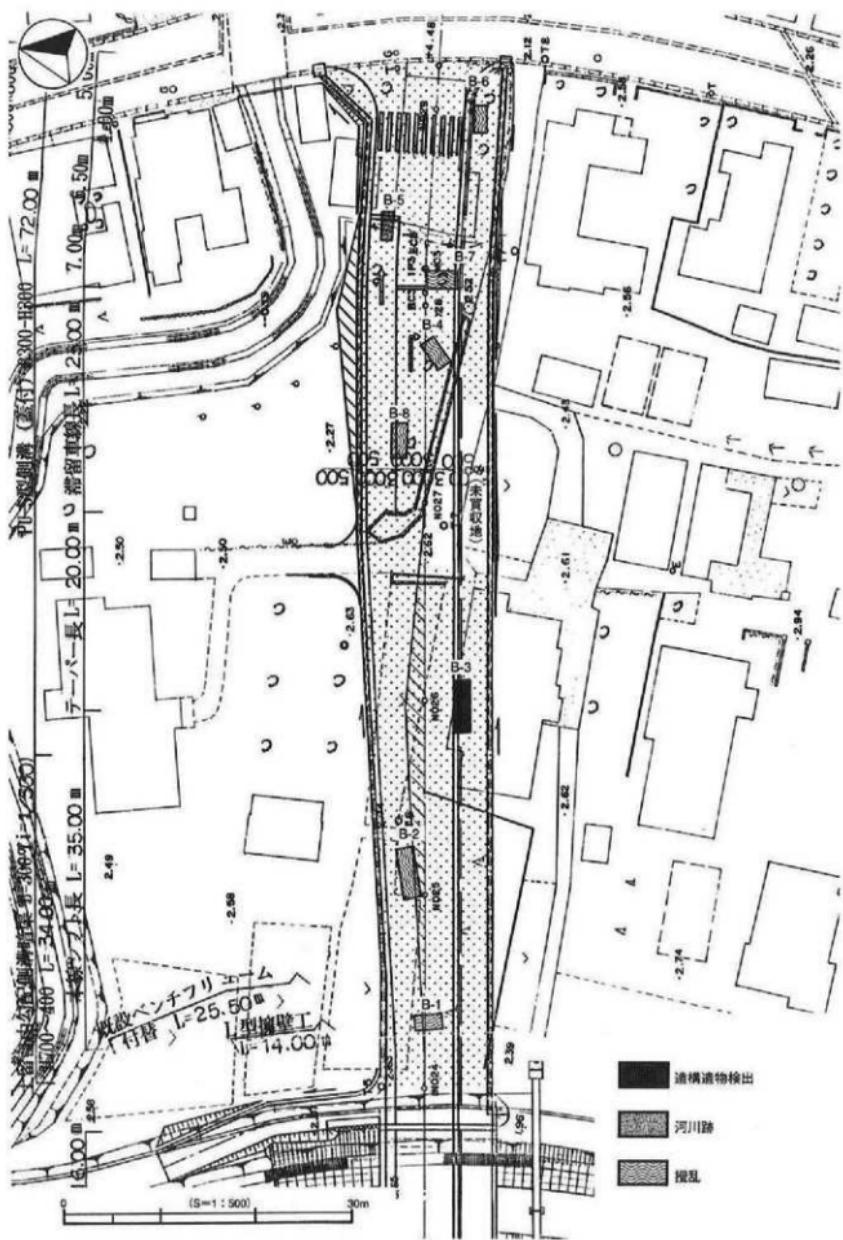
## 2) 調査の経過とトレントチの概要

調査日初日の11月21日は、あいにくの雨天であり時折雨足が強くなることもあった。しかし、翌週から別の業務を行う必要があったため、その週で調査を完了することを目指し調査を強行した。現場に到着後、重機オペレーターと事業用地の範囲を改めて確認し、未買収地については誤って発掘したり通過しないよう留意した。悪天候のため作業効率は低くなったものの、6つのトレントチを発掘した。

2日目となる22日は、昨日とは打って変わら好天となった。午前中で2つのトレントチを発掘し、午後からは使用した器材の回収や、埋め戻したトレントチを安全のためロープで囲う作業などを実施し調査を完了



第31図 琵琶島城跡推定範囲と確認調査対象位置



第32図 鶴ヶ島城跡第2次確認調査トレンチ配置図

させた。予定通り2日間で確認調査は完了し、調査員は延べ8人を要した。

調査用トレンチは原則西側A地点に近い方から発掘していく、合計8ヵ所となった。各名称は地点名と発掘した順を示すものとして、それぞれB-1～8トレンチと称することとした。

B-1トレンチ 最も西側に設定したトレンチである。現在の横山川から東側約10mに近接する。ここではまず河川跡が事業地西側におよんでいないかを確認することを目的として設定した。現況から近年整地が施されたことが明らかな地点であり、以前に何らかの建物が存在したことがうかがえた。徐々に発掘していくと、予想どおり盛土整地層が厚く堆積しており、その中にはコンクリート片や瓦片等が混入していた。そして、深度約1.6mでようやく自然堆積層とみられる暗青灰色粘質砂が検出された。初めは旧河川に係る層と思われたが、とくに砂利や腐植物等の混入もみられず、A地点で地山層以下に堆積していた粘質砂層と同じ特徴を示すものであった。このことから、周囲は過去の基礎工事の際やその撤去の際に大幅に掘削を受け、遺構確認面以下まで消滅したものと判断される。

B-2トレンチ B-3トレンチの東側約12mに設定した。ここでも周囲に整地層が広がっており、表面が攪乱を受けていることが予想された。掘削すると、やはり盛土整地層の堆積が厚く、上部には赤土が下部には灰褐色砂がみられた。深度約1m以下にはコンクリート製の基礎がそのまま残存しており、木材も混入しているような状況であった。深さ約1.6mでようやく自然堆積層とみられる青灰色粘質土が検出された。土質はA地区における地山土と類似するものであるが、還元化が強く遺構も検出されなかった。この部分も基礎工事やその撤去の際に遺構確認面以下まで掘削がおよんだものと判断される。

B-3トレンチ B-2トレンチの東側約12mに設定した。調査区の中央やや西寄りに位置する。近年まで存在した建物の範囲と重複し、この地点でも地下が大きく攪乱を受けているものと想定された。しかし実際に発掘すると、上部には整地層や焼土が堆積していたものの、その下深度約45cmで中世の遺物を含む堆積層が検出された。この暗褐色土層からは主に中世土器が出土した。さらに、その下深度約80cmで粘性・縮まりともに強い暗黄褐色土が検出された。これはA地点の発掘調査で遺構確認面とした層とほぼ同様のものと判断され、遺構の破壊を防ぐため重機で掘りすぎないよう注意を払った。調査員がトレンチ内の遺構確認を試みたが、雨が激しく降っていたため明確には遺構の形はつかめなかった。覆土にも中世の遺物片がみられ、琵琶島城の存在した時期の遺構である可能性が高い。局地的なものではあるが、トレンチ内では濃密な密度を示しており、周囲は遺跡内でも遺構密集区としてとらえられる。

B-4トレンチ B-3トレンチの東側約31mに距離を隔てて設定した。現況は周囲よりも一段低くた部分であり、地表には整地層である砂層がむき出しの状況であった。そして、これ以下には砂層が続くだけで、深度約1.0m以上掘削しても全く上層の変化がみられなかった。断面が非常に崩れやすく下部からの湧き水も激しかったため、これ以上の掘削は断念した。過去に工事による掘削を受け、砂が厚く盛土された地点と判断される。

B-5トレンチ 調査区の東側にあたる、茨川に近接した部分に設定し、旧河川の調査区への広がりを確認することを主な調査目的とした。茨川は当該地付近で住宅街を縫うように折れ曲がり、現在の横山川に合流する小河川であるが、調査区周辺の旧流路は全く不明であった。周囲の現況としては、B地点東側の大部分が以前に駐車場として整備していたため、表面には20cm程度の厚みで碎石が敷かれていた。このため、まず碎石を除去し、その後以下の土層を掘削していく。地下には上方から赤土、砂、粘土が盛土として堆積しており、その下深度約1.1mで砂利混じりの青緑色粘質土が検出された。この層が旧河川に係る層の可能性もあるが、近年の護岸工事により河川周辺が大幅に攪乱された部分と判断された。

B-6 レンチ 調査区東端となる国道252号線に近接した地点に設定し、東側への遺跡の延長を確認することを目的とした。B-5 レンチ同様表面は碎石で覆われており、その下は焼けた粘土や砂で厚く盛土整地がなされていた。深度約70cmでようやく明黄褐色～青灰色を呈する粘質土が検出された。この層はB-2・3 レンチで検出された地山土と想定されたが、遺構は検出されなかった。B-2 レンチ同様、層の上部が失われている可能性も考えられるが、還元化した色調や粘性の強さから旧茨川に近い部分であったと想定される。

B-7 レンチ B-4 レンチの東側約5mに設定した。旧建物跡が存在することが確認されていたが、地下の攪乱の状況を把握するためにあえて発掘した。実際に発掘すると、地下にはコンクリー製の基礎が残存しており、整地のために搬入された砂層が1m以上も堆積しているような状況であった。深度約110cmで明黄褐色粘質土となる地山層を確認したが、四方の壁が絶えず崩落したため詳細な遺構の確認は実施できなかった。重機によりの繰り返し底面の砂を搔き出したが、遺構は確認できなかった。結果的には、近接するB-4 レンチとほぼ同じ地下の状況であったといえる。

B-8 レンチ 調査区の中央やや東寄りに設定した。建物が存在した痕跡がなく、第3 レンチと20m程度しか距離を離れていたため、遺跡が残存する可能性が高い地点と予想された。しかし、実際の地下の状況はB-4 レンチとほぼ同様の状況であり、搬入された砂層がかなり深くまでおよんでいた。深度約80cmまで掘削し明黄褐色粘質土が検出されたが、湧き水や壁の崩落が激しく詳細な遺構の確認はできなかった。バック・ホウの掘削を注意深く観察したが、ここでも遺物・遺構とともに発見することはできなかった。壁の崩落が激しいためそれ以下の掘削は断念した。

### 3) 基本層序

調査区内で確認された土層は大きく7層に分類された。

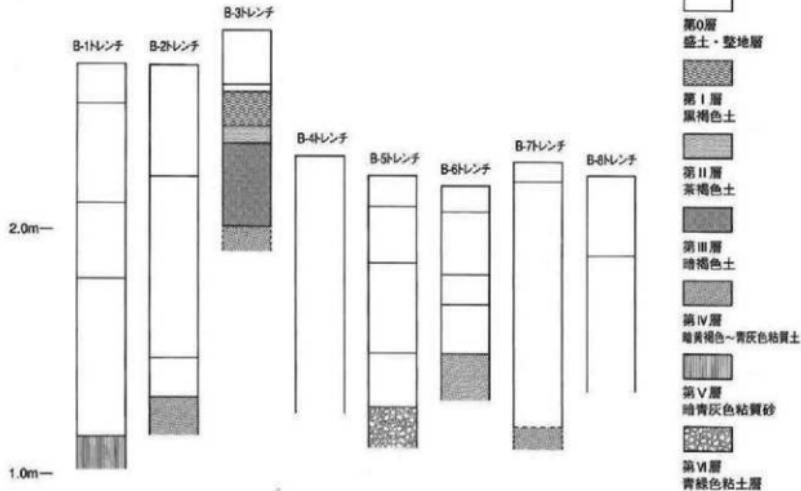
現代の盛土整地に係る層は一括して第0層とした。駐車場として整備するために搬入された碎石や、いわゆる赤土、砂、粘土など多岐にわたり、重層的に厚く堆積した地点が多くみられた。

第I層～第III層までは、B-3 レンチに限定して検出された層である。第I層は黒褐色を呈する土層であり、炭化物・焼土を主体とする。近代の陶磁器を含む事から、それ以降の新しい生活層であると判断される。第II層は茶褐色土であり、炭化物を僅かに含むが遺物は検出されていない。第III層は暗褐色土であり、中世の遺物を包含する層である。土質は第II層に類似するが、炭化物を少量含み、粘性綿まりはやや強い。第IV層は暗黄褐色～青灰色粘質土であり、当該地の地山層と判断されるものである。この上面を調査区内における遺構確認面とした。B-3 レンチでは標高約2.4mで検出され、酸化が強く粘性はあまり強くない。一方、B-2・6・7 レンチでは標高約1.2～1.5mで検出され、還元化した粘質の強い土層ものであった。このことから、B-3 レンチ以外では本層の上部が過去に失われ、下部のみが現存していたものと判断される。第V層は暗青灰色粘質土であり、B-1 レンチでのみ検出された。当該地で、第IV層の下位に堆積する層である。第VI層は青緑色粘土層であり、茨川に近接するB-5 レンチのみで検出された。大小の玉砂利を大量に含み、綿まりはあまり強くなかった。旧茨川に堆積した層、もしくは護岸工事の際に攪乱された層と考えられる。

### 4) 遺 物

計10点ほどの遺物が調査区内から出土した。B-3 レンチにおける遺物包含層（第III層）からの出土

3.0m—



第33図 琵琶島城跡第2次確認調査基本層序柱状模式図 (S = 1:40)



第34図 琵琶島城跡第2次確認調査出土遺物

は中世の遺物に限定される。その他に近世後期の遺物も調査区内から少量出土している。以下、図化した資料（第34図）について個別に報告し、それ以外は割愛した。

**中世** 中世の遺物は中世土師器が3点（図版28 a～c）、青花が1点出土した。中世土師器のうち2点がB-3トレンチの遺物包含層より検出されたものである。全て小破片であり器形が復元できるような資料はみられず、時期の特定できるようなものは皆無でといわざるを得ない。

1は、青花の皿である。器形復元の結果、口径9.2cm、高台径4.5cm、器高は2.0cmと推測される。焼成は良好、胎土は灰白色、釉薬は明瞭灰色である。形態や文様などから、概ね15世紀後半～16世紀前半頃に

比定される〔小野1982〕。B-2トレンチ盛土整地層からの出土である。

近世2・3は近世後期の磁器であり、ともにB-3トレンチ盛土整地層から出土した。時期的に琵琶島城との関連性はないが、当該地である程度まとまった遺物量となるためひとまず掲載した。

2は、肥前系磁器の碗である。口縁部片であるが、端反形を呈する器形と推測される。肥前磁器の編年に対応させると〔野上2000〕、模様などの特徴から、近世よりも時期が下る19世紀中頃～後半の所産と考えられる。焼成は良好、胎土は灰白色、釉薬は明オリーブ灰色である。3は、口縁部～高台まで約2/3が残存する端反碗である。外面には3箇所に簡素な草花文が描かれる。口径11.1cm、高台径4.3cm、器高5.4cmである。焼成は良好で、胎土は灰色、釉薬は明緑灰色である。内面見込みには、微細な黄褐色砂粒が付着する直径5.6cmほどの重ね痕がみられ、高台にも同様な砂粒が付着している。

### 3 調査のまとめ

**確認調査の成果** 今回実施したB地点の確認調査では、調査区の一部（B-3トレンチ）において琵琶島城が存在した時期に相当すると考えられる遺構や遺物が検出された。しかしながら、調査区のほとんどが過去の住宅建築などのために既に攪乱を受けており、遺跡の遺存状態は極めて低いといわざるを得ないものであった。遺跡が概ね良好に残存している部分は中央部分に限定され、その東西両側は壊滅状態といえるような状況と判断される。当該地の土層堆積が厚いものではなく、遺物包含層や遺構確認面が比較的浅い深度に存在するため、A地点のように耕作地として利用された土地でなければ、遺跡の保存が困難であったと考えられる。このようなことから、遺跡の範囲については今回の調査において特定することはできなかった。しかしながら、B-3トレンチでは僅かな面積にもかかわらず、遺構が多数検出された。これは、周囲に遺構が密集した状況を示すものととらえられ、建物跡が存在した可能性が高い部分と考えられよう。

**今後の課題** 本遺跡に係る調査として、平成14年5～10月にA地点における本発掘調査が実施された。約2,000m<sup>2</sup>の調査区を対象とし、琵琶島城跡の一片を明らかにする成果があげられている。その概要とともに今後の課題や展望について述べることとする。まず出土遺物については、時期的に15世紀後半～16世紀前半のものが主体となり、中世土器、珠洲焼、越前焼、青磁、白磁、青花、天目などが代表される。これら陶磁器の内容等から周囲における有力者層の生活がうかがえる。その他、ひしゃく、しゃもじ、箸、漆塗りの漆器などの木製品も出土している。さらに、古瀬戸の陶器花瓶や、青銅製の金剛杵等の興味深い資料も検出された。主な遺構としては、柱穴が約1,400基、井戸跡が15基程度検出された。柱穴については礫石を伴うものや大型ものが多く含まれ、大規模な建物が複数存在したと推定される。また、敷地を方形に区画する幅約4mの溝が検出された。遺物の多くはその覆土から出土している。このような調査結果から、調査区内には琵琶島城に関連する建物が存在したことが明らかとなり、周囲は城館に付随する敷地と考えられる。金曲輪という地名が残るA地点周辺は、二の丸に相当するともいわれており〔新沢1970〕、調査ではその可能性を肯定するような成果があげられたといえよう。

一方、今回確認調査を実施したB地点については、瀬川神社所蔵の絵図（図版23-b）をみると、周囲に「鴨曲輪」、「鳥居馬場」といった名称が見受けられ、やはり城館にゆかりのある土地と推定される。また、調査区付近は三の丸に相当するとも目されており〔新沢1970〕、今回の確認調査で発見された遺構と琵琶島城との関連性が、今後の本発掘調査等で明らかとなることが期待される。

## IX 総括

柏崎市内遺跡発掘調査事業では、内容が不明確な遺跡及び遺跡隣接地、未周知の遺跡が存在する可能性のある地点に開発行為がもたらされた場合、試掘・確認調査を実施して埋蔵文化財の取扱い等についての基礎資料を得ることを大きな目的のひとつとしている。第X期となった平成14年度の本事業では、新発見の1遺跡を含む8遺跡・1地点を対象として、10件の調査を実施してきた。近年の本事業における調査件数をみると、第X期（平成12年度）が8件（7遺跡）、第XI期（平成13年度）が7件（6遺跡・1遺跡群・1地点）となっており、年間7～10件の調査が必要な状況が続いていることがわかる。

年度末を除く第X期における各調査の概要は、第II～Ⅸ章で報告してきたところである。報告した8件の調査は、いずれも本発掘調査の合間にあるいは終了後に1～2日間で実施するという、スケジュール的にも時間的にも限られたものであった。そのため、調査実面積も対象区域の1割を満たす例は少なく、必ずしもすべての調査において大きな成果をあげているとはいえない。しかし、その結果に得られた情報は、その地域における過去の一端を明らかにする資料となる。したがって、試掘・確認調査のデータは、埋蔵文化財の取扱いに関する行政的な資料となるのみではなく、各地域の歴史を紐解く貴重な資料になると考えられる。今後も本事業においては、行政サービスとともにデータの蓄積と資料化に努めていきたい。

### 《引用・参考文献》

- 宇佐美義美・坂井秀秀 1987「関連道路」柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史資料集 考古篇1 考古資料（図・拓本・説明）』 柏崎市史編さん室
- 小野正敏 1982「15、16世紀の染付碗、皿の分類とその年代」『貿易陶磁研究』第2号 日本貿易陶磁研究会
- 柏崎市教育委員会 1980「岩野遺跡－新潟県柏崎市岩野遺跡発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第2号）
- 柏崎市教育委員会 1985「吉井遺跡群－新潟県柏崎市吉井遺跡群発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第4号）
- 柏崎市教育委員会 1987「西吉野－新潟県柏崎市長崎町西吉野遺跡発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第7号）
- 柏崎市教育委員会 1990「吉井遺跡群II－新潟県柏崎市・吉井遺跡群第II期発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第13号）
- 柏崎市教育委員会 1998「角田遺跡」「柏崎市の道路Ⅰ・柏崎市内遺跡第Ⅱ期発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第29集）
- 柏崎市教育委員会 1999「角田－新潟県柏崎市・角田道路発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第39集）
- 柏崎市教育委員会 2002「角田遺跡（第2次）」「柏崎市の道路Ⅲ・柏崎市内遺跡第Ⅲ期発掘調査報告書－」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第29集）
- 品田高志 1997「越後国における土器の変遷と諸相」北陸中世土器研究会編『中・近世の北陸－考古学が語る社会史－』 桂書房
- 新沢佳大 1970「柏崎年史」上巻 柏崎市教育委員会
- 中野雄二 2000「波佐見」「九州近世陶磁学会10周年記念－」九州近世陶磁学会
- 野上建紀 2000「磁器の編年（色鉛筆以外） 1. 瓶・小壺・皿・紅皿・紅猪口」「九州陶磁の編年－九州近世陶磁学会10周年記念－」九州近世陶磁学会
- 豊 繩雄 2000「陶器の編年 1. 瓶・皿」「九州陶磁の編年－九州近世陶磁学会10周年記念－」九州近世陶磁学会

開運橋遺跡 1



a. 調査区近景

(南東から)



b. 調査区近景

(西から)

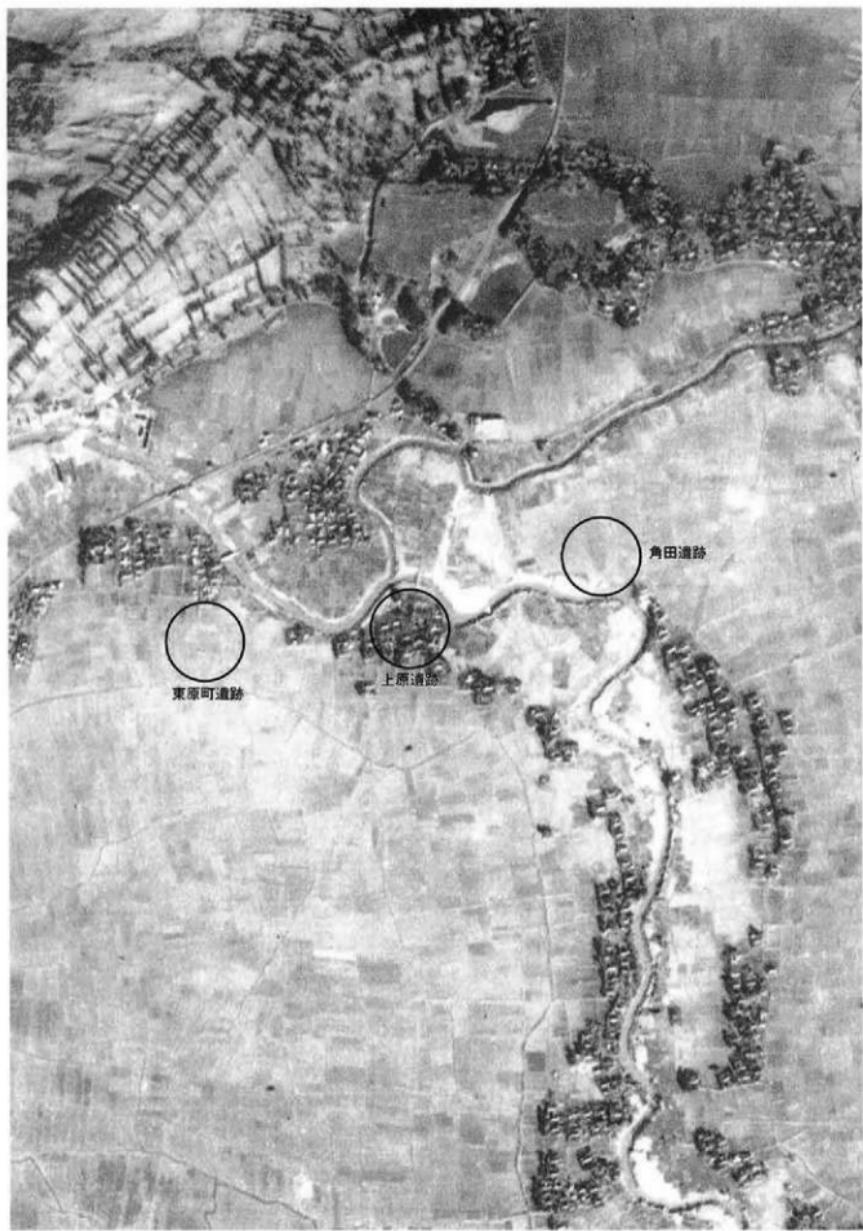
## 開運橋遺跡 2



e. 開運橋遺跡近景

(南西から)

## 角田遺跡 1



西中通地区周辺航空写真（1947年）約1:10,000

角田遺跡 2



a. 角田遺跡近景

(南西から)



b. 角田遺跡近景

(西から)

角田遺跡 3

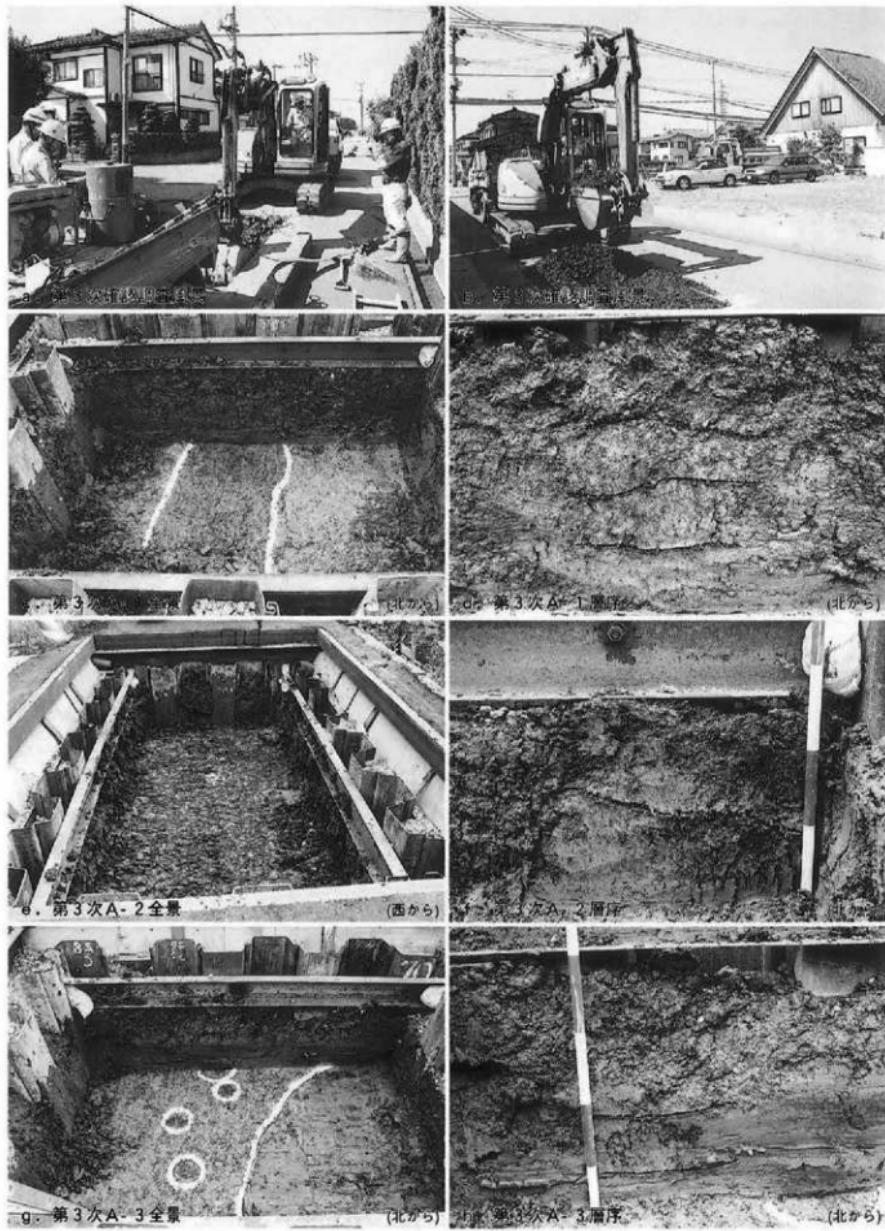


a. 第3次確認調査風景

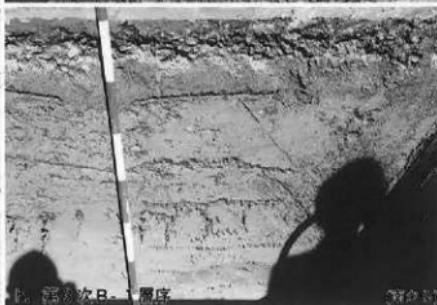
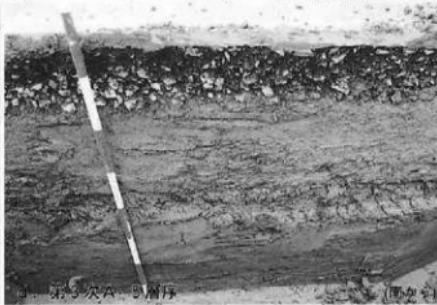
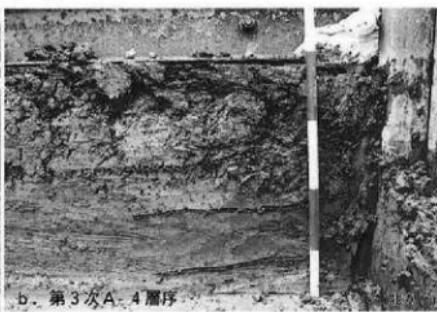
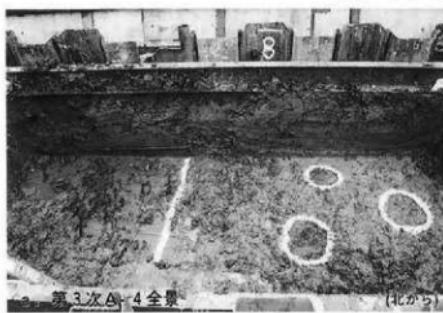


b. 第3次確認調査風景

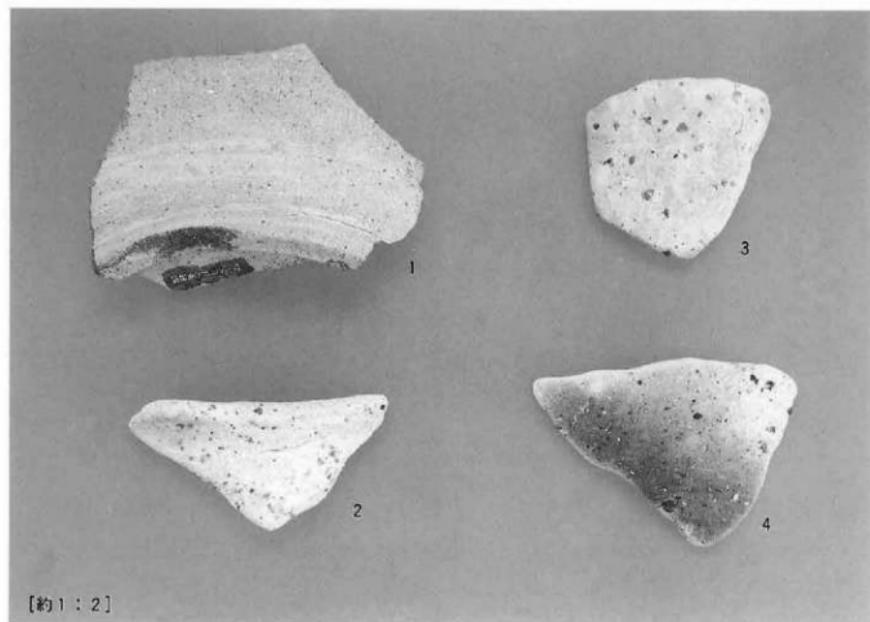
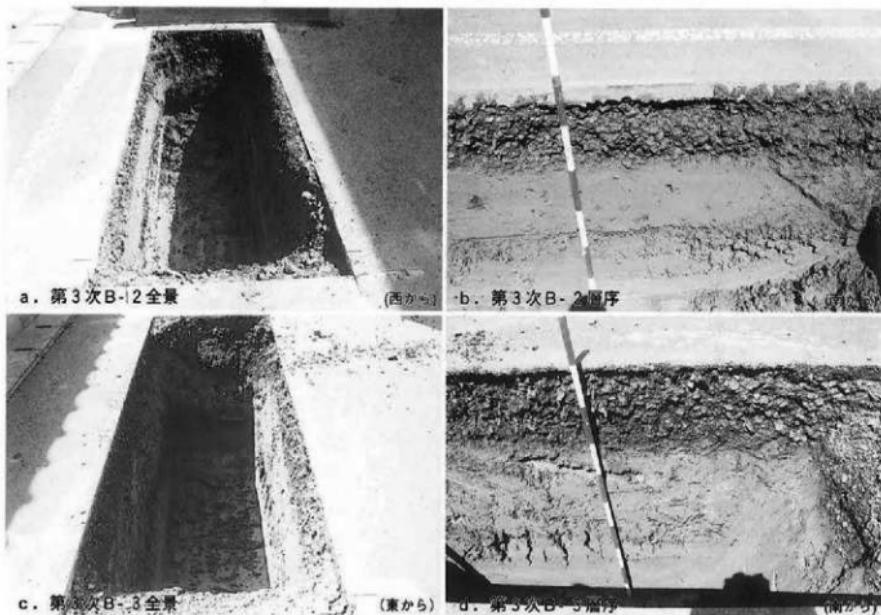
## 角田遺跡 4



## 角田遺跡 5



## 角田遺跡 6



e. 第3次 出土遺物

角田遺跡 7



a. 第4次確認調査風景

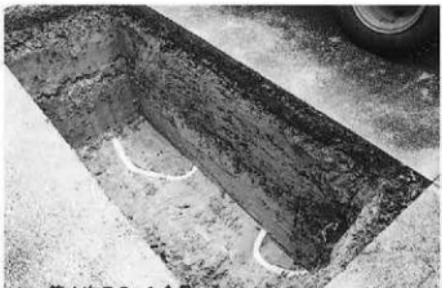


b. 第4次確認調査風景

## 角田遺跡 8

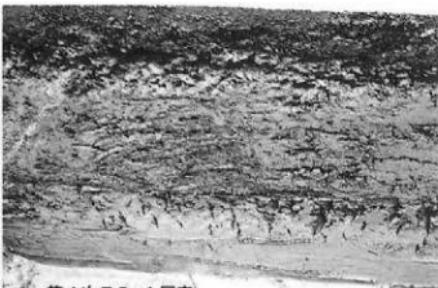


a. 第4次確認調査風景



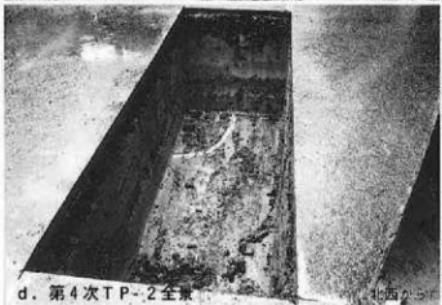
b. 第4次TP-1全景

(北東から)



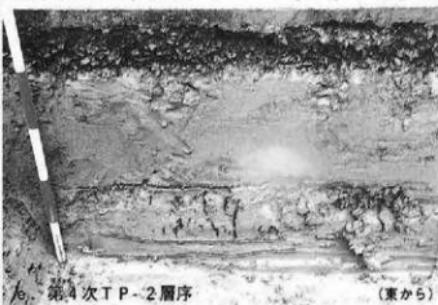
c. 第4次TP-1層序

(東から)



d. 第4次TP-2全景

(北西から)



e. 第4次TP-2層序

(東から)

## 東原町遺跡 1



a. 調査区近景

(南西から)



a-1試柵坑全貌



A-1試柵坑層序

(北東から)

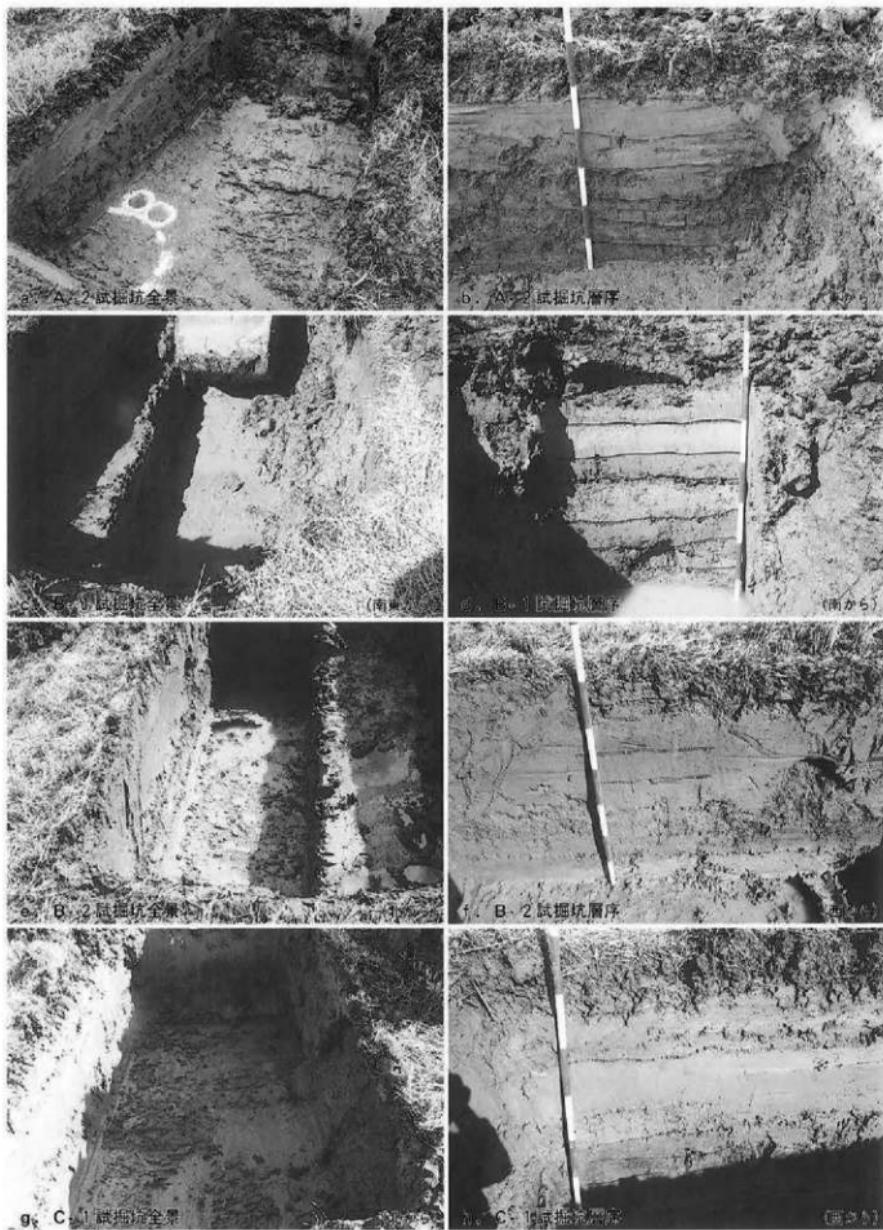


a-2 A-2試柵坑全貌

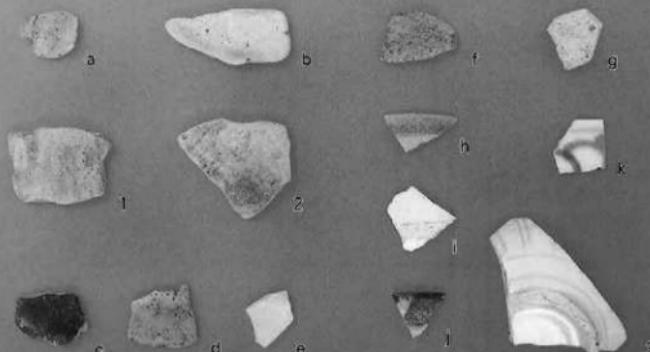
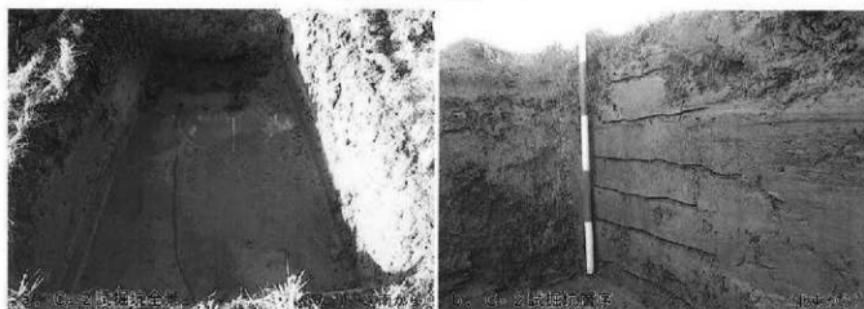


a-3 A-1試柵坑遺構確認

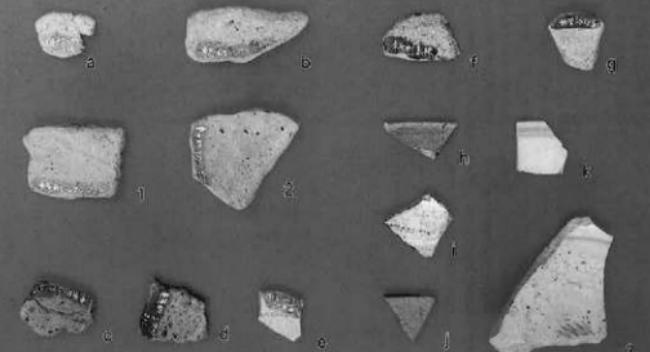
## 東原町遺跡 2



## 東原町遺跡 3



c. 出土遺物（外面）



d. 出土遺物（内面）

吉井水上遺跡群 1



a. 調査区近景

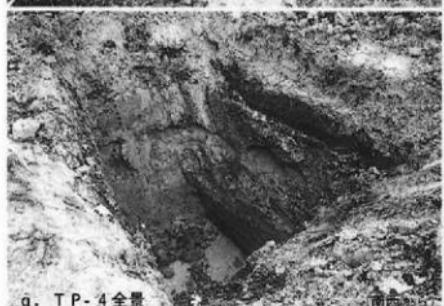
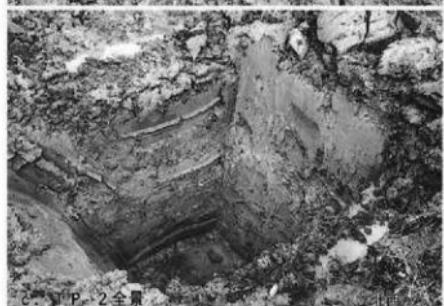
(南から)

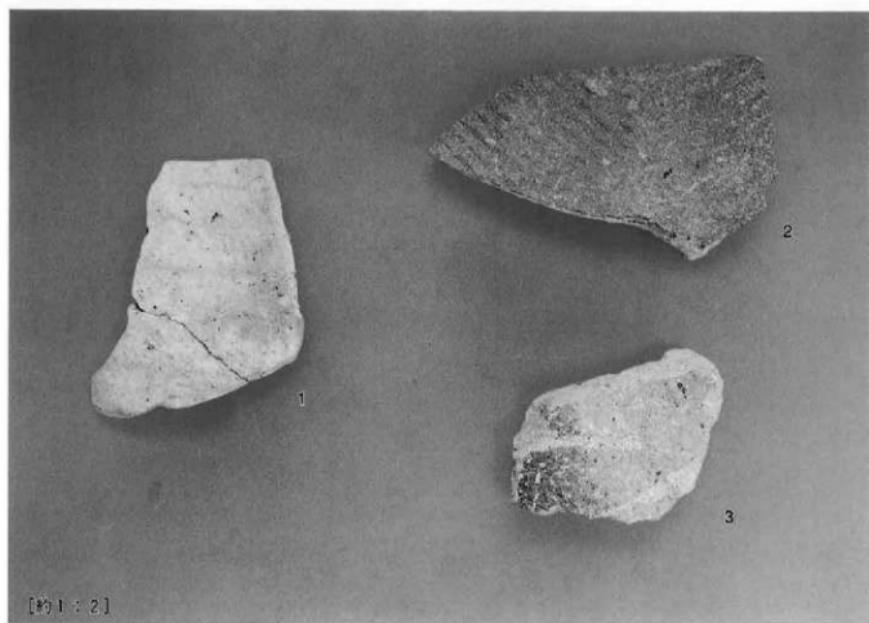


b. 調査風景

(南から)

## 吉井水上遺跡群 2





[約1:2]

## 上原遺跡 1



a. 調査区近景

(北西から)



b. A地点近景

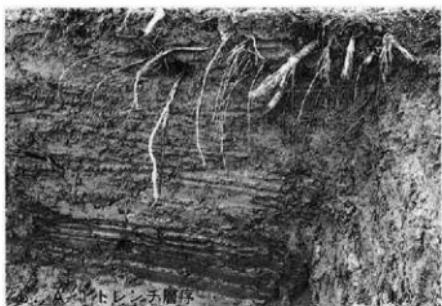
(南から)

上原遺跡 2

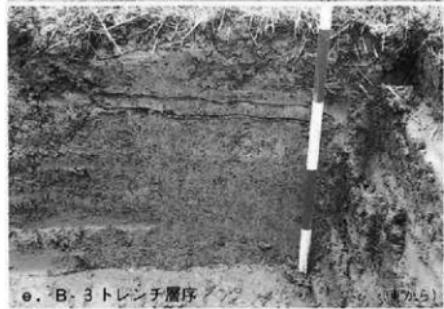
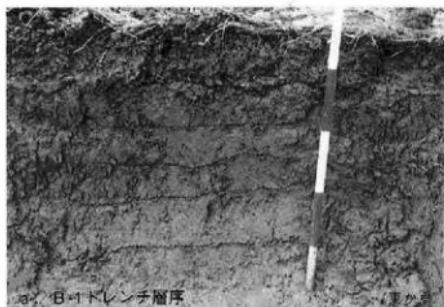


a. B 地点近景

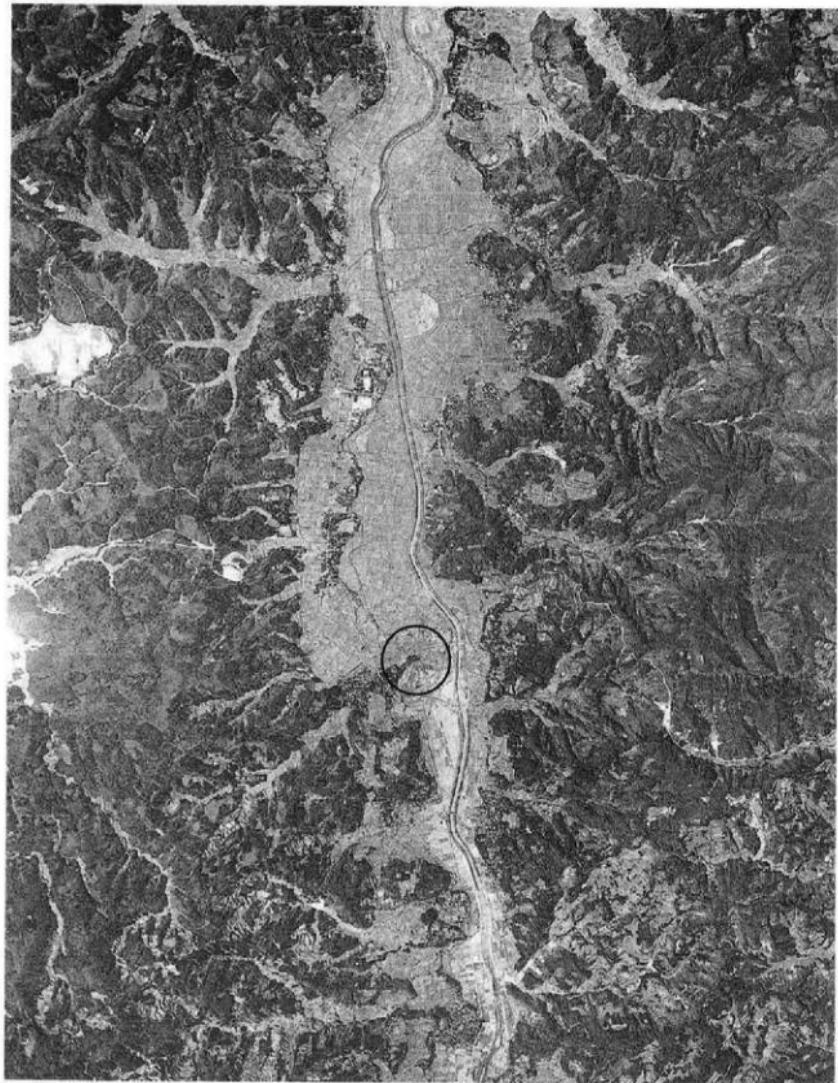
(南東から)



## 上原遺跡 3



秋里遺跡 1



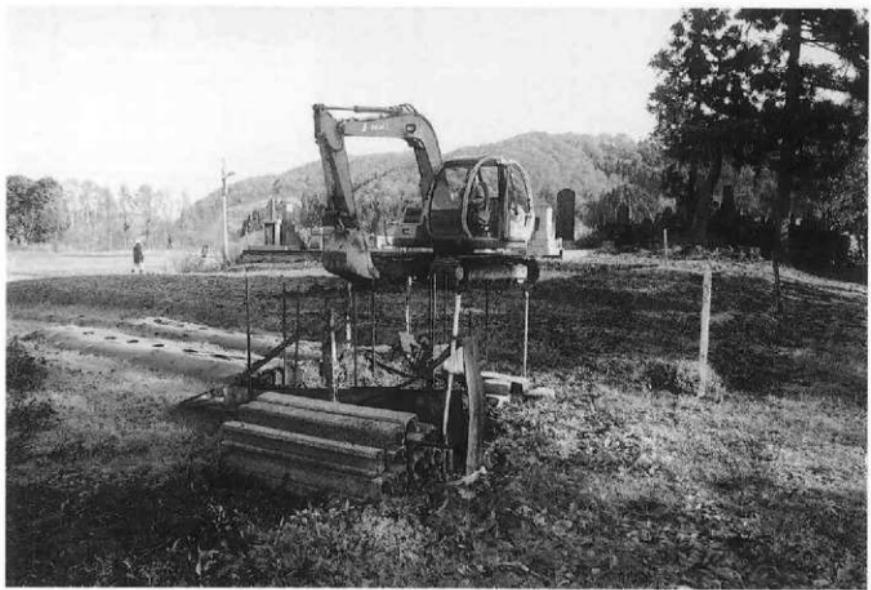
秋里遺跡航空写真（1961年 約1:30,000）

## 秋里遺跡 2



a. 調査区近景

(北西から)



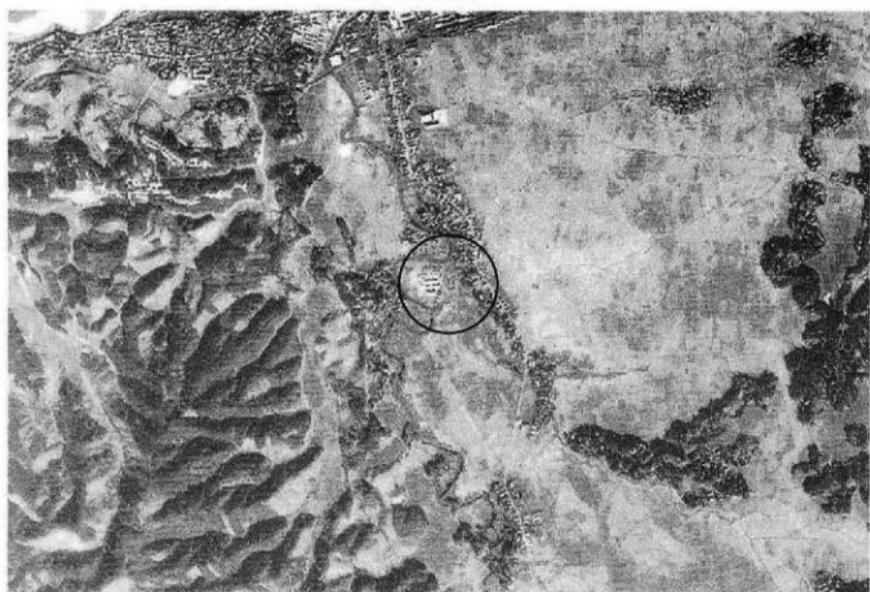
b. 調査区近景

(南西から)

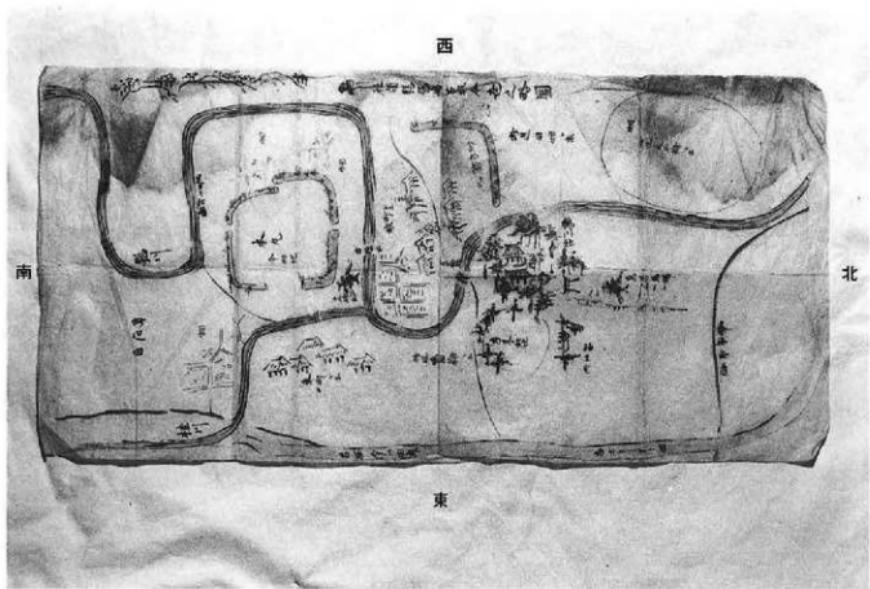
## 秋里遺跡 3



## 琵琶島城跡 1



a. 琵琶島城跡航空写真（1947年）約1：20,000



b. 繩川神社所蔵絵図（提供：柏崎市立図書館）



a. 調査区近景

(南西から)



b. 調査区近景

(東から)

## 琵琶島城跡 3

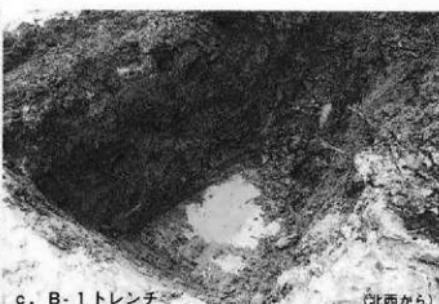


a. 作業風景

(東から)

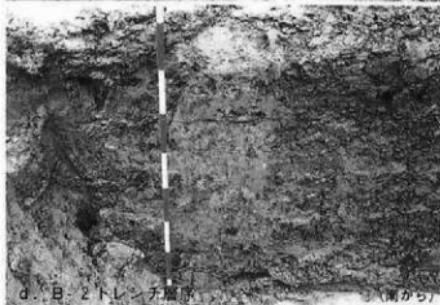


b. B-2 小トレンチ断面



c. B-1 トレンチ

(北西から)



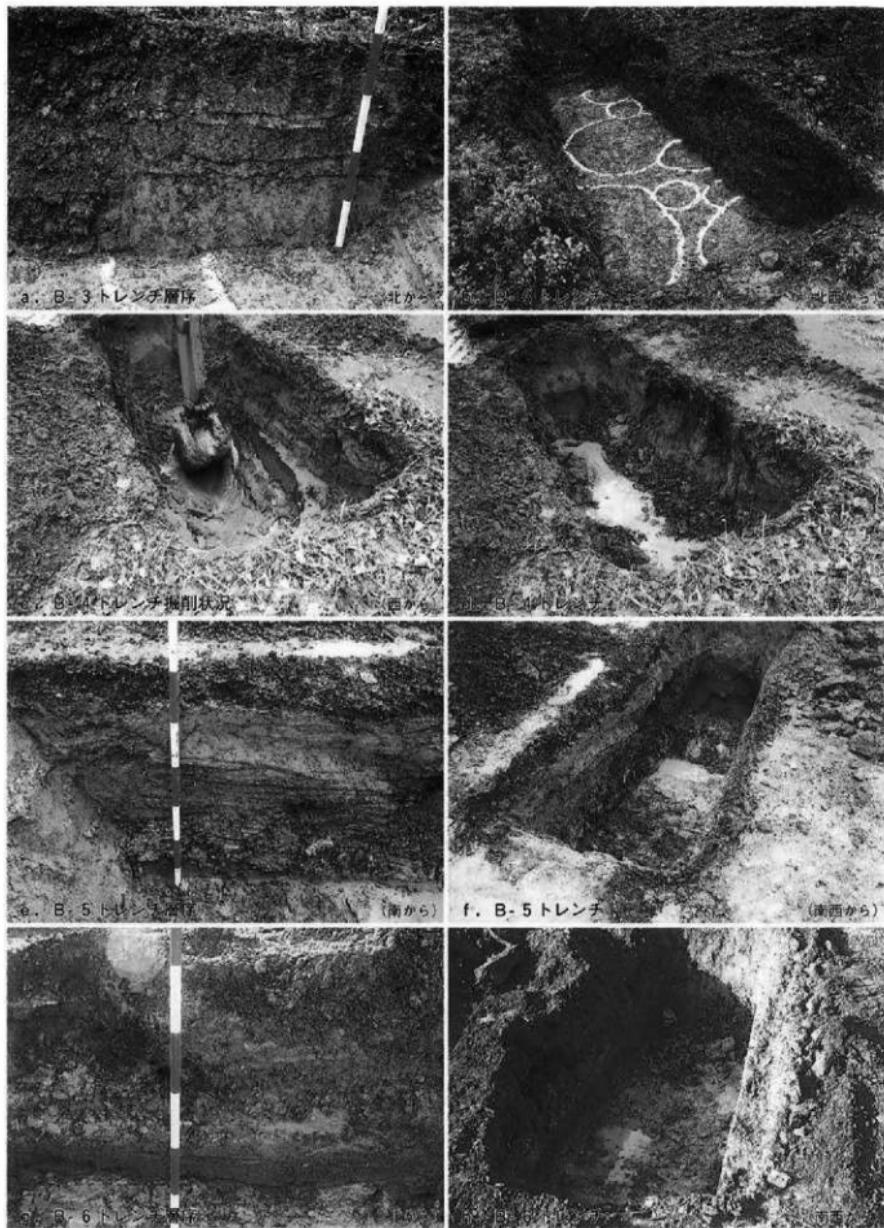
d. B-2 トレンチ断面

(南から)

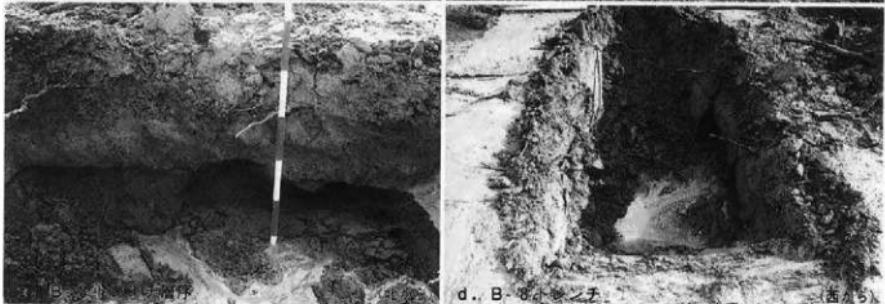


e. B-2 トレンチ

(南西から)

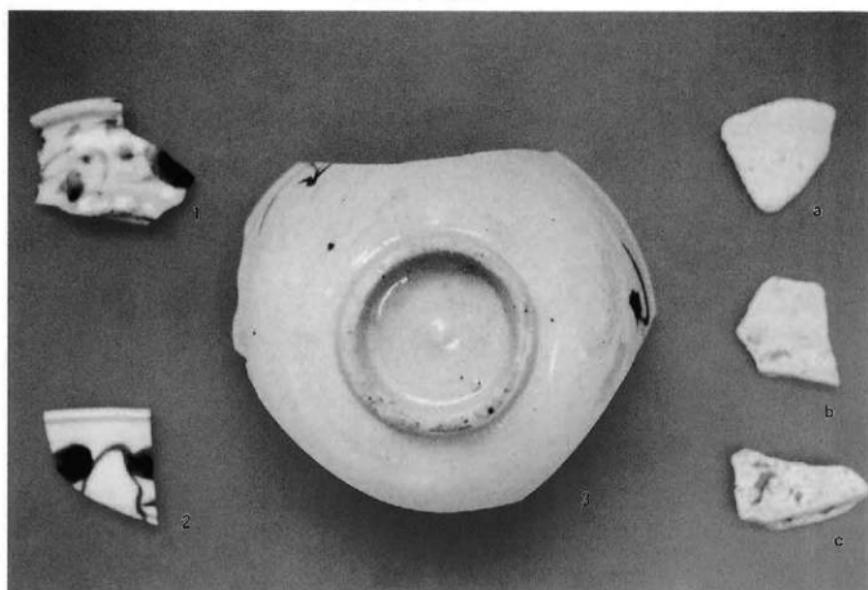


## 琵琶島城跡 5



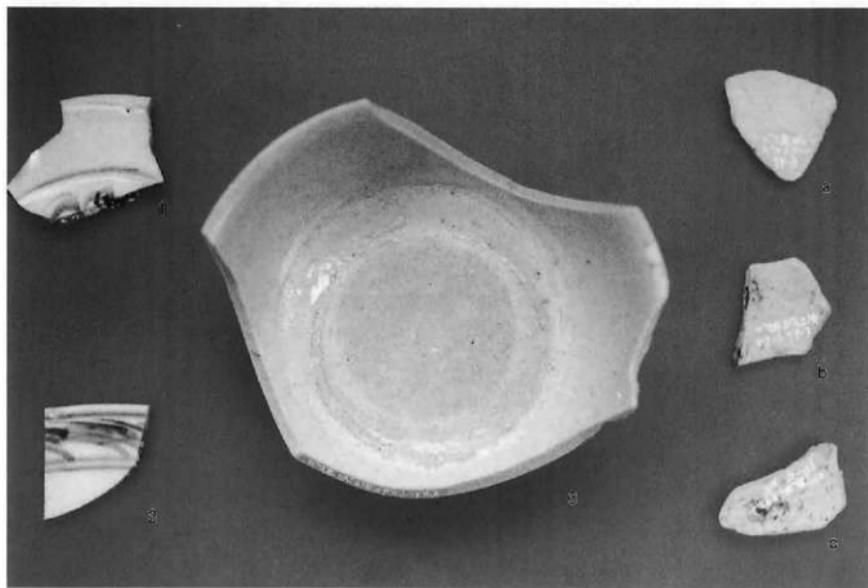
e. 琵琶島城跡本発掘調査航空写真

(西から)



a. 出土遺物 (1)

(外面 約2:3)



b. 出土遺物 (2)

(内面 約2:3)

## 報告書抄録

ふりがな	かしわざきしのいせき							
書名	柏崎市の遺跡							
副書名	柏崎市内遺跡第XII回発掘調査報告書							
卷次	XII							
シリーズ名	柏崎市埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第41集							
編著者名	品田高志・中野純・伊藤啓雄・平吹靖							
編集機関	柏崎市教育委員会 文化振興課（柏崎市遺跡考古館）							
発行者	柏崎市教育委員会							
所在地	〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5-50 TEL. 0257-23-5111 内線365							
発行年月日	西暦 2003年3月31日							
ふりがな 所取遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯 度	東經 度	調査期間 西暦年月日	調査面積 m <sup>2</sup>	調査原因	
開運橋遺跡 (第4次)	新潟県柏崎市 橋場町	15205	40	37度 23分 30秒	138度 34分 55秒	20020521	110 m <sup>2</sup>	橋梁架替工事 市道改良工事
角田遺跡 (第3次)	新潟県柏崎市 大字劍	15205	371	37度 23分 23秒	138度 36分 01秒	20020909 ~20020910	35 m <sup>2</sup>	公共下水道敷設 工事
東原町遺跡	新潟県柏崎市 東原町	15205	710	37度 23分 13秒	138度 35分 22秒	20020918	40 m <sup>2</sup>	給油所及び駐車場 の敷地造成工事
吉井水上 遺跡群	新潟県柏崎市 大字吉井	15205	344	37度 23分 28秒	138度 38分 06秒	20021112 ~20021113	63 m <sup>2</sup>	主要地方道拡幅 工事
吉井水上 遺跡群	新潟県柏崎市 大字吉井	15205	258	37度 23分 34秒	138度 38分 07秒			
角田遺跡 (第4次)	新潟県柏崎市 大字劍	15205	371	37度 23分 27秒	138度 36分 03秒	20021115	6 m <sup>2</sup>	公共下水道敷設 工事
上原遺跡	新潟県柏崎市 大字上原	15205	378	37度 23分 18秒	138度 35分 43秒	20021116 ~20021117	52 m <sup>2</sup>	河川改修工事 市道改良工事
秋里遺跡 (第4次)	新潟県柏崎市 大字宮平	15205	38	37度 17分 35秒	138度 37分 39秒	20021120	32 m <sup>2</sup>	墓地造成工事
堺島城跡 (第2次)	新潟県柏崎市 大字城東	15205	58	37度 21分 11秒	138度 33分 13秒	20021121 ~20021122	45 m <sup>2</sup>	市道改良工事
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
開運橋遺跡(第4次)	散布地							
角田遺跡(第3次)	集落跡	古代		土師器・須恵器				
東原町遺跡	散布地	古代・中世	遺跡・ピット	土師器				
吉井水上遺跡群	吉井水上I遺跡	集落跡	古代	土師器・須恵器				
	吉井水上II遺跡	集落跡	古代	土師器・須恵器				
角田遺跡(第4次)	集落跡							
上原遺跡	散布地							
秋里遺跡(第4次)	集落跡		ピット					
堺島城跡(第2次)	城館跡	中世・近世	土坑・ピット	中世土師器 近世陶磁器				

※ 北緯・東經は世界測地系に基づく。

柏崎市埋蔵文化財調査報告書第41集

## 柏崎市の遺跡XII

——柏崎市内遺跡第XII期発掘調査報告書——

平成15年3月20日 印刷

平成15年3月31日 発行

発行 柏崎市教育委員会

〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5-50

印刷 協同組合 柏印会